

平成28年 第1回定例会

美深町議会議録

平成28年3月 4日 開会

平成28年3月17日 閉会

美深町議会

平成28年第1回定例会
美深町議会会議録
第1号（平成28年3月4日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第20号乃至議案第26号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）
- 第 6 予算特別委員会の設置
- 第 7 議案第10号の提案説明
- 第 8 議案第11号の提案説明
- 第 9 議案第12号の提案説明
- 第 10 議案第13号の提案説明
- 第 11 議案第14号及び議案第15号の提案説明
- 第 12 議案第16号（過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 第 13 議案第17号の提案説明
- 第 14 議案第18号（美深町町有林野管理条例の一部改正について）
- 第 15 議案第3号乃至議案第8号の提案説明
- 第 16 議案第9号の提案説明
- 第 17 議案第19号（美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金および融資限度額について）
- 第 18 報告第1号 委員会報告（総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告）
- 第 19 報告第2号 委員会報告（平成27年度議会広報特別委員会報告）
- 第 20 休会日の決定

◎出席議員（10名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	長山 口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	渡辺 英行 君	住民生活課長	羽野 保則 君
保健福祉課長	望月 清貴 君	農務課長	草野 孝治 君
建設水道課長	杉本 力 君	会計管理者	吉田 克彦 君
総務グループ主幹	川端 秀司 君	企画グループ主幹	小林 一仙 君
生活環境グループ主幹	後藤 裕幸 君	税務グループ主幹	山崎 義典 君
保健福祉グループ主幹	小野 勇二 君	農業グループ主幹	中江 勝規 君
建設林務グループ主幹	中林 秀文 君	水道住宅グループ主幹	南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長	宮原 宏明 君	教育長	石田 政充 君
教育次長	玉置 一広 君	教育グループ主幹	桜木 健一 君
教育グループ主幹	大堀 裕康 君	幼児センター長	藤原 裕子 君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎 敬雄 君	事務局長	草野 孝治 君
---------	---------	------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本 守 君	事務局長	長谷川 浩 君
--------	--------	------	---------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩 君	事務局係長	神野 勝彦 君
------	---------	-------	---------

開会 午後 1時30分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので只今から平成28年第1回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議をお開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則120条の規定により、議長において7番岩崎君、8番諸岡君の両君を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から17日までの14日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は、本日から17日までの14日間と決定しました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

1つ、仁宇布小中学校校舎新改築を求める要望書。1つ、軽度外傷性脳損傷、脳震盪の周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情。1つ、日本国憲法の尊重、擁護に関する要請についての3件であり資料として配布しております。

次に閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から専決第8号 美深

町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正。専決第1号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正の2件。代表監査委員から平成27年度後期定期監査報告書、財政援助団体等監査報告書、平成28年2月実施の例月出納検査報告書の3件です。これらはいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きます。

次に今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提出のもの、平成27年度補正予算6件、条例制定1件、条例改正6件、条例の整備2件、市町村計画1件、預託金および融資限度額等1件、平成28年度予算7件の合計24件です。議会側の提出のもの委員会報告の2件です。今定例会の説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言が求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 平成28年第一回定例会の開催にあたりまして、昨年実施した国勢調査にかかる速報値紙の状況のほか、JR美深駅の無人化に対する対応ならびに今冬期の交通状況について行政報告をいたします。

まず、昨年は国勢調査の年であり平成27年10月1日時点における人口動態調査が実施されました。過日、速報値として発表され報道もなされている所であります。日本全国の人口は前回平成22年度の調査時から94万7,000人減じ0.7%減少となりました。大正9年の調査開始以降初めての減少となっているわけであります。都道府県においては東京、神奈川などの大都市圏と沖縄など8つの都県で人口増加となっておりますが、残りの39の道府県は減少している状況にあります。中でも本道は12万3,000人の減少となり道府県別では最も多く人口が減少となりました。市町村別では全国1,719ある市町村のうち82.4%に当たる1,416市町村で人口が減少し、そのうち5%を超える人口減少は約半数を占めています。本町においても前回調査時5,178人から10%にあたる519人が減じ4,659人と発表された所であります。減少の要因としては自然減と言われる出生数の減、これを上回る死者数が依然として強い傾向にあるとともに前回調査時における経済動向を振り返ると美深道路の建設によって町外からの人口流入があった状況から上川管内においても比較的高い減少率を示したものと考えられる所であります。日本全国で減少傾向にありますが本町の人口減少に歯止めがかかるよう基幹産業の振興や

地域活性化に一層取り組む必要があると感じているところであります。

次に、JR美深駅の無人化対策ですが平成28年3月26日のダイヤ改正に合わせ美深駅の無人化を告げられてきたところであります。町として公共交通の確保は地域づくりに必要不可欠な要素であり、駅の無人化は利便性の低下を招く恐れがあるため、町とJR北海道との契約に基づいて一定の乗車券、特に特急券等を簡易委託方式を持って進めて参ります。実際に簡易委託を受けて販売する切符の研修や販売開始日などにつきましては現在調整を続けていますが、年度が改まる4月に入ってから販売の指導を受け、開始するよう準備を進めている所であります。

最後に今冬期の降雪は近年にない大雪に見舞われており、町民の皆様が大変苦労されている状況にあります。町が独自に測定している今期の降雪量は2月末時点で過去10年間の平均値と比較して140%の9メートル70センチに達している所です。また積雪量においても平均値1メートル13センチを50センチ上回り1メートル63センチ、144%増となっている状況にあります。町内では吹雪など視界不良によって交通事故も多発しており住民の皆様の自己防衛のお願いをするとともに除排雪につきましては今議会に本年度2回目の補正を提案し、道路交通網の確保や排雪ダンプ補助、門口除雪などに勤めて参ります。町道の除排雪等に対し、一層のご理解やご協力をお願い申し上げ行政報告とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の町長からの行政報告についてお尋ねの向きがあれば発言を願います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 駅の無人化に関わる4月以降の取り組みについて行政報告を頂いたところですが、JRの新たな時刻表には美深駅がツインクルの窓口として残るような形の表記があったのですが、従来の切符の販売等につきましては、さほど支障がないという理解で、先程の説明では簡易委託方式を取り入れて実施に繋げていきたいというお話でありましたがそのような理解でよろしいのかどうかという事をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） JR駅の今後の簡易委託の販売状況、現行の端末機と言いますかJRの機械を使った販売ができないということになります。そのかわり一定程度、需要の多い駅のすでに印刷してある切符の販売をしていくというようなことで現在おおむね現在の利用状況みると85%から90%のエリアをカバーできるような切符の販売方法にしていきたいというような状況で今、調整を進めているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なければ報告済みといたします。

◎ 日程第5 議案第20号乃至議案第26号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第20号 平成28年度美深町一般会計予算乃至議案第26号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの平成28年度各会計予算を一括して議題といたします。この際、平成28年度町政執行方針ならびに教育行政執行方針について町長ならびに教育長から説明のための発言が求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 平成28年第1回定例会の開会に当たり、平成28年度町政執行方針を申し上げます。

平成28年度の行財政運営を取り巻く情勢に目を向けると、国内経済は、2月に内閣府が発表した月例経済報告においても「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、こうした経済情勢の中で、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」、「総合的なTPP関連政策大綱」、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」などの着実な実行をもって好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するとしています。我が国は、深刻な人口減少・少子高齢化問題に対峙しています。加えて地方は、都市部への人口集中により、集落や地域の存立にさえ関わる極めて深刻な問題となっています。平成28年度は、昨年10月に策定した「人口ビジョン」と、人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決を目指す「美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業が本格化するとともに、第5次美深町総合計画の後期計画がスタートする年でもあります。地方創生、人口減少抑制対策を盛り込み、基幹産業を中心として地域産業の振興に意を配し、継続するまちとして必要な施策を予算化したところです。

人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設をはじめとした社会インフラの老朽化対策など、未経験の課題に対応しなければならないこれからの行財政運営は、厳しさを増していくものと考えています。限られた財源の有効活用に知恵を絞り、人口減少・少子高齢化問題に特化した総合戦略と、まちづくり全体の方向性を示した総合計画の推進によって「みんなで築く 輝くまち 美深」をより実効性のあるものにするため、産業を盛んにし、住環境の整備や、安心して暮らすことのできる豊かで活力あるまちを目指して取り組んで参ります。このような状況にあって平成28年度の当初予算は一般会計

で47億2,100万円となり前年度対比4億6,100万円、11.8%の増となっております。国民健康保険特別会計は前年度対比96.5%の6億8,720万円249万円の減であります。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比96.2%の7,430万円、292万円の減であります。介護保険特別会計は前年度対比100.4%の5億7,310万円、2,200万円の増であります。北部簡易水道事業特別会計は前年度対比101.8%の3,430万円、60万円の増であります。下水道事業特別会計は前年度対比152.8%の3億6,800万円、1億2,710万円の増であります。中央簡易水道事業会計は前年度対比214.2%、2億3,578万1,000円、1億2,569万5,000円の増となっております。これら特別会計を含めた7会計の総額は66億9,368万1,000円となり前年度対比11.8%の増となったところであります。以降は第5次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って予算編成の考え方を説明いたします。まず1つ目の、自然環境と調和する安全・安心なまち美深であります。環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。本町の恵まれた自然環境と調和する美しいまちづくりを推進するため、引き続き省エネルギー活動や新エネルギーの活用による地域循環型社会の構築に努めて参ります。有害鳥獣対策では、エゾシカ、ヒグマや、そして近年増えているアライグマなどの捕獲対策を継続し、農業被害等の防止に努めるとともに、駆除従事者の育成支援の充実に努めて参ります。ごみ処理関係は、町民の理解と協力のもと、引き続き廃棄物の再資源化、減量化を推進し、美しく住みやすいまちづくりを目指した環境衛生対策を推進して参ります。また、名寄市において現在建設中の定住自立圏域によるごみ処理場の本格的な造成工事が始まり、その処分場の平成30年の供用開始に向けた環境整備を進めます。北部簡易水道事業特別会計につきましては、恩根内浄水場機械設備等の経年劣化に伴う改修工事が中心となり、前年度対比1.8%増の予算となっています。水道使用量、給水人口は若干減少していますが、施設の保守管理に留意して、安全な水を安定して供給出来るよう努めて参ります。下水道事業特別会計につきましては公共下水道の供用開始から20年以上が経過いたしました。長寿命化計画に沿った機械設備等の改修工事が本格化するため、前年度対比52.8%増の予算となっています。また、公共下水道認可変更業務や公共下水道施設、個別排水処理施設の各種管理業務委託をする中、環境・公衆衛生の充実を図って参ります。中央簡易水道事業会計につきましては、配水池の耐震化工事や量水器取替工事により、前年度対比114.2%増の予算となっています。給水人口の減少により使用水量も減少傾向にありますが、経費の平準化を鑑みた長寿命化計画を策定して、事業運営の効率化と安定した水の供給に努めて参ります。道路・交通網の整備について申し上げます。道路・交通網は、住民生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重

要な基盤であります。町道につきましては、路面や区画線の補修を行うとともに、新たに7線道路改良工事に着手いたしますが、これまでの継続工事として東1号道路北線、9線道路の改良工事を実施して参ります。高齢化が進む中、日常生活における交通手段の確保のため、町内交通体系の整備とともに、昨年から都市間バス、えさし号の乗降開始に取り組んで参りました。公共交通網につきましては、仁宇布デマンドバス、恩根内路線バス、市街地フレンドバスを継続するとともに、農村部交通空白地域の実証試験を1年間通して行いながら、多くの住民の皆様の移動手段が確保されるよう努めて参ります。住宅の整備について申し上げます。住宅は、健康で文化的な生活を営む基盤であります。新たな取組みとして、恩根内市街地活性化事業において地域の皆様が求めている住宅整備を進めて参ります。また、公営住宅につきましては長寿命化計画や住環境整備計画に基づいて、つくし団地の屋上防水工事そして西団地の再生に向けた基本計画を策定して、特色のある住環境を目指して参ります。まち・ひと・しごと総合戦略において、新しい人の流れをつくるため、観光の推進や移住・定住対策の推進が重要施策のひとつとなっています。都市居住者の移住ニーズに対応した移住推進住宅2棟の整備と移住体験事業の実施によって、移住のきっかけづくりを推進して参ります。計画的な土地利用について申し上げます。土地は、生活や産業活動の基盤です。関係機関と連携して農用地の防災機能向上や道路排水等の適正な管理をもって排水機能の向上を図って参ります。また、都市計画マスタープランの見直しや一部用途変更に沿って、市街地の計画的な土地利用に努めるとともに、公園施設の計画的な維持管理を実施して、安全・安心な町民の憩いの場を形成して参ります。消防・防災体制の充実について申し上げます。様々な災害から町民の生命・身体・財産を守るために、消防・救急・救助活動体制を強化し、これまでの災害を教訓として防災意識の高揚を図りながら、緊急・防災情報の的確な伝達をもって総合的な防災体制の確立に努め、災害に強いまちづくりに取り組んで参ります。救急救命につきましては、救急救命士の病院研修による高度救急医療技術の習得・向上、さらに病院、医師、ドクターへリ、ドクターカーとの連携体制の強化を図って参ります。自治会単位で構成されている自主防災組織を主体とした防災訓練の実施などを通じて、避難行動要支援者に対する協力体制を整えるなど、地域ぐるみで災害に備える活動が図られるよう支援して参ります。本年度は、老朽化した消火栓の更新を計画的に進めるとともに、引き続き災害に備えて食料品などの備蓄を進め、消防・防災体制の強化を図って参ります。交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。昨年は、平成24年10月以降の交通死亡事故1件の発生など、人身事故の多い年でありました。この様な痛ましい事故の再発防止に向けて、町民の交通安全の意識向上のため、各関係機関・団体等と連携した広報活動や街頭啓発などに取り組み、交通事故の

ないまちづくりに努めて参ります。防犯対策では、町民が犯罪被害に巻き込まれないよう、警察署からの情報提供や、関係団体と連携した防犯対策に努め、安全・安心なまちづくりを進めて参ります。情報化の推進について申し上げます。情報通信の基盤となる地域情報通信網を適切に管理して、インターネットのほか防災情報端末機を通して緊急情報、防災情報などの暮らしに役立つ情報を提供し、生活の利便性の向上と地域経済の活性化に努めて参ります。消費者生活対策の推進について申し上げます。多様化・複雑化する悪質な訪問販売や勧誘などの情報提供や、未然防止のための啓発活動、更には広域での消費生活相談事業を推進する取組みを継続して、消費者保護に努めて参ります。

次に、2つ目の資源をいかす活力に満ちたまち美深であります。まず、農業の振興について申し上げます。本年2月に正式署名された環太平洋連携協定（TPP）により、我が国の農業は大きな転換期を迎え、今後、長期的な影響が懸念されるほか、担い手の減少や高齢化、生産資材や肥料・飼料価格の高止まりなど、厳しい農業情勢が続いています。本年度は、将来にわたって美深農業が持続的に発展していくよう、新たに、がんばる美深農業！支援事業をスタートさせるとともに、個々の課題に対応した諸施策を推進して参ります。また、関係機関との協議を進めながら農業経営基盤強化促進基本構想を見直すとともに、農業振興地域整備計画の見直し作業に着手いたします。以下、主要事業等について申し上げます。環境と調和した安全・安心な農業の推進について申し上げます。消費者の食への関心が一層強まり、農畜産物においても安全・安心が強く求められています。堆肥等の有機物を活用した地域循環型のクリーン農業の推進や、土壤診断に基づく土づくりの推進をはじめ、廃プラスチック対策への支援などを継続して、環境への負荷を軽減し、持続可能な農業生産を支える取組みを推進して参ります。あわせて、地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動等に対して支援して参ります。生産性の向上と高付加価値化の推進について申し上げます。稲作につきましては、これまでのイエスクリーン米から全量特別栽培米へとステップアップを図るとともに、もち米生産組合として取り組む環境保全型農業直接支援対策に継続して支援して参ります。畑作及び酪農につきましては、新たにがんばる美深農業！支援事業により、前向きに取り組む農業者を後押しし、畑作においては土地利用型作物を中心に、土づくりやほ場の排水対策、高付加価値化などの取組みに対して支援するとともに、酪農では規模拡大等を図り良質乳の増産を図るなどの取組みに対して支援を講じます。あわせて、国の事業とも連携し、畜産クラスター関連事業の推進を図り、生産基盤の強化に対する支援を行って参ります。また、飼料確保対策につきましては、本年度から農業基盤強化の促進事業を活用して、飼料自給率の向上を図って参ります。その他、酪農ヘルパー事業や畜産経営、家畜防疫対策に対して引き続き支援

を行って参ります。農産物生産基礎となる土地基盤整備につきましては、湿害対策をはじめ、老朽化した農業水利施設の整備や支援を行うとともに、北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して実施します。農業振興センターにおいては、土づくりに対する指導を一層強化するとともに、特産品の研究・開発に向けた協力支援、畑作試験展示圃事業を継続します。美深特産品の販路拡大PRにつきましては、美深町農畜産物等販売推進会議での取組みを中心として、各種イベントにおけるPR活動や新たな販路拡大に向けた商談会等への参加に対し引き続き支援して参ります。担い手の育成確保とゆとりある農業の推進について申し上げます。担い手の育成と確保を最重要課題として位置付け、新規就農予定者の受け入れや農業経営継承組織の活動に対して引き続き支援を行うほか、新規就農者及び農業後継者に対する支援を継続して参ります。また、農業後継者のパートナー対策についても、農業後継者育成推進協議会が中心となって、出会いの場や交流会等を積極的に展開して参ります。昨年度開設した農業支援塾の内容を充実させ、幅広く農業の知識を習得できる体制を構築して参ります。労働力不足の解消は喫緊の課題となっています。労働力確保に取り組む団体等に対して継続した支援を行い、将来に向けた労働力確保体制を構築します。優良農地の確保と農用地の有効活用について申し上げます。離農に伴う優良農地を守り、農業生産力を維持するとともに、効率的な土地利用を展開するため、農用地利用改善団体を中心に、農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積や農地中間管理機構の活用など、適切な利用集積を図って、持続可能な美深農業の基盤を守ります。林業の振興について申し上げます。林業につきましては、森林の持つ多面的機能が十分発揮されるよう、美深町森林整備計画に基づき、補助制度の活用や協定に基づく道有林との共同事業等により、効率的な森林づくりを推進して参ります。びふか温泉の木質バイオマスボイラが順調に稼動しております。循環型エネルギーについて、関係団体と連携を図り、更に研究を進めて参ります。また、町産木材の利用を促進して、林産業の活性化と経営の基盤強化を図って参ります。商工業の振興について申し上げます。経済は回復基調といわれておりますが、地方においてその実感は薄く、町内商店主や中小企業者は、厳しい経営環境の中で、懸命に経営努力をされています。商工業の総合的な改善と発展を目的として、引き続き商工会事業への支援を行います。創設3年目を迎える商工業担い手支援事業補助金制度は、担い手育成、人材育成ともに予想を超えて活用いただいています。今後も新規開業や異業種進出、経営承継を一層支援し、商工業における雇用の場の確保や拡大を図って参ります。昨年度までの3年間、臨時措置で取り組んだ快適な住まい環境と商工業振興事業補助金につきましては、住民や商工事業者からの強い要望を受け、改めて3年間の補助制度としてスタートさせるとともに、新たに町産材の利用促進に対する補助を拡充して、

林産業振興を含めた地域経済の活性化を図って参ります。このことにつきましてはこの定例会に条例改正を提案させていただきますのでご理解を賜るようよろしくお願ひいたします。観光の振興について申し上げます。観光の振興につきましては、魅力ある観光商品づくりや観光エージェントへの積極的なPR活動により、近年、道外からのツアーカー客が訪れるようになるなど、徐々に成果が表れてきています。今後も、着地型観光の推進や教育旅行の受入れなど、体験・交流プログラムの充実を図って参ります。本町の観光事業をプロデュースする観光協会に対しては、広域的な連携事業の展開や観光大使促進事業、イベントの実施など、事業運営に必要な支援を充実させ観光の振興を図って参ります。道北観光の拠点施設であるアイランド施設一帯の老朽化が進んでいます。施設改修を段階的に進めるため、今年度はふるさと館の配管改修を行い、施設の改善に努めて参ります。あわせて、道の駅「双子座館」は、地場産品販売の充実など、地域の魅力をアピールする拠点となるよう改革を進めます。大自然に包まれてスリルと爽快感を味わえるトロッコ王国は、重要な観光資源であります。今後とも安全運行が確保されるよう、年次計画で実施する枕木更新事業を支援して参ります。また、事業調整を行っている平成27年度地方創生加速化交付金を活用して、一昨年、包括連携協定を締結した北海道大学大学院水産科学研究院との連携事業や、地元民間養殖事業者への支援、北海道電力ペンケニウップ川発電所の放流水を活用した養殖施設建設に向けた準備など、チョウザメ養殖産業の確立に向けて取り組んで参ります。なお、この事業に係る補正予算につきましては国の交付金確定を受けた後に提出させていただきますのでよろしくお願ひいたします。新たな地場産業の創出について申し上げます。新たな地場産業を創出することは容易なことではありませんが、活性化促進補助事業を活用した特産品研究開発などをきっかけに、新たな地場産業の創出に向けて取り組む中小企業や団体等に継続して支援して参ります。本町の資源を活かした産業の創出につながるよう、関係者の方々の積極的な応募に期待しているところです。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用を支援し、事業経営に必要な人材の育成と確保を図って参ります。求職者の就職活動を支援するため、職業訓練や資格取得に対する費用の助成を引き続き行って参ります。次に、次代を創る人を育てるまち美深であります。教育の振興について申し上げます。ふるさと美深を想い、心豊かに輝き・生き抜く力を育てる人づくりは、教育の重要な役割であり、家庭・学校・地域社会で守り育てる意識のもと、子どもたちが夢や希望をもって成長できる教育環境の充実に努めて参ります。幼児センターにつきましては、地域の子育て支援の核となる施設であり、保護者の就労に対応した保育サービスと、幼児の基本的な生活習慣の自立に向け取り組んで参ります。学校教育につきましては、「知・徳・体」を基本に、

基礎学力の向上や豊かな心の育成など、次代を担う人材の育成に努めるとともに美深町の特色ある教育の推進について、小中学校及び高等学校との連携を強化して参ります。学校給食につきましては、2年目を迎えます。本年度も、衛生管理の徹底による安全第一を基本とし、地元食材も活かした安心でおいしい給食の提供に努めて参ります。社会教育につきましては、心豊かに生きがいのある暮らしができるよう、多様な学習機会を通じた生涯学習の推進と、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実に努めて参ります。スポーツ活動につきましては、健康の維持と体力の増進を図るため、スポーツに親しむ環境づくりと、青少年のスポーツ活動支援を継続して参ります。また、地域特性を活かしてスポーツタレント発掘・育成事業の充実を図るため、選手に対する支援を強化いたします。次に、健康で明るく暮らせるまち美深であります。健康づくり・医療の充実について申し上げます。特定健診、各種がん検診などを継続して行い、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めて参ります。予防接種につきましては、日本脳炎の定期接種を新たに実施するとともに、インフルエンザ予防接種についても、助成対象を中学生まで拡大するなど、保健・予防活動の推進に努めて参ります。また、美深厚生病院と訪問看護ステーションに対して引き続き運営支援を行い、地域医療体制の確保に努めて参ります。子育て支援の充実について申し上げます。次世代を担う子ども達を健やかに育てるため、妊婦健診や不妊治療費の助成など、安心して妊娠・出産ができる環境づくりに努めて参ります。また、乳幼児等及びひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。高齢者支援の充実について申し上げます。高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう、介護予防を普及・推進するとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係者との連携により、介護保険制度と併せた各種生活支援サービスの充実に努めて参ります。また、特別養護老人ホームにつきましては、介護用ベッドの更新に対し補助することにより、入所者の生活環境の改善を図って参ります。障がい者支援の充実について申し上げます。障がい者支援につきましては、介護・訓練等の給付、相談支援をはじめとする地域生活支援事業や医療費の助成制度などを活用して、福祉の増進を図って参ります。また、各関係機関などとの連携・協力により、本町で生活する障がいを持つ多くの方々が、地域で安心して生活していくための環境づくりに引き続き努めて参ります。地域社会の充実について申し上げます。町民一人ひとりが福祉に関心を持ち、お互いに支え合う地域社会の実現を目指して、民生委員・児童委員など関係機関と連携して、高齢者や障がい者、子どもたちが安心して暮らせる地域づくりに努めて参ります。特に、社会福祉協議会への支援を充実させ、民間地域福祉活動の推進を図って参ります。また、低所得の高齢者や障がい者などを対象とした臨時福祉給付金の給付事務を執り進めます。社会保障の充実

について申し上げます。社会保障制度の実施に当たっては、住民に最も身近な市町村における円滑な制度運営が求められています。引き続き、本町における国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営と国民年金制度、生活保護制度の周知・啓発、相談体制の充実に努めて参ります。国民健康保険特別会計につきましては、前年度対比 3.5 %減の予算を計上しました。当初段階の加入者数は、世帯数で 3.0 %の減少、被保険者数は 3.4 %の減少を見込んでいます。国民健康保険の医療費につきましては、年々一人あたりの医療費が減少しております。この減少傾向が継続できるよう、特定健診・特定保健指導による生活習慣病予防を推進して、国民健康保険の安定的な運営に努めて参ります。介護保険特別会計につきましては、第 6 期計画に基づき、居宅サービス、施設サービスなどの保険給付費や地域包括支援センターを主体とした地域支援事業費の推計から、前年度予算対比 4 %の増となっております。認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、引き続き地域における適切なサービスの提供に努めるとともに、介護保険制度改革による新たな介護予防・日常生活支援総合事業への対応について、平成 29 年 4 月の移行に向けて準備を進めて参ります。後期高齢者医療保険特別会計につきましては、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料と、その保険料の徴収、納付等に係る費用であり、前年度対比 3.8 %減の予算を計上しました。なお、今年は 2 年に 1 度の保険料率見直しの年でありますと均等割は 3.23 パーセント引き下げられ 49,809 円になります。所得割では 0.01 %引き下げられて 10.51 % に変更されるわけであります。したがいまして、あわせて軽減措置の拡充もあり一人当たりの保険料は 3.55 %、額にして 2,300 円程度下がると試算されております。最後でありますけれども、みんなでつくる心かようまち美深であります。住民主体のまちづくりの推進について申し上げます。まちづくりの推進には、意欲的な住民の意識と行動、そして、行政が一体となった取組みが必要です。人材育成のための「まち・ひとづくり研修事業」を継続し、担い手や起業を目指す若手の育成に支援を行いながら、地域の産業活動の推進と活性化を図って参ります。また、地域おこし協力隊、集落支援員の制度を活用して、都市圏から人材を受入れ、地域の活力維持と強化を図るとともに、協力隊の定住・定着を目指して参ります。コミュニティ活動の充実について申し上げます。住民の積極的な参加による地域活動を推進するため、自治会活動の運営に継続して支援を行って参ります。また、自治会が自ら地域の将来像を描いた地域計画を通じ、地域が抱えている課題を主体的に解決することや、住民同士が支えあう地域とするためには、自治会の活動が大切であります。この地域計画に基づく実施事業を地域創生元気づくり交付金で後押しし、自治会活動の活性化を一層支援して参ります。現在、未策定の自治

会においては、地域の検証等を行いながら策定に取り組んでいます。地域担当員を活用しながら、早期の策定に期待をしているところであります。男女共同参画の推進について申し上げます。男女が共に生き生きと生活できる地域づくりに向け、まちづくり参画機会の確保や、広報・啓発活動による意識の高揚に努めて参ります。交流活動の推進について申し上げます。姉妹町、添田町との交流、富士重工美深会や美深ふるさと会に加え、新たに北海道町村会が中心となって取り組む東京23区との交流事業などを通じた都市部との交流に参画し、広範囲な人的ネットワークづくりなどの交流に取り組んで参ります。本年度は、姉妹町、添田町からの来訪の年であり、親善交流実行委員会を組織して歓迎事業を実施して参ります。行政経営の充実について申し上げます。多様化・高度化する行政ニーズに的確に応えるためには、効率的な行政経営と健全な財政運営が必要であります。行政改革推進計画に基づく効率的な行政の推進と、行政評価による的確な行政サービスの提供に努めて参ります。健全な財政基盤を確保するため、自主財源の根幹となる町税等の適正かつ公正な課税に取り組むとともに、上川広域滞納整理機構と連携し、収納額及び収納率の一層の向上に努めて参ります。厳しい時代の行政を担い、多様な住民ニーズに対応できる職員を育成するため、各種研修を通じて資質を高め、行政サービスの向上を図って参ります。以上、5つのまちづくりの目標に沿って平成28年度予算編成の考え方を申し上げたところであります。町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げて、平成28年度の町政執行方針といたします。

○議長（倉兼政彦君） 次、石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会が所管いたします平成28年度の教育行政執行方針を申し上げ、町議会の皆様、町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。子どもたちが自立し活躍するための生きる力を育み、心身ともに健やかな人材を育成することが、今、教育に求められている課題であります。次代を担う子どもたちを、家庭・学校・地域全体で守り育て、子どもたちが夢や希望をもって未来に向い、たくましく生きていける力を育むよう、教育の充実を図って参ります。芸術・文化・スポーツを通して、町民一人ひとりが心豊かに生きがいのある暮らしができるよう生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めて参ります。幼児教育の充実について申し上げます。 幼児期につきましては、人としての基礎的な成長をとげる大切な時期です。幼児センターは、地域の子育て支援の核となる施設であり、人との関わりや自然に親しむ体験を大切にし、豊な心を育む教育を進めて参ります。保護者の就労などに応じた預かり保育や一時保育を継続し、子育て相談と未就園児が交流する子育て支援室や遊びの広場についても引き続き開設します。このほか、小学校との交流や連携により、就学に向けて興味や意欲を高め、義務教育にス

ムーズに馴染める環境づくりに努めて参ります。学校教育の充実について申し上げます。義務教育につきましては、学校教育目標である「知・徳・体」を基本に、ふるさとを想い、未来に夢と希望を持ち、たくましく成長できるよう、教育活動を推進して参ります。子どもたちが、自ら考え学び行動できる力を養い、確かな基礎学力と体力の向上を図り、優しくて思いやりのある人材の育成に努めて参ります。美深町の特色ある教育の推進につきましては、小中学校や高等学校等との連携を強化し、外国語指導助手の活用の中で、豊かな語学力とコミュニケーション能力の向上に向け、英語教育の充実に取り組んで参ります。特別な教育的支援を必要とする子どもたちにつきましては、障がいの状態に応じた就学指導が行えるよう、特別支援員を配置し支援して参ります。仁宇布小中学校につきましては、地域が主体的に取り組んでいる山村留学を継続させるとともに、老朽化した校舎の対応など、議論を進めて行く段階を迎えています。学校給食は2年目となり、安全第一を基本に、地元食材も活かした安心でおいしい給食を提供し、心身の健全な発達に努めるとともに、給食費の軽減を継続し、子育ての経済的負担を抑制して参ります。高等学校教育につきましては、義務教育で培った知識や教養を深く学び、社会に貢献できる人材の育成が大きな役割です。美深高等学校では、大学などに進学する卒業生に対し、返済免除の奨学金制度をスタートさせます。また、小規模校にしかできない、個に応じた指導による確かな学力向上を図るなど、魅力ある学校づくりに向けた支援を行って参ります。美深高等養護学校は、道北の特別支援教育の中心的な学校であり、生徒の社会的自立に向けた教育活動の充実を図るため、学校協力会による支援を継続して参ります。家庭・地域教育の充実について申し上げます。家庭教育につきましては、子どもが成長するために必要な生活習慣や人間形成の基礎を培う場であり、すべての教育の出発点です。家庭の教育力向上が図られるよう、保護者に対する学習の機会をつくるとともに、美深の子どもはみんなで守り育てる、との意識をもち、地域の交流活動などを通して、子どもたちの成長をサポートして参ります。子どもたちが安心できる居場所づくりとして、児童館での健全な遊びの場の提供と、放課後の児童クラブ及び子ども教室を継続します。社会教育の充実について申し上げます。社会教育につきましては、心豊かに生きがいのある暮らしができるよう、多様な学習の機会を通して、自ら学ぶ意識の向上と学習活動の充実を図り、地域づくりに関わる奉仕活動や社会参画を推進します。次代を担う青少年を育成する体験活動や関係団体への支援により、地域の担い手となる人材づくりに努めて参ります。芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術文化活動につきましては、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな社会を形成するものであり、文化団体やサークルなどへの支援を通して、自主的な活動と意欲的な創造活動の推進を図って参ります。文化会館COM100を拠点とした、芸術文化の

鑑賞や広域連携の取り組みなど、優れた芸術文化に触れる機会を提供して参ります。郷土の歴史を後世に伝えるため、貴重な文化財の保存・伝承・公開に努めて参ります。スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動につきましては、健康の保持や体力の増進を図るため、スポーツ教室や子どものプログラムなどにより、全ての世代がスポーツに親しむことができる環境づくりを進めて参ります。スポーツは、地域の一体感や活力を生み出すものであり、エアリアルを中心としたトップアスリートの育成強化や大会・合宿誘致など、特色ある地域づくりの推進に向け取り組んで参ります。上川北部広域スポーツクラブや北海道教育大学・仙台大学との連携によるタレントの発掘・育成など、スポーツ環境の充実に努めて参ります。青少年スポーツでは、子どもスポーツ未来基金による支援を継続し、子どもたちのスポーツ活動をサポートして参ります。体育施設につきましては、指定管理による効率的な管理運営により、利便性の向上と利用促進に努めて参ります。キー場の整備につきましては、花の植栽を中心に景観づくりを進めて参ります。以上、申し上げて、平成28年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で平成28年度の各会計予算案7件に関する町長の行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了します。

◎ 日程第6 予算特別委員会の設置

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りをいたします。今、定例会に提案されています議案第20号 平成28年度美深町一般会計予算乃至議案第26号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの新年度予算案7件を内容審査のため一括して議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って議案第20号乃至議案第26号の新年度予算案7件は議長を除く10名の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することと決定を致しました。お諮りをいたします。只今設置されました予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により議席番号1番小口君から議席番号10番南君までの10人を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って予算特別委員会の委員は小口君、長岐君、和田君、中野君、荒川君、藤原君、岩崎君、諸岡君、齊藤君、南君の10人に決定を致しました。只今から暫時休憩をいたします。再開は15時といたします。議長から委

員会条例第8条の規定により予算特別委員会を招集いたします。正副委員長の互選並びに予算審査の日程の決定をお願いいたします。では休憩に入ります。

午後 2時35分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（倉兼政彦君） 皆さんお揃いでございますので休憩を解き、会議を再開いたします。諸般の報告をいたします。休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに予算委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されましたので報告をいたします。委員長に岩崎君、副委員長に和田君が就任しておりますので報告をいたします。予算特別委員会は3月15日、16日の2日間と決定を致しました。開会の時間でありますと15日は9時30分、16日は10時といたします。

◎ 日程第7 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第10号 美深町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第10号 美深町行政不服審査会条例の制定について提案説明を申し上げます。国民が行政庁の処分や不作為に対する不服を申し立てる制度について公正制と使いやすさの向上を目的とした新しい制度を構築するため行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。この改正法では審査請求に係る裁決の公正制を図るため第三者機関において審査町、美深町でありますけれども妥当性をチェックする制度が導入されております。本町ではこの第三者機関として美深町行政不服審査会を設置し組織及び運営について条例を定めようとするものであります。よろしくご審議いただき原案決定頂けますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。議案第10号 美深町行政不服審査会条例の制定について。美深町行政不服審査会の条例を次のように定める。7条からなる条例を定めようとするものでございますが、まず第1条、趣旨規定でございまして法に基づき審査会の必要事項について定める旨を規定するのでございます。第2条が設置規定でございまして常設の審査会としないと。この規定を不服が申し出された際に設置をするという規定とするも

のでございまして、また審議が終了したときには廃止をするとその旨を定めるものでございます。第3条は組織に関する規定で5人以内の委員を持って組織します。第4条は委員に関する規定で委員の委嘱、解任に関し、また守秘義務及び政治運動等の制限に関して定めるものでございます。次のページお開き頂きたいと思います。第5条は会長、更には会長の職務に関する規定、第6条が会議の運営に関する規定となってございます。第7条が雑則で、この条例に定めがなく審査会の運営に関し必要な事項は審査会が決定をするとその旨を定めるものでございます。附則は条例の施行期日となってございまして平成28年4月1日とするものでございます。以上議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ議案第10号は総務住民常任委員会に付託をしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って議案第10号 美深町行政不服審査会条例の制定については総務住民常任委員会に付託することにして次に示される議案の関係もございますので会期内の審査をお願いいたします。

◎ 日程第8 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第11号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。行政不服審査法の全部改正、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律いわゆる行政不服審査法関連三法が平成26年6月に公布され、不服申し立て制度について公正制、利便性の向上等の観点から時代に即した根本的な見直しが行われたところであります。この制度改正に合わせて関係する8本の条例を改正しようとするものであります。よろしくご審議いただき原案決定頂けますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。議案第11号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備について。行政不服審査

法関連三法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。資料をつけてございますので資料の方で説明をさせていただきます。9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。行政不服審査法の全部改正を始めまして関連法の整備に伴う条例改正となってございます。美深町情報公開条例のほかここに記載の8本の条例を改正するもので、それぞれ第1条から第8条までをもって改めるものでございます。改正内容の主たる内容につきましては括弧書きでそれぞれ記載をしてございますが、それぞれ新旧対照表をつけてございますので説明をさせていただきたいと思います。まず第1条が美深町情報公開条例の一部改正で第11条、第12条を改正するものでございまして、第11条この改正につきましては公文書の公開の請求に関する決定。このほかに不作為に対する不服申し立て、これを加える改正となってございます。2行目につきましては行政不服審査法が全部改正されておりますので法律番号が改まってございます。それに従って改正することとしてございます。これ以下につきましては文言の整理となってございますが現行条例の第11条の4行目をご覧いただきたいと思いますけれども美深町情報公開審査会となってございますが、これにつきましては美深町情報公開個人情報審査会に改め、ここに略称規定を設けるものでございます。次に、中ほどに決定という文言が削除になってございますけれどもこれは旧行政不服審査法におきまして異議申し立て、これが廃止をされまして不服申し立てが審査請求に一本化されたと言うことでこの決定ではなく採決一本に一元化されたと言うことでございます。それに伴う削除となってございます。その下、第2項を加える改正でございますけれども、改正されました行政不服審査法では新たに審議委員という制度が定められておりますけれども、この条例の第1項の不服申し立てにつきましては、審議委員は適用しないとするものでこの第2項を加えるものでございます。第12条は文言の整理となってございます。次に第2条関係でございますけれども、この美深町個人情報保護条例の一部改正でこれは第1条の改正と同様の改正となってございます。開示請求に対する不服、不作為に対する不服申し立てを加えると。更に第3項に審議委員の適用除外規定を設けると言う事でございまして、さらに第2項につきましては審査請求に一元化されたことによる決定を採決に改めるという内容でございます。次、11ページをご覧いただきたいと思います。第3条が固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございまして今回の改正に伴いまして一部条項の整備を行っているものでございます。第2条第3項これは法令番号を加える改正となってございます。第4条第2項は審査申出書の記載事項の整備をするものでございます。第3項が引用法令、これが従来、法律で唱わっていたものを引用していましたがこれが政令に改まってございますのでそれに伴う改正となってございます。第6項は審査申出人の資格喪失の場合、届出の義務規定を新たに追加しようとす

るものでございます。次、第6条の第2項の追加でございますけれども、これはオンラインによる弁明を有効とすると言うもので、これを新たに追加しようとするものでございます。次に現行の第2項以下1個ずつの繰り下げでございますが第3項につきましては条文の整備でありますけれども第5項が新たに加えてございます。これは反論書の提出があった場合、町長へ送付義務を規定するということでございまして、出された場合につきましては、委員会は町長にそれを提出しなければならないという規定を設けるものでございます。第11条、一番下でございますけれどもこれは審査の決定書、これ以外の記載事項を定める改正となってございます。次、13ページ、次のページでございます。次、第4条関係でございますけれども美深町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第5条第2号の改正となってございますけれどもこの条例の第4条では公平委員会が毎年、町長に前年度の業務内容を報告する義務を課してございますけれども第5条ではその報告事項について規定をしているということでございますが第2号の不利益処分に関する不服申し立て、これは審査請求に改めるわけですけれどもこれは地方公務員法でこのように不服申し立てが審査請求に改まってございますので、それに従って改正をするものでございます。次、第5条、職員の給与に関する一部条例の改正でございます。これは法律の全部改正により法令番号が改まったと言うことに伴う改正となってございます。次、14ページの第6条関係、税条例の一部改正につきましては文言の整理でございまして第1条の時に改正していますように送り仮名の改正となってございます。次、第7条関係が美深町手数料徴収条例の一部改正でございまして行政不服審査法に基づく手数料規定の整備を行うものでございまして第1条に手数料徴収の根拠として地方自治法に加えまして行政不服審査法を定めるものでございます。次のページをめくっていただきたいと思いますけれども第33号、34号として行政不服審査法に基づく手数料の種類さらには金額、これについて定めるようこの2号を追加するものでございます。次に第8条、最後でございますけれども美深町行政手続条例の一部改正となってございます。これは行政手続法の改正に伴って法律改正と同様の改正を行うものでございます。まず目次が改正されてございますけれども、これは条項が新たに加わったことによる改正となってございまして第3条の改正につきましては新たに加わった第4章の2を加える改正となってございます。第5号、6号につきましては文言の整理でございます。そして、第33条第2項、これは現在の第2項は第3項として処理されますけれども新たに第2項として行政指導に携わる者そのものが指導する相手方に対して行政指導を行う根拠を明示する事と、ここに新たに義務規定として加えるものでございます。次、17ページ、第34条の2でございます。これは新たに加えるものでございますけれども行政指導の中止等の求めに関しての規

定でございまして、これは法律又は条例に規定する要件に適合しない行政指導、こういった法令に適合しない指導を受けたと考えられる場合につきましては中止等を求めることができると、そういう申し出制度を新たに追加するものであります。次に第34条の3これも新設でございまして第4章の2、処分等の求めに關して規定するものでございます。これは法令に違反する事実があると、発見をしたと、そうした場合にその是正のための処分又は行政指導そういうものを求めることができる申し出制度を追加するということでございます。次のページをめくっていただきたいと思います。附則でございまして、まず施行日これは平成28年4月1日からとするものでございますが経過措置、2項、3項にわたって記載してございますけれどもこの条例の施行前にされました決定又は不作為についての不服申し立てあるいは固定資産評価審査委員会条例で27年度までの固定資産税にかかる台帳関係の審査につきましては従前の条例の規定によって行うものであるという経過措置をここに唱うものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第11号の説明を終了いたします。

◎ 日程第9 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第12号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。学校教育法等の一部を改正する法律が昨年6月に公布され現行の小中学校に加えて小学校から中学校までの一環教育を実施するための新たな学校の首位として義務教育学校の制度が創設されております。これまでのように単に小学校や中学校といった区分のみではその対象が指し示すことができるものが出て参りましたので関係条例の文言を整理して明確にしようとするものであります。よろしくご審議いただき原案決定いただけますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。20ページをお開きいただきたいと思います。議案第12号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。これも資料をつけてございますのでめくっていただきまして23ページ、2

4ページをお開きいただきたいと思います。只今、町長の方から義務教育学校の制度創設に伴う改正ということで説明をいたしましたけれども小学校、中学校と定義するにあたりまして義務教育学校の他、実は特別支援学校これは平成19年から制度として創設されております。また中等教育学校これは中高一貫の教育でありますけれどもこれが平成11年に制度が創設されておりまして、これらに係る小学校、中学校についても整備を合わせて行うということでございます。ここに記載の美深町フレンドバス運行に関する条例の他、6つの条例を改正するものでございましてそれぞれ第1条から第6条までをもって改めるものでございます。それでは下の表に目を移して頂きたいと思いますが第1条が美深町フレンドバス運行に関する条例の一部改正でございまして、別表2の運賃表の備考欄の改正ということになってございます。現行の規定につきましては第3項のほうに持つていまして第1号から第4号と改めるものでございますが、その上に第1項及び第2項を加えるものとなってございます。第1項につきましては中学生について定義をするという内容になってございます。中学校には義務教育学校の後期課程それと中高一貫教育の1つであります中等教育学校の前期課程さらに特別支援学校の中学校部これらを含むという規定をするものでございます。第2項が小学生の定義となってございまして小学校には小学校の他、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含むと、これらの児童を言うのだという規定に改めるものでございます。次に24ページ、第2条でござりますけれども美深町行政手続条例の一部改正でございます。第3条第2項の生徒及び児童についての定義付けをここで行うということでございますがまず生徒の定義でありますけれども、まず中学校として括弧書きしておりますけれどもこれにつきましては第1条と同様の改正を行うものでございますが、もう1つ中程に高等学校と記載がございます。高等学校の生徒ということでありますけれども、これに中等教育学校の後期課程さらに特別支援学校の高等部これを含む規定とするものでございます。また児童の定義においては先程の第1条と同様の改正をするものでございます。次のページをご覧いただきたいと思います。第3条が職員の勤務時間および休日、休暇に関する条例の一部改正でございまして第8条の3、第1項第2号の改正となってございます。これは早出遅出勤務の対象となる職員の規定でございまして小学校の次に義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部を加えるという内容となってございます。以下、第4条につきましては美深町体育施設条例の一部改正、次、めくっていただきまして28ページが第5条で美深町児童館条例の一部改正、そしてさらにめくっていただきまして29ページに第6条として森林公園美深アイランド条例の一部改正となってございますがいずれも小学生、中学生について同様の改正を行うものでございます。附則につきましては条例の施行日でございまして平成28年4月1日とする

ものでございます。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第12号の説明を終了いたします。

◎ 日程第10 議案第13号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第13号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第13号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についての提案説明をさせていただきます。この条例につきましては昨年の第4回定例会において議決をいただいて制定した条例ですが、その際、本町が独自に個人番号を利用する事務についてこの第1回定例会において追加することとさせていただいたものであります。この改正で追加する本町の独自利用事務は乳幼児等医療費の助成に関する事務など9つの事務であります。よろしくご審議いただき、原案決定頂けますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書30ページをお開きください。議案第13号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料をおつけしてございますのでページをめくって頂きまして33ページ、34ページをお開きいただきたいと思います。条例の第4条と第5条の改正となります。第4条は個人番号の利用範囲これを定めてございます。条文の冒頭にあります法第9条第2項と規定しておりますけれども、これは地方公共団体の執行機関の番号利用の範囲に関する規定でございましてこの条例が制定するときには法定事務のみを定めておりましたけれども今回の改正につきましては独自事務に関して規定をするということでございます。その事務につきましては別表1に定めるとその旨を改正するものでございます。別表1につきましては34ページ、別表1、第4条関係しておりますけれどもこの表にあります事務、乳幼児医療費の助成に関する事務がございますが、これと次のページめくっていただきまして9番となっております36ページですね、これは要

介護者に対する移送サービス事業に関する事務ということでございましてこれら9つの事務を独自事務ということで番号利用ができる事務として定めるものでございます。改正案の第2項のところ、33ページに戻っていただきまして第4条第2項これは新たに新設するものでございますけれども機関として町長のみを規定してございますので町長ということで説明させて頂きますが町長がこの表に掲げる事務を処理するために表の1番右の欄にあります特定個人情報この特定個人情報で町長がすでに保有しているもの、これらにつきましては9つのそれぞれの事務において利用ができるのだということをこの第2項で定めるものでございます。ただ中程に但し書きがございますけれどもこの但し書きの規定につきましては情報ネットワークシステムを使用して他の個人番号の利用事務実施者から特定個人情報の提供を受ける場合、情報提供を受ける場合につきましては、これは目的の事務のみに利用が限られるということでございますからその旨をここに定めるということでございます。次にこのページの下、第4項でございますけれどもこれは特定個人情報ができる場合でありますけれども他の条例規則等で必要な書類が求められている場合がございますけれどもこういった場合につきましては特定個人情報が利用できる場合につきましてはこれらの書類の提出は不要であると言う旨を定めるものでございます。次に第5条でありますけれどもこれは別表の改正でございまして現行別表1となっているものを別表2に改めるものでございます。次のページ、附則でございますけれどもこれは条例の施行期日を定めてございまして28年4月1日とするものでございます。

以上で議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第13号の説明を終了いたします。

◎ 日程第11 議案第14号および議案第15号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正についておよび議案第15号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正についてを一括して議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正についておよび議案第15号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について一括して提案説明を申し上げます。まず議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを説明申し上げます。この一般職の給与条例の改正につきましては国家公務員の給与に関して出された平成27年人事院勧告に伴うもので俸給月額、勤勉手当について民間の給与水準に準拠した引き上げが行われておりますが本町におきましてもそれに準じた改正を行うもの

であります。また地方公務員法の改正により条例に規定することを原則とされた等級別基準職務表をこの条例に追加するものであります。次に議案第15号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正につきましては町長、副町長、教育長及び議會議員の期末手当を改正するものであります。これまで特別職として議會議員の期末手当は人事院勧告を勘案して定めて参りました。今年の人事院勧告において勤勉手当の引き上げが勧告されておりますのでそれを考慮して年間0.1カ月引き上げようとするものであります。よろしくご審議いただき原案決定頂けますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので議案書37ページをお開きいただきたいと思います。議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料でこれも説明させていただきますので43ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表を載せてございますけれども改正趣旨の欄のところをご覧いただきたいと思いますが、まず人事院勧告に伴う俸給月額の改正さらには勤勉手当の率の改正ということ。さらに3番目には地方公務員法の改正による級別職務分類表の条例による規定という内容になってございますが、まず1番目の俸給表の改正でございますけれどもこれは1,100円の引き上げ、これは基本に初任給で2,500円、最高の引き上げ額が2,500円という理解で結構だとございますけれども初任給の2,500円に合わせて若年層の改正についても同等程度の引き上げる改正を行うというものでございます。これは第1条で改正しようとするものであります。次に勤勉手当についての支給率、これを現行1.5カ月から0.1カ月引き上げまして1.6カ月とする改正でございましてこの改正につきましては12月、6月すでに支給されておりまして人事院勧告が出た時点で、12月で調整をして27年度の支給につきましては行うと。そして28年度以降につきましては6月、12月にそれぞれ振り分けて実施をするという事になってございました。従いましてこの表をご覧いただきたいと思いますが27年度の現行につきましては勤勉手当の欄それぞれ0.75月となってございます。括弧書きにつきましては再任用職員ということになっておりますのでこの説明につきましては省略させていただきますがまず第1条の改正で0.1カ月率を引き上げるわけでありますけれどもこれは12月にまとめて引き上げるという事で1条の改正では12月に支給される勤勉手当につきましては0.85月分を支給するという改定をまず行います。そしてさらに第2条ではそれぞれ6月、12月に0.1カ月分を振り分けまして6月に0.8カ月分、12月に0.8カ月分とするというこの2段階による改正を行おうとするものでございます。次に3番目の級別職務分類表これにつきましては地方公務員法

が26年5月改正公布されてございまして、これまで規則で定めていた部分を条例で定めると改めるものでございます。それでは対照表の方に目を移していただきまして1枚めくつていただきたいと思いますが、先ほど説明したとおり条文の上の方、勤勉手当の率について27年度4月1日に改定の分につきましては12月分について100分の85日ということでございます。さらに給料表の改正となってございます。それぞれアンダーラインが引いてありますが全ての額について改正するものでございますが先ほど初任給2,500円とございました。高校卒業ストレートで試験で採用された場合の初任給が1級の21号俸で14万2,100円となってございます。これが改正で2,500円引き上げまして14万4,600円となるものでございます。尚、この2,500円最高額の引き上げに付きましてはこのページでいきますと2級の18号俸、現行でいきますと21万7,300円となっておりますけれども、これが21万9,800円に引き上げられてこれまでが2,500円、それ以降につきましては2,400円、2,300円、2,200円と最終的に1,100円までが引き上げとなってございます。また3級につきましては3級の2号俸、現行額で22万5,500円という金額がございますがこれが22万8,000円に2,500円引き上げられますがこの3級の3号俸以降につきましてはそれぞれ2,400円、2,300円と1,100円まで下がっていくということでございまして4級、5級、6級の2,500円の引き上げは無いということでございます。次、1枚めくつていただきまして1級の66号俸の欄をご覧いただきたいと思いますが20万9,900円となっております。ここまでが2,500円の引き上げで新66号俸が21万2,400円となる物でございまして以下2,400円、2,300円という引き上げ額になって最後には1,100円ということになるものでございます。以上が給料表の改正に関する説明でございますが、次に第2条関係の説明でございます。第3条の改正、給料表をこれまで別表となっておりましたが職務分類法が新たに加わるということで給料表を別表第1として新たに加わります職務分類の表を別表第2とするものであります。第3条第2項の改正でありますけれども現行では職務分類につきましては町長が規則で定めるとなってございますが今回の改正で条例で表によって定めるという改正をするものでございます。その下、勤勉手当の条項でございますけれどもこれにつきましては現行の12月分が100分の85と第1条で改正を致しましたけれどもこれをそれぞれ6月、12月とも100分の80に改めるという改正でございます。次、めくつていただきまして別表第2としてございます。級別標準職務表ということで新たに施行法の改正により加えるものでございますがこれは現在規則で規定しております表をそのまま条例に加えるというものでございまして本町につきましては職員の級を1級から6級までを使ってございます。1級につきましては初級の職、2級

につきましては上級の職、3級につきましては主任の職と係長の職ということでございまして4級につきましては副主幹等の職、5級につきましては主幹等の職、6級につきましては課長等の職ということで1番右のところに標準的な職務ということで載せてございますがいろんな職がございますがそれぞれこの職、例えば主任に発令をされないと3級には到達しないのだと、そういうことをこの表で唱うものでございます。附則でございますけれども施行期日に付きましては前段説明したとおり公布の日から施行しますけれども第2条関係につきましては4月1日、第1条関係につきましては27年4月1日から施行するということでございます。次の調整につきましてはそれぞれ職務の級を移動した場合についてそれらを調整することができるという旨の規定でございまして第4項につきましては内払いの規定で改正前の条例で支給された給与につきましては、これは改正後の給料の内払いであるというみなしの規定でございます。第5項につきましては規則への委任規定となってございます。以上が議案第14号の説明とさせていただきますが、次、議案第15号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例等の一部改正をする条例を次のように定める。1枚めくっていただきたいと思います。この条例では町長、副町長、教育長及び議會議員の期末手当についてその支給率について改めるものでございます。先ほどの職員の例と同様でございます。27年の12月1日の改定と28年4月の改定でございまして、まず12月に現行の支給率について0.1カ月分を12月に改正をしてさらに町長等につきましては第1条で議會議員につきましては第3条での改正となります。さらに28年4月1日の改正につきましてはそれぞれ6月と12月に振り分けて年間4.2カ月分を支給するという旨の改正でございます。これが第2条と第4条で改めようとするものでございます。下の表、第1条これが町長等の改正でございまして27年12月1日の基準日にそれぞれ0.1カ月分を加える改正でございます。次、54ページがさらにこれを6月と12月に振り分ける旨の改正、これが28年4月1日から施行する改正でございます。同様に第3条が27日12月1日改正の議會議員の率の改正、次のページ56ページが28年4月1日に施行する率の議會議員の率の改正となってございます。附則でございますが施行期日それぞれ今、ご説明した通りの施行期日となっておりますし、また第2項につきましては、これは内払いの規定でございまして先程の職員の例と同様の内容となってございます。

以上、議案第14号、15号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第14号並びに議案第15号の説明を終了いたします。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第16号 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第16号 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例は過疎地域において民間が行う製造業、情報通信技術利用事業、旅館業の機械及び設備などの新設や増設への投資に対する固定資産税の課税免除の特例措置を継続し地域の産業活性化を図ることを内容とするものでございまして平成28年3月末日を有効期限としておりましたが過疎地域自立促進法特別措置法の延長に合わせてさらに5年間延長しようとするものであります。よろしくご審議いただき決定いただけますよう提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書57ページをお開きいただきたいと思います。議案第16号 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきたいと思います。58ページ、先程、町長から説明があったとおりでございまして時限立法になっておりまして28年3月31日をもって効力を失うということで附則にその旨が唱われておりますがこれを5年間延長するということでございまして、この附則の第2項について33年3月31日に改めるというものでございます。この条例の施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認め終了いたします。これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第16号について採決をいたします。議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第16号 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては原案の通り可決されました。

◎ 日程第13 議案第17号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正について提案説明を申し上げます。快適な住環境整備と商工業の活性化を目的とした快適な住まい環境と商工業振興補助金制度につきましては平成27年度末をもって3年間の期限が到来いたします。住環境の整備はもちろんですが地域経済への波及効果が大きい制度であります。この間、多くの皆様方にご利用頂きましたが住民や商工業の皆様から継続を求める強い要望をいただいております。これまでの新築、リフォーム、新エネルギー設備、店舗近代化工事等への補助継続に加え豊かな森林資源の町として町内で産出された木材の町内での利用を積極的に進め町内産業全体の活性化を目指す地方産木材の利用促進補助を新設するなど制度を充実して改めて3年間の補助制度としてスタートさせるものであります。よろしくご審議いただき原案決定いただけますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書59ページをお開きいただきたいと思います。議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正について。美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきたいと思います。資料でご説明申し上げたいと思いますが目的規定、第1条の改正でございますが現行の目的に林産業の振興を加えるということでございましてこのアンダーラインの通り林産業というものをここに加えようとするものでございます。そしてこの林産業の振興に関わる部分として第2条、定義の条項でありますけれども1号加えまして町産材という定義づけをするものでございます。町産材というのは美深町内の森林から進出され住宅および店舗に使用する建築用製材として加工された木材製品を言うということでございましてこの町産材の利用の振興をこの条例に加えまして林産業の振興に繋げていくのだと、そして町産材を使った住宅新築リフォーム等に補助金を上乗せしていくというそのような内容の改正をしようとするものでございます。次、めくっていただきまして補助金の対象及び限度額に関する規定がこの第3条となってございますがこの第3条に1号加えまして第6号としてアンダーライン引いてあります第1号、第2号及び前号の整備事業にあわせて行う町産材の利用ということでありますけれどもこの第1号とい

うのが改修工事を指しております。30万円以上の工事で町内業者が施行するものと規定されておりますが、これが第1号。第2号が新築工事でございましてさらに前号第5号のこととありますけれどもこれは店舗近代化このそれぞれの事業に合わせて町産材の利用をした場合について補助金を交付するという旨の改正となるわけでございます。さらに第2項の改正でございますけれどもこれまでの補助金の額を踏襲するわけでありますが解体工事につきましては現行10万円となっております。これを20万円とするよう改めるものでございます。そしてさらに第3項を追加しまして町産材の利用に関する補助金額の規定をここでするわけでございます。第1項第6号に掲げる、先ほどこのページの上の方で加わった条項でございますけれどもこの補助金の額について、ここで唱ってございます。改修につきましては町産材の購入額についても対象にしますよと。更に新築工事及び店舗の近代化につきましては町産材購入代金の100分の80。これに乗じて出た額以内ということでそれぞれ各号に掲げる金額を限度とするのだということでございまして改修工事につきましては一般改修で15万円、特別改修で10万円とするものでございます。これを合わせて行うことができますので全てクリアすれば25万円ということになろうかと思います。次に新築工事についてでございますが町内業者が施行するもので町産材を使った場合につきましては200万円を限度として町産材の利用に関して補助金を交付します。町外業者が施行するものにつきましては120万円としようとするものでございます。さらに店舗近代化につきましては250万円を限度とするということでございます。従いまして現在、町内業者で住宅を新築しますと100万円を限度として補助金が交付されるようになっておりますが、これに町産材の利用分を加えますと最大上限額で300万円まで補助金が交付されるという内容となってございます。また店舗近代化につきましては現行500万円を上限として補助金が交付されることになっていますが、これに町産材を利用しでいただきますと250万円の補助金となりますので併せて750万円の交付が可能となるという内容となってございます。63ページ、附則でございますけれどもまず今回の条例につきましても3年間の時限立法とさせていただくということで現行につきましては28年3月31日をもって失効ということになっておりますがこれを3年間、28年29年、30年まで延長しまして平成31年3月31日限りと、効力を失うと改めるものでございます。この条例の施行期日につきましては交付の日とするものでございますが改正後の規定、町産材の部分につきましては28年4月1日以降に着工したものから適用すると規定をしようとするものでございます。以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 非常に前向きな条例改正でございまして地域の活性化には非常に役に立つ中身だと私も評価する所であります、気になるところが何点かありますと質問したいと思います。1つには、これの新旧対照表の61ページの町産材の定義のところ、ここで美深町内の森林から算出され住宅および店舗に使用される建築用の製材という形で加工された木材製品と町産材の定義をしておりますけれども、これ今、町産材の加工された木材製品として出荷される事業所と言いますか、それが町内にどのくらいあるのかということと、例えば町内の森林から算出されて他の市町村の事業所等で製材として加工されるというような可能性があるのかどうか、その点の事と、もう1点は62ページの第3項の新設の部分ですけれども町産材の購入代金の額に対しての決めなのですけれども町産材というものの出来上がった加工品を町産材なのかどうかというその見極めはどこですか。加工されたものにつきましては何かマークを付けるとか、そんなことがありえるのかどうか。その辺のところ、額面でも非常に大きな額面になりますのでその辺のところの認定をどのような形で進めていくのか。それからもう1点は購入代金の額に対する助成ということでございますから、建物を建てるときには建築業者に見積もりをさせて、いろんな部材を使って総体でいくらという形になってきますが、その中でこの部分をきちんと振り分けをして加工にかかる見積書に列記するなり領収書等にそれをきちんと列記してもらう仕組みを作るのかどうか、その辺のところの細かいところをどういう風にしておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 4点ほどのご質問かと思います。まず町内の製材の業者ということでありますけれども現在建築用の資材ということであれば主に1社ということになるのかなと思います。その次の質問とも関連するのですが町外へ製材を出した場合どうするのかというようなことかと思うのですが、一応制度としましては町内で産出された材を他の市町村、例えば下川ですとかそういった所で製材に加工するとかそういった形で加工された製材品を活用した場合も当然それを対象にするというものであります。制度の流れとしましては、全てその流通の段階で、最初でいきますと山主さんと伐採業者さんとの契約書、それからその伐採した業者が製材工場に流した出荷伝票、そういったものをすべて添付していただいて材の流れをそこで分かるようにしていくという形を取ります。ですから申請書類の中にはそういった書類が出てくるのですけれども、そういったものを添付することで明確に確認をしていきたいと思っております。購入代金につきましてもそういうことで町から出た材を製材して工務店に入って来る部分で何立方メートルいくらの製品、床材ですか柱材これがいくらというものを出荷証明をつけて出してもらうと。

それから補助金の額の見積もりという部分につきましては当然そこの町産材にいくらかかったのかという部分は見極めなければなりませんので、見積書なりにそういったものを明記してもらって補助申請の際にもそこは明確に分けて算出するという方法を取りたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 他にありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今の質問に関連して私も1点お聞きしたいのですが、従来は工事費に関わる補助だったものが今、町産材に関しては町産材の購入費に対してという部分がございました。近年そのDo It Yourself（DIY）ですよね。材料を買って自分でやりたいのだと。そういう場合に町産材を購入した場合は、これは対象になるのかどうか1点お聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） それにつきましても先ほど申したように町産材であるという証明ができるものであれば結構かと思います。

○議長（倉兼政彦君） 他にありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。只今議題となっております議案第17号は総務住民常任委員会に付託したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正につきましては総務住民常任委員会に付託することと決定をいたしましたが、この件につきましては本年度予算案に含まれておりますので今会期中に処理をお願いいたします。

◎ 日程第14 議案第18号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第18号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第18号 美深町町有林野管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は昨年12月、以前恩根内にお住まいだった細川進氏より恩根内地区の山林を3筆、合計面積で14万4,478平方メートルについて寄付の申し出を頂き有り難く受理をさせていただいたところであります。今般所有権移転の登記が完了い

たしましたので本条例の別表に寄付のあった恩根内地域の面積を新規に追加するものであります。よろしくご審議いただき原案決定だけますようお願い申し上げて説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それは議案書64ページをお開きいただきたいと思います。議案第18号 美深町町有林野管理条例の一部改正について。美深町町有林野管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして65ページ、新旧対照表をつけてございます。只今、町長から説明があった通り、寄付を受けての町有林の面積の改正となるわけでございます。現在16地区それぞれの地区に町有林があるわけでありますけれども恩根内の3筆、14万4,478平方メートルの寄贈を受けたということで新たに恩根内地区ということで地区を増やしていきたいということでこの改正がまず1つあります。従って地区合計17地区になってございます。更に面積が増えましてその旨をこの表に加えるものでございますが約14.4ヘクタールが増えまして合計しますと町有林合計で1,099.8ヘクタールという面積になるものでございます。この条例の施行期日に付きましては公布の日から施行するということでございます。以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは質疑を終了いたします。討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第18号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第18号 美深町町有林野管理条例の一部改正につきましては原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第3号乃至議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第3号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第10号）乃至議案第8号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を一括して議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第3号から議案第8号で提出しております一般会計及び4特別会計ならびに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明申し上げます。はじめに議案第3号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては入札減や事業量の増減、燃料単価の改正に対応するもの、ふるさと納税給付金の積み立てなど年度末に向けて予算を整理するものの他であります。まず除排雪関連経費の追加であります。さらに今定例会で提案している議員報酬条例、特別職ならびに一般職の給与条例の改正に伴う給与手当等を追加いたします。そして日本年金機構における年金情報流出事案に見られるようにサイバー攻撃は急速に複雑、巧妙化している状況にありまして今後マイナンバー制度や行政への重大な影響を与えるリスクも想定されることから昨年末、総務省から自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化対策が示されております。この対策に係る経費を措置して参ります。歳入につきましては只今申し上げました歳出の特定財源について追加減額したほか、収支を見込んで基金繰入金を減額し、町債では事業費の確定に合わせて借入金の変更と追加を行っております。また平成28年度に繰り越して実施する2つの事業について第2表のとおり繰越明許費として定め債務負担行為につきましても3件追加しておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ2,173万5,000円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ49億434万3,000円となるものであります。

次に議案第4号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては主に医療費支出見込み額が減少したことによる保険給付費等の減および保険財政運営かかる共同事業交付金と共同事業拠出金の各期相殺処理に伴っての減額を行うものであります。また国民健康保険税の収納額増が見込まれる他、国庫支出金、一般会計繰入金等を整理するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ1億8,127万3,000円を減額し補正後の総額は5億3,162万1,000円となるものであります。

次に議案第5号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては施設サービス給付費負担金などサービス利用者の増減見込みによる補正と職員の給与改定に伴う人件費の整理を行うものであります。以上によりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ2,550万5,000円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5億3,784万8,000円となるものであります。

次に議案第6号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳出では給与改定に伴う人件費の追加と価格低下に伴う燃料費等の減額、歳入では農家戸数の減に伴う使用料金の減額と一般会計繰入金の減額調整を行うものであります。以上によりまして北部簡易水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3,335万1,000円となるものであります。次に議案第7号 平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。歳出では給与改定に伴う人件費の追加、消費税及び地方消費税確定に伴う減額と機械設備修繕、業務委託料の入札減に伴う減額をするものであります。歳入では国庫補助金額確定に伴う減額と一般会計繰入金の減額調整を行います。以上によりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ155万9,000円を減額し補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ2億4,957万6,000円となるものであります。

次に議案第8号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては収益的収入で消費税及び地方消費税の還付金を追加、収益的支出では給与改定に伴う人件費を追加し、菊丘浄水場維持管理業務委託料などの入札減を減額しております。資本的支出では建設改良工事の入札減について整理するものであります。これによりまして収益的収入で143万4,000円を追加して9,591万4,000円、収益的支出では8万円を減額し7,260万7,000円、資本的収入で7万1,000円を減額し5,940万4,000円、資本的支出では105万1,000円を減額し947万5,000円とするものであります。以上、一般会計及び4特別会計ならびに中央簡易水道事業会計補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の第3号の議案の方をご覧いただきたいと思います。平成27年度美深町一般会計補正予算（第10号）平成27年度美深町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 説明の途中でありますけれども終了時間が迫って参りました。本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。それでは説明を求めます。

羽野住民生活課長。

○住民生活課長（羽野保則君） 別冊配布の議案第4号をご覧ください。議案第4号平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）平成27年度美深町国民健康保

険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 別冊配布、議案第5号の説明を申し上げます。議案第5号平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定める所による。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第6号のご説明を申し上げます。議案第6号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 続きまして議案第7号のご説明を申し上げます。議案第7号 平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 続きまして議案第8号の説明をいたします。議案第8号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）平成27年度美深町中央簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定める所による。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第3号から議案第8号までの説明を終了いたします。

◎ 日程第16 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第9号 美深町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号 美深町過疎地域自立促進市町村計画について提案説明申し上げます。過疎地域につきましては昭和45年以来4次にわたって議員立法として制定された過疎対策立法の下で各種の対策が講じられてきましたが平成22年4月1日過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、失効期限の6年間延長や過疎地域の要件の追加を行うとともに、その後も時代に対応した実効性のある過疎対策を講じるため過疎対策事業債のソフト事業への拡充および地域対象施設の追加を行うなど平成

33年3月末日を期限として法律の再延長がなされてきております。現在の美深町過疎地域自立促進市町村計画につきましては平成22年度の改正に伴って平成27年度末までを計画期間として策定したものであります。従って延長された改正過疎法に伴って美深町過疎地域自立促進市町村計画を継続して立てようとするものであり過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づいて議会の議決を求めるものであります。この改正過疎法の趣旨、目的これまでこれまで同様で過疎地域の自立を促し、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しい風格のある国土の形成を図るものであります。美深町過疎地域自立促進市町村計画は平成28年度から32年までの5カ月とし、9分野において70事業80億4,080万円を事業費として計上を予定しています。過疎地域の指定を受けて計画を立てることにより過疎対策事業債の充当、その他にも国庫補助率の増加、税制措置の財政優遇措置が行われるものであります。本過疎計画は総合計画の1次計画に盛り込まれるものでありますし、総合計画実施計画のローリングに合わせ過疎計画の変更も必要になる場合もございます。いずれにしましても総合計画に基づく過疎地域の振興対策に向けた計画であります。以上、計画策定の考え方について申し上げ提案説明といたします。よろしくご審議いただき、原案決定頂けますようお願いを申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 別冊配布の市町村計画ございますが、これは昨年12月2日の日に協議会でご説明した内容と同様となってございます。若干、字句の誤り等の訂正がありますが内容の変更はございませんのでご覧いただきたいと思います。知事の同意が得られておりまして28年の2月19日付で道の知事から同意を得たものでございます。従いましてそれを受けまして今回の提案となりまして議会の議決を求めるものでございます。以上説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第9号 美深町過疎地域自立促進市町村計画についての説明を終わります。

◎ 日程第17 議案第19号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金および融資限度額についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金および融資限度額について提案説明をさせていただきます。この制度につきましては美深町内に働く勤労者の福祉の向上と、定着化を図るため北海道労働金庫の運用原資として預託をし、

勤労者の福祉資金として貸付を行うものでありますと預託する金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書最後のページでございます。66ページをお開きいただきたいと思います。議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金および融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金および融資限度額を平成28年4月1日から次のとおりとする。預託金につきましては500万円でございます。預託金融機関が北海道労働金庫名寄支店、融資限度額を750万円とするものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で説明終わります。質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。これから討論を行いますが討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第19号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金および融資限度額については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 報告第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 報告第1号を議題といたします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告をいただきます。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 所管事務調査報告をいたします。総務住民常任委員会が2月12日に調査項目としまして観光行政の現状と課題について美深町観光行政と観光協会の現場事業と将来展望についてと観光協会の体制整備について聞き取り調査を行いました。目的といたしましては基本的視点に我が町の総合戦略の策定の中に基本的視点に美しい自然環境豊かな地域資源を生かし美深町への新しい人の流れを作るとある。それを踏まえながら我が町にも観光行政が必要かと思いこのような調査を行いました。所管の担当課から観光

協会の役員体制、事業、入り込み状況等の書類を出させていただきまして所管事務調査を行い、まとめといたしましては観光行政と観光協会の現状と将来の展望につきましてはここに3点、4点ほど書いてありますので皆様お読みください。ただ、観光協会の体制と致しまして今後、法人化というようなことが述べられておりましたけれども町の観光施設等々、温泉ですとかアールですとか協力および連携を今後考えますと法人化も必要ではないかというような委員会の報告と致します。以上で終わらせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告にご質問があれば発言を願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは次、1番 小口君。

○1番（小口英治君） 所管調査報告。産業教育常任委員会。

本委員会は、下記事件について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査事項、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについて。調査方法、関係区分による委員会協議。調査日、平成28年1月19日。調査の目的、美深町人口ビジョンに関わる「目指すべき将来の方向」の具体的課題と解決策についての協議。1、調査内容。 1回目の調査において拾い出した13項目は「現状・課題・取り組みの必要性・方向性」について区分され、産業において取り組みの必要性が24項目、教育において取り組みの必要性が29項目であった。それぞれの調査シートをもとに「対策・解決策の視点」について協議を行い、「ひと・まち・しごと創生総合戦略」の第2章施策の基本方向と主な事業、評価指標で示された①まちの特性を活かした産業振興と魅力ある雇用の場の確保・創出、拡大、②美しい自然環境、豊かな地域資源を活かし、新しい人の流れをつくる、③若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる、④安全安心で快適な生活を守り、絆の強い地域をつくる、の考え方について産業及び教育の区分で調査を行った。まとめ、産業、1) 農業の6次産業化による雇用の場の創出。①6次産業化への取り組みを進めるには、素材は何か、誰がするのか、商品化のカテゴリーは何か、開発施設はどこか、生産量はどのくらいか、特産品としての付加価値によるコストはどのくらいか、何処で売るのか、誰が買うか、など、6次化のフローチャートを明確にするべきである。②戦略におけるKPIは新商品の開発、販売支援の2件であるが、美深町において地域的な取り組みとして体制を確立するべき。③農産品に特化した視点で考えられているが、水産ではチョウザメの魚肉活用があるほか、木材からの商品開発も検討すべき。④持続性のある農業支援塾の運営により、本町の保守的農業経営を維持しつつ、時代が求める新たな経営方針への可能性を示しながら、やる気や目的を達成させるための刺激（イ

ンセンティブ) が期待できる。⑤学校給食では地元産品の利活用を望んでおり、個人事業者のみならず、町・JA・商工会が一体となって環境を整えるべき。⑥農業振興センターが今後、商品化及び販売が可能な施設として十分機能が発揮できるよう体制づくりをする必要がある。2) ハーブを活用した産業振興について①ハーブが創業支援や新産業の振興に結び付く素材であることを重要視し、栽培環境を整え、通年の雇用を生む産業として取り組む必要がある。②教育委員会が管理しなければならない西里ハーブ園には施設管理のための人員確保が急務であるが、はたして現行の職員体制で管理はできるのか疑問である。③普通財産に管理移動して民間に貸出できることを検討してはどうか。④東京美深会が16年間移植事業を進めているのも関わらず、特色ある素材として活用できていない。例えば、びふか温泉の敷地内にハーブ園を造成し、野営客が無料で調理に活用できるサービスも可能になる。⑤加工品として通年利用できることから、公共・教育・福祉・商店での活用を真摯に取り組むべき。3) 美深野菜ブランド化の取り組み①美深野菜の美味しさを美深町民が知っている事実を最優先することが必要であり、そのために、町内販売体制の確立が求められる。現状は町外の消費者に対する満足度を重視している。②既にブランド品である野菜の規格外品の活用を学校給食や地域還元として加工する環境の整備が必要。③その場の売れ行きに成果を見るようなイベント性が強いPR事業への参加に力点があり、販路拡大の成果の評価が不十分である。札幌、東京、大阪といったマーケットが果たしていいのか。全国的なPR手段としてインターネットの取り組みが十分機能しているか検証が必要。ブランド化の認識や需要拡大があればどのような雇用拡大につながるのか検証も必要。4) チョウザメ振興①チョウザメを養殖し加工し商品化するのは水産の6次化であり、農業だけでなく、新しい産業として充実させることが最優先ではないのか。教育、1) 山村留学の充実。①山村留学を取り入れないと「仁宇布」地区が消滅することも考えなければならない。②現代社会において子どもに対する厳しい環境が報道される中、山村留学の必要性は引き続き求められている。③校舎の老朽化は著しく、耐震性にも対応した安全な教育環境として校舎の改築が早急に求められる。校舎改築にあたっては、美深の木材資源を全面的に活用した地域性豊かな校舎として建設を考えるべき。④特色教育として他校にない独自性を導入し、見聞を広め、体験を通して想像と創造が可能な教育システムの導入を図るべき。2) 美深高校の教育充実。①美深中学校の生徒が必然的に美深高校を選択したくなるような教育環境の在り方を真摯に考えるべきである。②広範囲に入学を期待するため下宿先など住いの確保を進める必要がある。3) 特色ある教育の実践①フロンティアアドベンチャー意外に地域力を意図的に活用した教育機会が不十分である。平成27年度には小学生を対象にカヌーによる川下りを体験するなど、地元の専門家との交流に

より地理や生態系を学ぶ機会を得たように、地域の気候風土を活かすことや、想像及び創造力を高める教育機会をつくる必要がある。②「美深ならではの教育スタイル」に対する広義の視点が不十分であり、特に郷土歴史認識や図書館活動の充実、高齢者活躍の場など独自性を持った姿勢が一層求められる。③エアリアルは10年を経過してもなお関係者による大会の感が否めない。美深町のイベントとして多くの町民が楽しみにするよう定着させるには、体系的な改善が必要である。高齢者が多い町にあって、冬期間に長時間起立観戦する実態を改善し、観客への配慮や事前の宣伝活動などおもてなしの観点から取り組みの見直しが求められる。また、アスリートの育成と海外からの合宿も視野に入れた環境づくりと体制の整備が求められる。④施策として地域間交流の推進が国内に限定されている。これまでの経過として姉妹町、国際友好都市、東京・札幌美深会のほかにスバル関連で太田市及びスポーツ関連で日本スキー連盟、福岡県、和歌山県からの交流が継続している。また、千歳や旭川空港を拠点に道北にも外国からの観光客が来町している実績があり、都市間バスの美深停留の目的や期待する効果にも海外からの観光客を期待していることから、施策に国際交流推進事業を置くべきである。⑤自然や地域力を活かした教育の実践のほかに、本町が特色を持った教育として「英会話」を積極的に取り組んではどうか。特に現代社会において英語力は必須になっている。中学・高校において部活として取り組むなど魅力ある教育環境として位置づけ、高校・大学在学及び卒業後にアシュクラフト村滞在で英語力を高めるルートもつくることができる。⑥東京美深会が16年間にわたり植栽をしているハーブも教育環境に取り入れることが可能である。また、スキー場環境整備の除虫菊もハーブであることから、独自性がある教育素材として活用するべきである。5) スキー場景観整備の付加価値化①町の歴史に学び地域資源として再開発を進める事業への参画に、教育的視点から「クラスガーデン造成」と「高齢者登用による地域力教育の実施」が可能である。②大規模な景観施設として雇用の場の創出が可能になり、観光客を中心とした交流人口の増加が期待できる。以上で報告終わります。

○議長（倉兼政彦君） 今の委員長報告に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。これにて両常任委員会の報告を終了いたします。

◎ 日程第19 報告第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 報告第2号 平成27年度議会広報特別委員会報告でありますが本件はお手元に配布の報告書を持って調査終了といたします。

◎ 日程第20 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第20 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。議案調査、一般質問調整等のため5日から13日までの9日間を休会にしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って5日から13日までの9日間は休会といたします。以上で本日の日程を終了致しました。本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午後5時45分

平成28年第1回定例会
美深町議会会議録

第2号 (平成28年3月11日)

◎議事日程 (第2号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 小林一仙君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 中江勝規君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 長谷川浩君
-------------	------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川浩君	事務局係長 神野勝彦君
------------	-------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 諸般の報告を事務局長より行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

今期定期会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問通告者は岩崎議員ほか4名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 一般質問を行ないますが、その前に去る3月4日の本会議にて、日程第13 議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正についての質疑の中で町側の答弁について訂正の申し出がありますので発言を許します。

小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） おはようございます。3月4日の議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正の提案説明を行った際の質疑の中で私の答弁に誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。藤原議員からの質問の中で、個人が町産材を使って改修した場合が対象になりますかというご質問がありました。私は町内業者が自分で行う場合などを想定しまして町産材の証明があれば対象としますと言う回答したところなのですけれども、質疑の終了後によく質問を思い返しましたところ、D I Y個人で行った場合と言う旨の質問をされておりました。こうなりますと個人が行う日曜大工という場合の改修と言うことになりますので、条例の第3条には改修工事の場合は、工事金額が30万円以上で町内業者が施行するものと記載されていると言うことであります、あくまでも町内業者が施行するものが前提となっておりますので、個人で行う改修については町産材の補助の対象とはならないと言うことで答弁を訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で訂正報告といたします。

次、一般質問に入ります。一般質問の通告者は5人です。発言の順序は通告の順序で行います。発言の時間は30分といたします。それでは通告の順序に従って発言を許します。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは一般質問に臨みます。まず生徒1人に1台の情報端末で情報通信技術ICTを活用した学びの教育の推進について伺いたいと思います。文部科学省は第2期教育振興基本計画の中で、教育用コンピューターについて平成29年度に児童生徒3,6人に1台という目標を示し、基礎的自治体の取り組みの促進をしております。特に教育用コンピューターには、情報端末機、タブレット端末の整備に今後力点を置いて整備のプランを具体化することの必要性を謳い、その例といたしましてモデル校1校の選出、そして必要台数のタブレット端末の整備と係る経費について具体的な検討を求め、さらに民間側での様々なサービスの提供をうまく組み合わせたパフォーマンスの向上による取り組みを求めているところであります。そしてそのソフトの部分で支援員をどうするのか、大学教授等の外部有識者による指導をどうするのか、そして教員研修をどのように進めるのか、文科省が提案をしております新規事業ICTを活用した教育推進自治体応援事業等を通して1歩踏み出した自治体を積極的に支援し、良い事例について共有したいとの考えであります。既に2014年9月から全国4地域の公立小学校4校及び公立中学校3校の合計7校におきまして一部児童生徒及び教員を対象にしたタブレット端末を活用した授業と活用しない授業を実施しながら、児童生徒にもたらされるタブレット端末の活用効果を検証してその成果を既に発表しております。詳しい内容については時間がございませんので省略をいたしますが、その成果を元に平成27年度からの新規事業としてICTを活用した教育推進自治体応援事業などを推進しているところであります。美深町の平成28年度教育執行方針で述べられました、自ら考え、学び、行動できる力を養い、確かな基礎学力向上、この点につきまして以下の3点についてお伺いをするものであります。まず1つ目は、文科省のこの方針をどのように受け止め、どのように対応しようとしておられるのか、美深町のICT活用教育の現場、そしてその教育効果の検証がどうであったのか、それから導き出されます今後の方向性について、その考え方を伺うものであります。2つ目は、小規模校に有利な点から考えて、仁宇布小中学校での美深町の中での実証実験として、この文科省のICTを活用した教育推進自治体応援事業に応募して取り組んでは如何かという考え方を伺うものであります。3点目は、さらには教育執行方針の中で述べられております高等学校の教育について、小規模校にしかできない個に応じた指導による確かな学力向上を図るなど、魅力ある高校づくりに向けた支援と言う項目を謳っておりまして、

この具体的な取り組みについて伺うと共に、佐賀県を始め様々なところが推進をしておりますタブレット端末を活用した反転授業に学び、その事例から美深高校に活用しては如何であるかということについてお伺いするものであります。以下、自席において質問をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 質問項目全部第1回目は言って、その後は自席で。それから1つ申しあげますが、質問の部分が終わりましたら答弁者を指定してください。

○7番（岩崎泰好君） はい、解りました。それでは第1項目につきましては、教育長にお考えを伺いたいと思います。続いて2点目ですが、仁宇布小中学校改築に向けた進捗状況について伺うものであります。昨年12月29日付けで仁宇布小中学校校舎新改築を求める要望書が仁宇布自治会、山村留学制度推進協議会、仁宇布小中学校PTAそれぞれの会長名3名の連名で町と議会に提出されました。そこには山村留学制度の継続で、学校の存続を図り、仁宇布地域の活性化と発展、曳いては美深町の発展に寄与していきたいと地域住民の決意が述べられておりまして、地域住民の悲願として老朽化した校舎の建て替えを望んでおります。この3者連名による要望書についてどのように受け止め、今後の対応を進めていくのか町長の見解を伺いたいと思います。また、教育長には教育方針に地域が主体的に取り組んでいる山村留学を継続させると共に老朽化した校舎の対応など議論を進めていく段階を迎えていくという1歩進んだ方針を述べられておりますが、具体的に今後のタイムスケジュールはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。そして3項目目は、必要かつ合理的な配慮とは障害者差別解消法への取り組みをどう進めるのか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ちょっと岩崎君、ちょっと私の間違いがあるかもしれませんので、申し訳ないです。間違っておりました。項目の2、教育の部分まで一端切ってください。

○7番（岩崎泰好君） それではあとは自席において質問を繰り返したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、岩崎議員の方からICTを活用した学びの推進と言う項目とそれから仁宇布小中学校の改築に向けた進捗について質問を頂いたところであります。はじめにICTの関係についてご答弁をさせていただきたいと思います。文部科学省の方針をどう受け止め、どのように対応していくのかと、そして美深町のICT教育の現状等についての質問でございました。第2期教育振興基本計画で示めされていますのは、教育用コンピューター、公務用コンピューター、電子黒板、実務教育等の整備、それからインターネット環境の整備等でございまして、このICTを効果的に活用することで解りやすい授業、興味関心を高める授業を実現すると共に子供たちの情報活用能力の育成を図ると

言うことが求められているところだろうと思っています。美深町の各学校の整備状況でございますけれども、教育用コンピューターそれから公務用コンピューター、電子黒板、校内無線ＬＡＮ等について一定の整備をしているところでございます。ご質問の教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数でございますけれども、全国的な26年度段階の一人当たりの導入で行きますと、一人当たり6.4台、美深小学校では1台では3人、失礼しました全国で1台当たり6.4人に1台と言う形になろうかと思いますが、そういった状況でございます。美深中学校では2.5人に1台、仁宇布では2.8人に1台という形で、現段階での一定程度の整備がされているという状況であろうかと思います。また、公務用コンピューターにつきましても各学校とも国の中でもある教員1人に1台配置をしている状況でございます。ＩＣＴの活用と教育の効果有効性等についてでございますけれども、各学校の児童生徒数や指導方法によって若干異なってくる部分があろうかと思います。総じて児童生徒の学習に対する集中力が高まるですか、それから問題を把握することやプレゼンテーション技術の学習等について有効性があるだろうと考えているところでございます。また、調べ学習等でインターネットの活用や学習への興味関心といった部分でも一定の有効性があると考えているところです。一方、課題としては現時点においてＩＣＴ授業を行うための先生方が教材として使われる部分ではかなり最近は整備が進んできているとはいえ、十分にまだ使えるものが全般として整備されていないということで、これは時間的な問題で解決していくことだろうと考えています。また、デジタル教科書、教材等そういう部分の標準的な整備が早く整えば良いかと望んでいます。先生方のＩＣＴを活用した指導力の部分が十分なされていくための研修などが今後これまでに増して必要になっていくだろうと思っています。現在ＩＣＴを活用した教育推進自治体応援事業の中で、ＩＣＴを活用した授業の実践カリキュラムや教職員の研修プログラムが作成されている状況があると伺っておりますので、そういった進みが今後どのようになるのかそれをしっかりと見ていきたいと考えております。次にＩＣＴを活用した教育推進自治体応援事業を活用して実証実験をやってみてはというご提案でございます。小規模な学校でという話でございましたけれども、この実証実験、後ほど佐賀の武雄市のお話が議員の方から出ておりますからそういうものを見せて頂きますと相当な負担等が出てくるということを考えますと、本町の学校において現段階でこの実験に対応できるような状況ではないかと考えておりますし、現段階でこの事業に応募するという考え方を持っています。ただ、やっておられますこういった事業の結果等を十分検証しながら、今後どのようにこれらに向けていくかということを検討していきたいと思っています。最後に、佐賀県武雄市でのタブレットを利用した反転授業を美深高校で活用してみてはどうかというご質問で

ございます。高等学校の教育に対して、町がどこまで関わることができるかと言うものがあると思うわけですけれども、そういった中で現在の美深高校では武雄市でやっているタブレットを利用したものとは違いますが、校外連携授業の中で千歳技術大学と協定を結び、その中で大学の方から提供される依頼人教材というものを活用して放課後に生徒たちが学習をしているというお話を聞かせて頂いております。その中で予習科も取り組める形になっているということでございますから、若干形なり取り組み方は違うかとは思うわけですけれども、一定程度そういったことが取り組めるような環境にもあるのではないかと考えているところでございます。次に、仁宇布小中学校の改修、改築に向けた進捗状況についてでございますけれども、私の方から先に答弁をさせていただきたいと思います。今回の教育行政執行方針の中で仁宇布小中学校について地域が主体的に取り組んでいる山村留学を継続させると共にということでお話を申し上げました。28年度の執行方針ですから、そのことを前提にお話を申し上げているということをご理解頂ければと思っているわけですけれども、そういった中でやはり基本的に教育という視点、それから地域づくりという視点の部分で総合的に勘案した時に仁宇布小中学校が持っている仁宇布地区に存在している意味というのが非常に大きなものがあるという認識を持っておりまして、やはり地域にとっては欠かせない存在であるという認識を持ってございます。そういった中で、学校校舎の問題については従前からお話を申し上げている通り、耐震性というものに対する課題があるという状況でありますから、そういったものを見据えて建て替えも含めた今後の取り組みについての協議が必要になってくると考えております。そういった中で昨年12月に要望書の提出を頂いたわけでありますけれども、やはり地元の思いというものを大切にさせていただきながら丁寧な議論を進めていく必要があるという意識をしてございます。今後町長部局と十分に相談をしながら、どの段階でどのように協議をしていくのが良いのかといったことの協議をして参りたいと考えているところでございます。以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 教育に関する質問でありますけれども、先に教育長からの答弁であったわけでありますけれども、ご質問にあります通り昨年12月に要望がありまして、町としてもこの仁宇布小中学校の改築等については重く受け止めているわけであります。仁宇布小中学校の在り方については地域の子供たちや山村留学にとって大切な教育の場であり、地域の皆様の心の拠りどころであるとこれはしっかりと私共も抑えておりますし認識をしているところであります。また、仁宇布地区において学校は大切な役割を果たしているという認識をしておりますし、学校の状況についても只今教育長から説明があった通り

校舎の老朽とこれは象徴しているわけであります。今後、仁宇布の学校をどのようにすべきかということについては地域だけではなくて全町的な理解、合意の元でまだまだ課題を整理して行かなければならぬ中でどう進めていくかということでございます。今後それぞれ立場のある皆様方から様々な観点でご意見等を伺いながらどのような方向でこれらの方針性を出して行くかということをこれから多くの議論をして行かなければならぬという認識を持っているところでございます。学校の改築等については以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今ご答弁をいただきましたが、まず1点目、文科省の方針をどのように受け止めて対応していこうとしているのか、その点についてまず伺いたいと思いますが、現在進めているＩＣＴ活用教育の中身についても私も一定程度理解はしているところです。ただこれは今現場の中ではデスクトップのパソコンを利用した教育という形で1つの教室に行かなければそこに接することができないという中で、今教育長も課題としてそれを教える教員側の色々問題点も課題は十分あるというお話をされました。結果としてここ数年学校にコンピューターはあるのだけれどもその利活用はなかなかできないのだということの答弁であったと私は聞き及びます。具体的に色々なこういうことがあると言われましたが、しかしそれが根本的に子供たちの学力向上に実際に繋がっているのかということは検証していませんから多分疑問点だと思います。そういう意味では、今特に文科省が進めているのは旧来からのＩＣＴ電子黒板ですかパソコンによるそのＩＣＴ教育から一歩進んでタブレット端末を将来的には児童生徒1人に1台とそんな方針すらも今見え隠れしています。そんな中で日常学校の授業の中で平日のクラスの中での授業の中でタブレット端末を使って教育効果を上げていくとそんな教育を実際文部省は進めています。それに対して色々ハードルと言いますか課題はたくさんありますが、しかしそれらの方針について今美深町の教育委員会がしっかり方針を立てるということは必要な時期なのではないかと思います。その点についてお考えを方向性についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） コンピューター教育が学校教育の中に取り入れられてかなりの年月になります。当初はコンピューターをまずは使えるようにというところからのスタートだと思っています。そういった中で一定程度IT化も進んでくる中で、子供たちの中でもそういった取り扱いについては従前と比べれば格段に上がったかと思っています。そういった中で今議員が言われた通り次の課題として教育の中で如何に効果を発揮させていくかという部分についてはその通りだと思っています。そういった部分で現段階でのデスク

トップ型パソコンがって、そして一定程度の教材等も出てきておりますけれどもそれよりはタブレット型ということについては今言われた通り今回の国の2期の計画の中でも基本的にはその3.6人に1台というのはタブレット型を1人1台ずつ持たせて教育をするのだという基本的な考え方の中で出てきている部分でありますから、そして昨今の状況を見ますとそう遠くない時期にそういう時代が来るのだろうと基本的には私自身としても考えているところです。ただ、今国の方で取り組んでいる実証事業等についても議員の方からお話がありました武雄市の状況を見ましても、今の段階で例えば来年からとか再来年からとかそういった状況にあるかというとやはりもう少し色々な部分での検証が必要だらうと思っています。ただ遠くない時期にそういったことを基本に考えていく時期があると思っていますので基本的にはそういった方向で考えていかなければならぬと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 限られた時間なのですからなかなか突っ込んでお話しはできませんが、いつやるのですかということです。文科省は既に計画を立てて各自治体にそれらの実施を求めています。それについて今できないけれども近い将来というお話がありますけれども、10年後には実際問題これが日常化するだろうと言われる大学の教授もおられます。例えばこれ私も今質問に使っています。私は特に秀でた人間でもないですが使うことによってやはりそれは実際動き始めるのです。今子供たちの環境の中では当然タブレットもさることながら、携帯電話が全部という時代ですよね、そういう時代の中でやはり文科省がそういう方針でいるならば、どうしてそれを率先して我が教育委員会が取り入れてみようという態度に動かないのか、その辺のところが1番の疑問点なのです。その辺どうなのですか。どこがそれらを協議して次に繋げることをやるのですか。教育委員会の中なのですか。具体的にどこがそれを発案して次に繋げる行動に移すのですか。それがなければ次に繋げられないではないですか。その辺のところについてどう考えているのか聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） どこが考えるのだということになれば、主体的には教育委員会がやはりそういった課題に取り組んでいくということが基本であります。そういった中で学校現場と十分協議をしながらなんといいましてもやはり先生方がどういった環境で使えるか、言われる通りそういう環境がなければ進んで行かないというのもその通りでございます。今現在パソコン使っている関係で、それが5年毎に更新時期を向えます。そういうことを十分認識をしながら、基本的にはそういう方向に向かっていくべきだらうと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○ 7番（岩崎泰好君） 次の2番目の仁宇布小中学校での実証実験の関係と絡めてお聞きをしたいところですが、今はそういう環境にない或いは対応できる状況にないと言う話をおっしゃいますけれどもチャンスの女神の後ろ髪はないですね。今文科省はそういう方針で進めようとしている。ましてや北海道にあっても実は昨年度からの新たな事業として教育局の方で予算措置をして具体的に動いているのです。道の予算書の中で、小規模学校等教育活動支援事業費の需用費の中で、北海道ＩＣＴ活用教育加速化事業費という項目がございまして、その中で小中学校の対応と後程話します高等学校への対応について具体的な取り組みは既に予算化をして取り組みを進めています。これらについて情報としてはどの程度抑えておられるのかまずそこから聞きます。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今の道の授業等については昨年、市町村教育委員会の方にこういった事業があるということの情報を頂いています。そしてこれについては各学校等とも情報を流しそして協議をしていると言う状況にございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○ 7番（岩崎泰好君） 昨年度はそういう情報があつて協議を進めたが、しかし先程の答弁のように対応できる状況にないということでこれに手を挙げなかつたということでよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 昨年の道の事業の立ち上げについては小学校、中学校、高等学校を合わせて全道で10校程度というような状況でございます。それと先程申し上げた通り、こういった事業を一定程度取り組むという事はそれなりの労力が伴つてきます。そういった部分で27年度については応募していないという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○ 7番（岩崎泰好君） 昨年の経過は解りましたが、今年度さらに小中学校実践校についてはこの後多分6月か7月ぐらいに公募の文章が来るのでしょうか。昨年は現状が大変なので対応していかなかったということなのかもしれないが、基本的にＩＣＴ教育の必要性については認識をしておられるのであれば、ハードルが大変だけれどやってみようじゃないかというそういう努力というのも必要なのではないか。それがなければいつまで経っても絵に描いた餅で終わってしまう教育の実情なのではないかそのように思いますが、今年度手を上げるそんな考えはございませんか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今年度がどういう範囲でどの程度の募集になるのかその辺の状

況を見ていかなければなりませんし、何といってもこれは学校現場が取り組んで頂くことになりますので、学校の方と十分協議をしていかなければならない課題だと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 私も教育局に電話をして問い合わせをしました。今年度は既に予算等で出しておりまして、実践指定校は小学校4校、中学校4校ということあります。早い時期から実際に公募する段階で正式にはとるのでしょうかけれども、そんな動きをする市町村があれば事前に色々実情等についてお聞きしながら情報交換をしたいという話まで伺いました。やはりこれについて本来やらなければならないのであれば、そのハードルをクリアしていくそれが教育委員会の使命ではないかと思いますが、その点について今回はＩＣＴの問題ですけれどもそれらの基本的な考え方についてどうしてもハードルが高いものが当然あるのは解りますよ。解りますがそれを乗り越えてしっかりとこの町の子供たち、児童生徒により学力の向上を目指して子供たちを教育していくということが大事なのかと思うのですがその辺の考え方を聞きます。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 全ての課題に対してそういった取り組みが言われる通り取り組んでいくのだという姿勢については良いだろうと思います。ただ現実問題として全てのものに取り組めるかということになるとこれは相当の難しさがあると思っています。この課題等についても学校等との協議の中でどうしていくかと言うことについて常日頃協議させて頂くわけですけれども、色々な状況の中で取り組める部分取り組めない部分があります。そして例えば先生方の研修等の中でもこういったものも別に出てくる部分もあります。実際に仁宇布の方でもそういった授業を取り組みながら対応してきているという現実もありますし、どの部分にどのように取り組んでいくかということはしっかりと全体を観ながら見極めて学校と十分協議をして取り組んでいく必要があるだろうと感じています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） もう1点だけ伺います。文科省はこの第2期教育振興基本計画の推進に当たってこれがはたしてどのような形でタブレット端末を使うことで教育効果があるのかという実証実験を進めました。その中で私も教育のパーセンテージの向上についてはよく知らないところがたくさんあるのですが、相対的に1ポイントと言いますか1%の学力向上が認められた。そして物の教科によっては5%の効果が見られた。さらには数日後に同じ試験をした時に理解力を図るテストをしているのですが、理解力においてはほとんど理解をしない人がゼロに近かったと、そんな非常に教育効果のあるものだったと言う実証実験をしているのですね。たまたま今朝のＮＨＫの番組の中でもこの武雄市の小学校

の取り組みについて映像が流れっていました。その中では学校給食にこのタブレット端末を利用して各自が食べる食事についてしっかり主食、副食或いはその他の野菜、果物それらの食べ方について学校と自宅とその中で点数制度のそんな形のソフトがありまして、それによって子どもの食育の観点からの効果があるというような報道も見ることができました。そういう意味では教育長も近い将来これが普通のことになるのだろうという認識があると思うのですが、しかしいち早く取り入れることというのは大事だと思っています。特に道はしっかりそれを勧めと言っていますから、そんなことに配慮しながらもう1点の高等学校教育における小規模校にしかできない個々に応じた指導による確かな学力向上ということでそれらの支援を進めていくということですが、先程来教育長は武雄市におけるタブレット端末の活用の話をされておりましたが、今は佐賀県全域に高校1人の生徒に1台のタブレットを持たせて反転事業を進めています。最初のきっかけは武雄市の小学校から始まっていますけれども、今それが日常化しています。そんなことで具体的に反転事業によつてしっかり学力の向上が顕著に見られていると言う形であります。そういう意味では全国的にも反転教育を進めていく動きは随分動いていますが、北海道においてはなかなかそれが進まないような状況にあります。ですからいち早く美深町が美深高校ではこんな教育でタブレットを持って反転教育をして学力向上に繋げているのだということをいち早く示すことも今の高校教育の現場の中には今後の問題として大事な部分ではないかと思いますがその辺の考えを聞きたいと思いますが。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 先程前段に述べられました食育の関係、確かあるメーカーさんと連携するという情報を私も前に一度見せて頂いたように思っています。それぞれどのように活用していくかそういったことを一生懸命社会、全体で探っている教育に関してはそういった事を試行錯誤しながら探っている状況が今の状況なのかと考えています。高校におけるタブレットを利用したというお話でございます。先程の答弁の中でも冒頭申し上げましたが、基本的には高校教育の部分ですから市町村教育委員会が高等学校の教育をこうしていくということを公然と言える立場にはございませんので、まずそのことを十分ご理解頂いているとは思いますが、そういった前提の中でお話をさせていただきたいと思っています。先程申し上げた通り、ある意味ではタブレットを使っているか使っていないかという違いは大きな違いとしてあるのですが、一定程度そういったe-ランニングをしながら千歳科学技術大学で実証されているe-ランニングについては小学校の教材から高校まで全部教材が揃っていると聞いています。これは実際に授業でどの程度使える教材か私は解っておりませんけれども個々が実習をしていく中では一定程度は耐えうる教材であろう

と思っています。そういう中で個々にタブレットを持たせてという部分ではそういう部分の効果と言いますかそれはデスクトップに置いてあるものを使うよりは有効性があるだろうという感覚としての認識は持ちます。それはその通りだろうと思いますし、今後、北海道もそういう方向で進んでいくのだろうと、佐賀県のように全部の生徒に1台ずつ持たせると言う状況にはなかなか行くのか行かないのか解りませんけれども、いずれにしても文部科学省が推奨していますタブレット化に向けたという取り組みについては今後進んでいくのだろうと思っています。そしてその中で高校の魅力付けという部分で、例えば高校さんが今の中でそういう考え方立つかどうなのか、そのようなことも前提として必要になってくるでしょうし、色々な方法で高校の教育の魅力付けという部分については考えていかなければならぬと認識をしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 時間がなくて本当にもっと聞きたいことがたくさんあるのですが、いずれにしても道教委は高校の対応については進学校から地域キャンパス校に在学する大学進学希望者へハイレベルな内容の遠隔授業の実施をしたいということで、都市部には2校、キャンパス校には10校、今年度手を上げる方を待っています。タブレットについては、佐賀県の例ですけれども佐賀県の場合は1人父兄が5万円の負担が係ります。多分2、3万円の負担は補助という形でどこかの自治体が担っています。そういう意味では、美深町の教育委員会としても進学についての条例を作りましてやっているのですからタブレットについては提供する考えにあるよという形で高校の学力向上のためにはこういったことも一步踏み出してやる必要があるのかと思っているところです。ご検討いただきたいと思いますが、続いて仁宇布小中学校の改築に向けた進捗状況についてお伺いしたところですが、山村留学を継続させるということ前提だという先程のご答弁がございました。町長の答弁の中にも、今後出てきました要望書については重く受け止めているというお考えをお聞きしました。全町的な議論が今後必要というお話があったのですが、この建物については文科省が27年度まで耐震校舎の改築をという方針がありまして、もう既に期限切れになっています。その観点とそれから仁宇布小中学校存続させて継続させていくという現状の中では意志にあります。その中では子どもたちに与える教育的な環境の不公平といいますかその辺は十分今の美深小学校或いは美深中学校と対して考えると非常に問題があるところがたくさんあると、その辺のところをやはりいち早く解決しなければいけないということから考えると、もう既に計画等の策定をして何年度建設というところまで進めなければいけないのではないかと思っていますが、その辺の考え方、町長と教育長それぞれにお聞きしたいと思います。予算の関係もございましょうから。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育と言う部分で学校を預かっているという立場からいければ今言われた通り子供たちの教育環境をいかに整えるかというのが私たちの大きな仕事ですからその部分で非常に仁宇布の子供たちには町内の学校の中では不便をかけているというところは言われた認識しているところでございます。既存の建物の中でどういった対応ができるかという事は当然考えていかなければならない課題なのですが、何といってもやはり構造的な問題があって、大きな対応はできないというのが現実です。ですから学校が基本的に今後どうあっていくべきかといったことをしっかりと考える時期も来ていると思いますので、現段階の中ではそういったことを踏まえた中でどうしていくかという課題になってこようかと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程も答弁させて頂いたのですけれども、仁宇布の小中学校については地域の皆様方の心の拠り所になっているということは十分承知しているわけであります。そして学校が教育的、さらには山村留学を含めて十分効果を上げて頂いているとただ、校舎が老朽化しているという部分についても十分認識しているわけであります。そこで学校をどうするのかと先程議員さんも言られた通り耐震化の問題、体育館はあるわけですがれども校舎が古いと、そういう関係でここ10年に渡って小学校の改築、改修さらに中学校の改築、改修、そして給食等々に大きな町の財源を学校建設に費やしてきました。従いまして学校建設等々をする場合、1億円や2億円で仁宇布の学校が改築できる、新築できるという段階にはないと認識しているわけであります。従いまして仁宇布の小中学校といえども非常に地元の子供たちが少ないと現実の中で山村という前提がありますけれども今後これを進めていくと地域の要望を含めて進めていくそのためにはどうしても全町的な理解ですとか合意ですとかが必要になってくるという認識でありますので、1年でこれをまとめていくという作業にはなかなかならないと思っていますけれども、そういうことを踏まえて十分取り組んでいく価値がある、やらなければならぬ教育委員会の議論も十分把握しながら私どもは財政を見ながらこれをどうしていくか、そして議員各位の皆様方にも満場一致になるぐらいの形でこれをやるとかやらないとかいう方向付けが必要になってくるのかと思っているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まずそれではこの計画策定を今は学校の存続云々まで議論しなければいけないというそんな町長のご答弁だったと思いますが、基本的に教育長はこの改修、改築については議論の中で具体的なものを組み立てていきたいと言っておられますよね。

それについては具体的に議論を、今は議論の段階に入ったと言うのですから議論はどの程度の期間の中で進めようとしているのか。そしてさらには次のステップをどの年次でしようとしているのか。その辺についてだけこの問題についてはお聞きして終わりにします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 内容の議論というのは先程町長がお話をされておりますけれども、基本的な全体の合意を得られた中での内容に入っていくという段階になろうかと思います。タイムスケジュールについては、具体的な現段階で何年度にこれをするというものは定めている状況ではございません。ただ総合計画等の見直しの中でも一定程度のさわりをしておりますので、教育現場を預かる立場とすれば1日も早くとそういった方向ができればありがたいと私たちの立場でもそういった部分に向けた検討していかなければならぬと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 実際行ってみると本当に悪劣な環境です。それは子供たちに悪劣な環境を敷いていくことなのかと思って、それは美深町内の小学校と中学校との環境の違いというのは明白に解るところですから、1日も早い解決、協議を今後進めていただきたいと思います。次に3点目、必要かつ合理的な配慮とはということで障害者差別解消法への取り組みについてこれをどう進めるのかということについてお聞きしたいと思います。平成25年6月全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定されました。平成28年度の町政執行方針で障害者支援の充実については、各関係機関等との連携協力により、本町で生活する障害を持つ多くの方々が地域で安心して生活していくための環境づくりに引き続き努めて参りますと述べられておられます。あと18日後と言いますか来年度当初平成28年の4月1日にはこの法律が施行されるところであります。それによりまして、その取り組みについて何点か伺うものであります。最初に法律の条文を読み上げます。国及び地方公共団体の責務。第3条 国及び地方公共団体はこの法律の趣旨に則り障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し及びこれを実施しなければならない。とあります。美深町の施策の策定と実施について進捗状況を伺うものであります。2点目は社会的障害の除去の実施について必要且つ合理的な配慮に関する環境の整備という項目の中で、第5条行政機関等及び事業者は社会的障壁の除去の実施についての必要且つ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修、その他の必要な環境の整備に努めな

ければならないとあります。美深町が取り組む必要且つ合理的な配慮とはどのような内容のものであるのか。また自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備の対象となるものはどのようなものがあるのか。対象としている物件についてお聞きをします。さらには関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備の考え方と、現在これは実施しているのかどのような進捗状況なのかお伺いします。3点目は、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、第14条国及び地方公共団体は障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずると共に障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。とあります。障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずる窓口について法律の施行前そして施行後どのような形で何処が対応するのか、また差別に関する紛争の防止または解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとするという体制整備はどのように進めのかお聞きをします。4点目は啓発活動であります。第15条に国及び地方公共団体は障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めると共に特に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために必要な啓発活動を行うものとするとありますが、必要な啓発活動をどのような機会にどのような手法で実施をするのかお聞きをします。最後5つ目は、障害者差別解消支援地域協議会についてであります。第17条で国及び地方公共団体の機関であって医療、介護、教育、その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者、以下、この項及び第2項において関係機関と言うは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に関わる事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消する為の取り組みを効果的且つ円滑に行うため関係機関によって構成される。障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとありますが、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会の組織化について考え方と取り組みの手法について伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 障害者差別解消法の取り組みについて答弁を申し上げます。美深町においては、美深高等養護学校の生徒のみなさん、更には美深福祉会が運営する施設グループホーム等を利用しながら生活されている方々を始め、更には高齢者になりまして身体に障害がある方々を含め障害を持つ多くの方々が我が町では生活をされているという認識に立っております。これまででも美深福祉会への支援により、障害福祉基盤の整備に努めてきたところであります。ふれあい広場等のソフト面での環境づくり等々にも努め、障害のある方々の町内行事への参加など町づくりの一環としてそれぞれ町はもちろん各関係機関に取り組んで頂いているという状況であります。具体的に国及び地方公共団体の責

務として美深町の施設策定、実施の進捗状況等々にお尋ねがありました。我が町の責務として美深町障害福祉計画に沿って、障害者に対する配慮や啓発活動を進めてきている状況をご理解いただきたいと思います。本町のこれまでの実績を踏まえながら国の基本の方針に沿った政策を進めることになりますが、差別や虐待の受けることのない暮らしや地域づくりに向けて町民の皆様のご理解もいただきながら、体制整備や周知活動に取り組んでいきたいと考えているわけであります。2つ目の合理的な配慮、更には施設の改善、職員研修等々でありますけれども、社会的障壁の除去の実施については必要かつ合理的な配慮によって環境の整備を具体的にしたりしていかなければならないと思っております。必要な合理的配慮の内容でありますけれども、窓口対応の場面においては筆談であるのか読み上げの障害がある方についてはこれらのこととも考えて行かなければならぬ。またコミュニケーションを解り易く表現をどうやってするのか、その辺の意思疎通や配慮等々になってくるのだろうと思っております。身体の不自由な状況においてそれぞれケアするといいますか補助するなどの配慮が必要になってくると思っているわけであります。これらは気配り、目配りについて従来から進めております職員研修の実施等々の中で環境整備について対応して参りたいと考えるわけであります。設置する施設の構造の改善、設備の整備についてはこれまでも順次進めてきておりますけれども、公共施設のバリアフリー化などについても鋭意努力して参りたいと思っているわけであります。相談や紛争の防止等の体制整備をどのようにするのかということでありますけれども、今後も保健福祉課に窓口を今開いている状況であることはご理解を頂いていると思います。これを基に今後も進めて参りたいと考えています。また体制整備についてでありますと、これは5点目の質問でありますけれども障害者差別解消支援地域協議会の組織化、美深町障害者自立支援協議会が今ありますけれども、この協議会をさらに支援の協議会を今申し上げている協議会を被せるような形に当町としてするのが妥当かと考えているわけであります。そういう意味でこれからでありますけれども、こういうことを踏まえながら差別の解消ですか問題になることがないように適切に体制整備をして参りたいと思っているわけであります。また、当協議会だけではなかなか課題がある、整備できない部分もあるかと思っておりまして、困難な部分等については北海道の相談窓口や関係機関との連携を図りながら対処して参りたいと思っています。いずれにしても啓発活動は大事であります。この法律の趣旨、目的とかを鑑みながら町民一人ひとりが理解を深めることができるので周知、啓発等々に努力していくということで広報ですとかホームページですとかでこれらの情報提供をしながら事業者や障害者団体その他関連団体との連携に努力して参りたいと思うわけであります。既に法律で若干これからの法律でありますけれども、具体化されてきている部分も

当町としては精神的に福祉に進んでいるものもありますので、しかしながら尚これから努力して参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君に申し上げますが、残り時間わずかですから時間内でまとめて頂くようにお願いいたします。

岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 2点だけお聞きします。1つはこの法律は4月1日施行に始まりまして、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止されて、合理的配慮の提供が義務化となります。この法律でいう義務の部分と努力目標というのが2つの種類がありますけれども、自治体においては義務化となっております。その対応をどうするのかという事。時間がありませんからその1点だけお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） （リライト不能）議員も私どもも率直な考え方だと思っております。義務化と努力という2つの課題があるわけでありますけれども、なかなか義務化といつてもそう簡単なものではないと、まず努力をそれぞれの企業や団体なりが努力をするようお願いをして啓発することに尽きるのかと思っているわけであります。1自治体だけでも頑張ってもこれらの問題はなかなか解決できないわけでありまして声を大きくしていかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 以上で岩崎君の質問を終わります。

次、1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは通告書に従って説明いたします。項目1、教育。件名、学力向上の対策について、質問の要旨です。①27年度全国学力学習状況における小・中学校の結果を見ると数学、理科の科目で全道全国の平均を下回っておりますが、これの改善の方策。②英語教育に基点を置き、特色のある教育を目指す姿勢を示しましたが、全国的には幼稚からの教育を取り入れる中、当町においてはどのような取り組みを考えているのか。3番目、公設での学習塾、町内の人材活用、インターネットなどを利用した授業を取り入れる方策に対しての考え方。4つ目、昨年12月定例会で、美深高校奨学金制度が立ち上がった。評価は数年を得なければ判断は時期尚早の認識ではありますが、美深高校存続に向けたさらなる取り組みについて伺います。1から4までですが重なる場合もありますので総合的な質問になると思いますのでその旨を申し添え、以上質問の要旨といたします。

○議長（倉兼政彦君） 小口君にも申し上げますが、答弁者を指定してください。

○1番（小口英治君） 答弁者は教育長です。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、小口議員の方から学力向上対策についてのご質疑をいただきました。まず、平成27年度の全国学力学習状況調査におけるこれらの結果に対する改善方策ということでございます。全国学力学習状況調査については、議員もご承知の通り年に1回、4月に例年開催されているということです。対象は小学校の6年生、それから中学校の3年生を対象に実施されている状況でありますけれども、これらの授業改善ということですが、各小、中学校についてはこれらの結果を分析して、そしてその年の子どもたちや6年生それから中学校3年生というと5年生までそれから中学校2年生までに習ってきた部分でどこか不足している部分であるのかというようなことになろうかと思います。そういうものを分析しながら、4月以降の授業改善に繋げてきているというのが現状でございます。過去の例から行きますと、総じて小学校では算数の力が少し低い傾向が見られたということで習熟度別の授業を取り入れるといった具体的な対策がとられてきていると、教育委員会としましてもこれらの分析を踏まえて子どもたちの学力向上に必要な経費の予算措置をさせて頂いているということでございます。27年度の予算では26年度等の調査の結果を受けて、読み書きという国語の部分での力が必要だということでそういった部分の意識付けとして漢字検定等の取り組みという事を実施し、27年度ではそういう予算も付けさせて頂いているということでございまして、色々なテキストとかの部分を予算計上させて頂いている。そして今後も引き続き対策については努めていきたいと思っているところございます。次に特色ある教育としての英語教育の取り組みということではありますけれども、今年度の方針の中で美深町の特色ある教育として英語教育を柱とした推進を図りたいという事の考え方を示させていただきました。この取り組みに付きましては、幼児の段階から英語に親しみ小、中、高を通じて一貫した学習到達目標を設定しながら豊かな語学力とコミュニケーション能力の向上を目指していきたいと考えているところございます。そういうことから28年度についてはそういったものの組み立てをしていきたいということで、幼児センター、小、中学校、高等学校の英語指導に関わる教職員に集まって頂いて、どういった形で進めていくことが実のある英語教育の推進充実につながるかということを組み立てて頂いて、それぞれの学校での体制づくりですか先方の先生方の研修に取り組むこととかを考えていきたいと考えています。次に公設の学習塾、それから町内の人材活用等についてであります。現在本町では、民間の方が学習塾を経営されているという状況がございまして基本的には公設の学習塾を設置していくという考え方には立ってございません。ただこれまでも、小、中学校の学習の中で特に地域の方の力を借りて、地域資源という形の中で農業ですか歴史ですかスポーツですか各方面での地域の方々

のご協力を頂いて子供たちへの教育活動がなされているという状況にございます。また、インターネットにつきましても先程も質問があった通りですが、学習の中でパソコン等を利用する中でインターネットを通して調べ学習ですとかそういった部分で実際に使われているという状況にございます。最後に美深高校の存続に向けたさらなる取り組みということでございます。昨年の12月で美深高等学校卒業生に対する奨学金制度を皆様のご協力をいただきながら制度化させていただきました。それがいよいよ今年の4月からスタートという形になります。併せて、美深町の特色ある教育ということで先程申し上げましたが、英語教育を1つの柱としてその取り組みが結果として美深高校の魅力づくりにつながっていくような形で町内の各小、中学校と協力をしながら連携していかなければと考えているところでございます。特色づくりということについては非常に特色づくり魅力づくりそういった部分では非常に頭の痛いといいますか色々な資料出していかなければいけない部分だらうと思っています。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 教育問題は、私は2、3回目の質問だと思うのですけれども大変これは難しい問題で本当に調べる内に頭が混乱するくらい人材育成に関しての教育は本当に難しいものだと思っています。近郊の道教委発表の学力のどこが弱いかという表がホームページ上で公開されているのですが、美深の場合は小学校においては国語A、話す、聞くこと、また、算数では数量関係、量の測定とかがちょっと弱いと、中学校に関しても数学、資料の活用、数学A、式と数という項目の中が全体的に落ちると。他の近郊を見てみると、ちょっと距離が遠いかもしれないですけれども札幌は万度に大体、全道、全国並みのレベルになっています。名寄市を見ると美深ほどでもないですけれども美深よりは学力が上だと。何点かサンプリング的に調べてみたら足寄町は先程の学習塾、公設あれば町立でおそらくやっているのだと思うのですけれども、そこはやはり美深と比較したらその効果が出ているのか、どうなのは詳しい分析を待たれるところだと思いますけれども、アップしていると。過去から比べると学力がアップしていると。先生方、小学校・中学校的先生に直接お話を聞いたのですけれども指導も中学校の先生においては毎回カード式の小さい宿題を出して、習慣付けをしているのだと。小学校もそのような努力をされているというお話を聞いたのですけれども、その中で各町村の取り組みなのですけれども、今、学力の名寄・足寄・札幌市の教育委員会と具体的な学力向上の取り組みの中で、学校と家庭と地域が一体となった取り組みを目指していると。そのところが共通しているのですね。中学校の「いぼた」という中学校の広報誌と言いますか学校通信の12月にアンケート調査を取っているのですけれども、学校の様子が分かりますかということなのです。そ

れはその項目でやると生徒は38%が学校の様子はもちろん解っていると。保護者の方は解っていますかというのが42%なのですね。先生は93%ほとんど100%に近い、通信を出しているけれども保護者が半分以下の人しか理解をしていないと。これはやはりそこら辺の家庭のあり方というのも含めて、まだまだ、ただ単に学校ではなくて教育委員会としてのこちらのほうも目を向けていただかないとダメだなと私は思うのですけれども、それと合わせて学習時間の調査というのもあるのですね。全国平均から言いますと美深の学習時間これは小学校ですけれども1時間以上学習をしていますかという中で28%の方が1時間以上していると。全国で言うと62%ですね、これは大幅な開きがあります。1時間未満も43%という美深町の数字が出ていますけれども、あとゲームの時間、ゲームも結構今、お子様していますけれどもゲームの時間、3時間以上という項目を見ますと美深町は26%ゲームをしていると。全国的には17%、これを見るとあまり学習時間がない、ゲームに費やす時間がない、家庭と学校が一体化なってないのではないかと思われるのですが、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 学習の問題は非常に大切な問題ですし、難しい問題であると思っています。27年度の学力学習状況の分析等を拝見されて1つ1つのお話をありました。基本的にその年、その年によって状況は変わります。先程申し上げられた札幌市ですとかそういう規模になると美深の場合は極論を言うと町の成績イコール1つの学校の成績に近い状態が有りますので、そういう見方をしますと札幌市においても色々な形があるだろうと。ですから端的に札幌はこうで、名寄はこうでと比較が適切かどうかは一概に言えない部分もあるのかなと感じているところですし、それよりはその学校、その学校での課題は何かということを的確に捉えていくという事が必要だろうと思っています。今、議員のお話の中で学習に取り組むスタイルとして、家庭と学校が同じ方向を向いていくのだという取り組み、これは美深の学校についても同じように取り組んでいます。子供たちに対しても学習の進み方ということでの手引き等も出していますし、それに沿った形で保護者向にも同じように学習の目標ですか、といったものを時間の部分もそうです、そういう目標を持たせて取り組んでいくということは同じように啓発をさせて頂いていると。各家庭にそういう部分については配布をされ、それをしっかりと見て、取り組まれる家庭、またはそういう部分に少し関心が薄い家庭もあるかもしれません。ただ基本的にはそういう同じ方向性で取り組んでいるという事をまずご理解いただきたいと思います。そういう中で特に今、ご指摘あった通り家庭での学習時間が特に全国に比べて低いということでの間、北海道の調査結果が全国に比べて都道府県の中でも下位のほうに入るという状況

を踏まえて北海道教育委員会の方も、そういった生活習慣それから学習習慣をつけていくこうということで大分改善がされてきた状況にありますけれども、その中でもやはりまだまだ行き着いていない部分があるのだろうと思います。正直言って地域性の問題ですとか色々な社会的な問題もあるのかなと思うのですが、そういった中で子供たちやそれぞれの家庭がそういった意識を持って頂いて進めていく、そういったことをこれからも訴えていかなければならぬし、私もPTAの集まりですとか色々な場面の中で毎回そういったお話をさせていただきながら、そういった部分に努力をして頂くような形で推進をしてきているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 放課後子ども教室というのがありますよね。私も昨日、休みだったのですけれどもちょっと見せて頂いて、良い場所だなと思いました。教育の評価の報告書には児童クラブですか、それと一緒にすることも考えていかなければならない旨の教育長の報告もありますけれども、平均すると250日ぐらいの利用日数だったと思いますけれども、平均すると6人ぐらいの方が利用されているのではないかというような、事業報告書を見るとそういう判断がされるのですけれども、これは3番目に絡んでしまうかもしれないですけれども公設のものが美深にあるからそれまでは考えていないというような教育長の考えだったのですけれども、よその例を出させてもらいますと上勝町ですとか、これはテレビ電話ですね、インターネットを通じたテレビネットで東大生との交信で授業の向上を図っているとか、島根県の海士町は人材のそういう退職した方ですとかそういう方が村立ですけれどもそこで指導しているですとか。日本全国色々そういう例もあるわけですね。やはりせっかく放課後児童教室の中を見るとパソコンも整備されていますし、15人ぐらいは収容できるのではないかと。あの利用方法もこれからの学力向上には有効に利用すべきだと。話は全然違いますけれども旭町ふれあいステーションで勉強している方も、平均は出していませんけれども結構な数はいます。ただ、ご覧の通りパソコン1台あるわけではないですから、あそこの有効利用の考え方と色々な学習向上における、先程の7番議員はタブレットのことも質問されていましたけれども、ここら辺の考えもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、放課後子ども教室のお話を中心にお話がありました。1つご理解を頂いておきたいなと思う事は、放課後子ども教室は、放課後の子どもたちの居場所づくりということで、児童館でやっています児童クラブの方と同じような性質を持って取り組んでいる事業であるということで、その中で学習機会の提供ということで例えば

ＡＬＴですか教職員の資格を持った方ですか、そういう事をこれまでもプログラムを組む中で取り組んできたという経緯もございます。そういう部分で、今あるそういった取り組みの中でできる部分については工夫をしながらやっていく事は必要なことだろうと思っています。そういう前提の中で、今、お話のありました町としての放課後ですかそういった部分を使っての学習活動をやる事はどうかというような質問になるのだろうと思います。1つの方法論としては実際にそういった取り組みをしているというところもございますし、1つの方法だろうと思います。今、それをやるということでは無いのですが、色々な方法の中で機会を見ながら、そういう取り組みをしていくということも選択肢としてはあるのかもしれません。ただ、やはり先程お話しあった通り、まず家庭での学習をしっかりとして頂くという事が基本になってこようかと思います。どうしてもそういった部分での生活習慣といいますか、そんなことが大切な部分だろうと思いますので、そういったことをさらに力を入れていければなと考えているところです。それからタブレットについては先程ご答弁申し上げた通りでございます。どこかの時点ではそういったことが必要になるというか、そういうことを主体的にやっていくような時代が来るだらうと思っています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは小学校も絡んでくるのですけれども今は小学校5年生から英語教育に取り組んでいますけれども今後、何年先になるか分からないですが近い将来小学校3年生から英語教育の過程も入ると。時間数も年間は小3、今現在やっているのは5時間から3.5時間ぐらい多くなると。小学校5年は現在3.5時間、70時間多くなると。美深町は語学指導員のＡＬＴという制度を利用してますけれども、他の町村で、大きいところは別かも知れませんけれどもＡＬＴが1人でこんなに英語の時間が多くなるとＡＬＴが1人で大丈夫なのだろうかと私も考えがあるのですよ。1番初めに私も議員になって初めて質問したときにはＡＬＴのことを質問した記憶があるのですけれども、なぜアメリカばかりなのでしょうかと、アジア圏でも良いのではないですかというような質問を調べているうちに思い出したのですけれども、採用の方法も色々調べていくとＡＬＴと言うとAssistant Language TeacherというのがＡＬＴの略称でその次にNLTというのもあるのですね、これ調べてみると。NLTとは何かと思ったらNative Language Teacher、その母国語として話す外国語教師。あとＪＴＥ、これは日本人の英語指導助手。これはその各自治体がどれを選ぶかは自由の裁量だと思いますけれども、ＡＬＴの弊害ですかＡＬＴの欄を調べるとすごくあるのです。うまくいっているところもあるし教師間とＡＬＴがうまくいっていないとか、色々なＡＬＴの項目を拾い上げるとあるのですけれども、

現状のALTの位置づけとしては人数的にも足りているのか、そこらへん幼児からですかね、これからだんだん幼児の方も英語の先生が行って、ALTが行っているみたいでけれども、現状はおそらくわずかな時間だと思いますけれども、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 英語教育ということでございますけれども、これはこれから今、英語指導助手ALTなのですけれどもそういった部分の活用状況と学校の中でも再度分析をして頂いてどうしていくかという形になります。そもそも中学校教育で活用するということが基本で英語教育についての取り組みの中でALTという制度が始まったわけですから、昨今、その英語教育を推進していくという国の方針等の中でやはり低年齢化をして、早い段階から英語力を身につけていく必要性があるだろうと。逆に言えばそのほうが有効だろうという考え方方が根底にあると思っています。美深町の場合は、従前から幼児センター、小中学校、高等学校にも行って幅広く、そういった主旨的なものは異文化に触れて頂くということが基本的に大切なことだろうと思っています。そういった中で、これらの英語教育という部分を考えていくと、いかに早い時期にネイティブな発音での英語を子供たちの耳に聞かせていくか、そういったことが1つのポイントになってくるのかなと思っています。そして現在のALTの活用状況ですけれども、相当年数が経っていますから、当時から比べますと学校数も減っています、それから学年数も減っています。こういう事を考えると今の状態が過度な状態なのかどうなのか、これは一概に言い切れないと思っています。必要とする授業をしていくためにどう活用していくか、その時に必要とされる部分が確保できるかどうかという部分は、これはまたからの課題としてしっかりと検証して行かなければならないと思っています。そういったことを踏まえて、どういうような組立をして行くのか、それから質問の当初にいつごろからというお話がありましたけれども、今、国の方で進められている学習指導要領の見直しが進められていますけれども、小学校の進学指導要領の導入枠、多分、平成30年度からスタートになるだろうと思っています。そのときには今、先程、議員がおっしゃられた授業実数がそれぞれ学年に割り振られてくるような形になりますので、できればそれに間に合うように、しっかりと体制を組んでければと考えているところです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 上智大学が去年ALTに関してのアンケート調査というのがあったのですけれども、ALTが児童・生徒に何分ぐらい平均して対面でお話出来るかという調査なのですけれども、項目は200ページぐらいすごく膨大な資料なのですけれども、

この中で話しかける時間が10分以下というのが大体7割ぐらいだそうです。そして、グループ、小グループを作った中での会話というかその対面の時間は10分から20分という調査が出ています。それとALTに関して3割近いALTの先生が地元の美深で言えば幼児センターから含めて高校まであるのでしょうかけれども、その意思コミュニケーションがなかなか3割ぐらい難しいのだというようなアンケートの結果がありますけれども、美深はそんな事はないのだろうなと思いますけれども、そこら辺の確認ですけれどもどんなものでしょう。その時間帯、私はまだまだこれから時間帯も授業も増えていくのだから果たして回りきれるのかなという前段の質問だったのですけれども、そこも併せてお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、言われたその10分というのは、どういった規模での多分中学生を主体としたお話なのかなと思いますけれども、幸いにもうちの場合はそういった部分では今、言われたような状況ではなくて、もう少し子供達と接する機会というのがあると思っています。それでALTが美深町で、先生方それから地域を含めてどんな状況にあるかということでございますが、幸い日本語が一定程度できる方がこれまででも数多く来て頂いておりますので、その中で先生方と充分なコミュニケーションを取りながら、一定の形を作ってきてています。そういう部分で、コミュニケーションが取れなくて授業にならないとか、そういう状況ではないという事をまずご理解いただきたいと思います。ただそのALTになられる先生方というのは、各国でかなり厳しい試験を合格されて、目的意識なりそういう物をしっかりと持ってこられる先生が多いですから、それとやはり社会性の違いと言いますかそういうものがありますから、そういう部分で日本に来て満足される方、もっともっと自分として求めて行かれる方、色々な方がいらっしゃいますのでそういう部分で先程言われた調査結果が出てきているのだろうなと思うわけですけれども、美深町においては総じて良好な関係でやって頂いていると。ただ、やはり高みを目指していく方もいらっしゃいますから、短期間で次のステップに進んでいかれるALTさんもいらっしゃいます。それは人それぞれのものがありますので、一概にそのことが良いとか悪いとかいう問題ではないと認識をしています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 学力向上に関して教育委員会の会議でこういうことをやったとホームページで公開されていますけれども、議題というのですか、その中身は具体的には公表されていません。それで、この学力向上に対して、道教委から発表があった時点で公表の発表は教育委員会の皆さんに公表はしています。それに対しての向上策というのは話して

いないように私は思いますし、教育委員のある方から聞いても、そういう話は無いと。これはある程度、学校運営評議員、これは校長が招集するものだと私は思っているのですけれども、間違っていたら言ってください。その中の委員の方にもお聞きすると、具体的なそういうお話はなかなかない。学力向上は先程、何回も言っているように家庭と一体となった取り組みが必要でなかろうかと。それでなければなかなか上がるものではないなと思うのですけれども、そこら辺の教育委員会として、なぜその向上策が練られていないのかなと私は思うのですけれども、まだまだ具体的な例を挙げてこういうことで進めたいというような美深町もこういうので取り組むというのは解っています。具体的なもう少し細かい話の中で、そういうのを公表すべきだと思いますけれども、そんな会議・委員会の内容をもう少し煮詰めるというか深く入り込むべきだと思いますけれども、それに関してはいかがでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） どういう観点でお話を聞かれたか分かりませんけれども、そういったものが話されていないということでは無いと考えています。学力学習状況等の結果についても概要についてお話をさせて頂いて、その中でどういう点に力が今年の場合はこういった部分が不足しています、というお話をさせて頂いて、予算に向けた段階ではこういったものを踏まえて学校の中でどういう取り組みをしていますと、ですからこういった予算が必要ですと。そして一般的にこういったことで学校が取り組んで、先程申し上げた習熟度別授業等についても、これについても説明をさせて頂いているという状況でございますし、学校で学校評議員会が開催されますけれども、その中でも学校評価と言われる部分で当然、学校自身がやっている評価についても説明をしますし、その中でやはり色々な取り組みについても説明していきますから、学力がこうだからこうだという部分の説明がどういった形で、聞かれた方もどういう説明で言われている部分、説明された、されていないという捉え方の問題があるのだろうと思いますが、その部分が全く協議されていなくて進んでいっているということではございませんし、そういったことを基本的に踏まえて頂いた中で予算についても協議をされているということでございますので、どこまで求められているか解りませんけれども、一定の説明、協議をされているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 学力の無さがこういう質問になるかと思うのですけれども、教育委員会の中で学校運営審議会、そこも同じだと思うのですけれども、やはりその町の予算をこういう風に先生と協議した中で、こういうものに力を入れるからという説明はあるよ

うに私は聞いています。だけど具体的に、先程もタブレットの話も出ましたし、公設の話も出ましたし、人材の話も色々出ている中で、もう少し具体的に掘り下げて、学力向上をどう引っ張っていくのだというのが教育委員会の会議ではあまり聞かない、ということだったものですからもう一度お願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育そのものの具体的な指導内容について、美深の教育委員会として具体的にこうしていくという部分については、残念ながらその部分を具体的に議論できる状況ではございません、残念ながら。というのはやはり教員という専門分野になってきます。例えば管内でいけば旭川市内に指導主事、学校で教鞭をとられた先生方が数名教育委員会の中に入って教育のあり方を考えていく、そういったセクションがあって進めていければ具体的な授業の中における学習力向上策なり、そういったものが一定程度協議できると思うのですが、残念ながら管内の市町村ほとんどの場合、指導主事を置いていませんのでそういった部分の協議についてこれは管内でいけば上川教育局の中で指導主事、市町村を回って指導する立場の先生がいらっしゃいますから、そういった中で管内の状況、それから市町村の状況を相談頂いてそして、具体的な指導の推進にあたると。現場の先生方はそういったとこから色々な部分を勉強させて頂いて、それからもう一つは、先生方の取り組みとして研究会等を持っておりますので、そういった中で具体的な指導方法ですか、そういった部分について研鑽をされていくというのが実態でございます。そういった部分で、教育委員会が美深の教育委員会の中で、授業に対して事細かに一つ一つをこういう風に改善していくという事は、残念ながらできる環境にはないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それで、その色々向上に対して考える中で、小中一環教育という分野もまた出てくるのですね。これはメリット、デメリット色々あるみたいでけれども、間違いなく感じとして私の調べた範囲では、向上に結びつくのではないかと思っているのですけれども、美深の場合は色々な一環でも場所が離れていてももちろん良いですし、体育館を共有するとか色々あるみたいでけれども、その一環教育に関してはどの様なお考えかお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 小中一環教育ですね。今回の議案にもありましたけれども、義務教育学校という形で条例改正も一部出ていますけれども、この4月から小中一環教育の制度といいますか、そういった部分が国の方で制度化されて、スタートするという状況で

ございます。国の段階で小中一環教育がなぜ必要かという議論の出発点というのが、小学校から中学校に入った時の中一ギャップという問題があって、特に不登校等の子供が時期的に増えるという社会的な問題があって、そこをいかにどう解決していくかということが1つの手法として小中一環教育というものに結びついたというのも実態としてはあります。そしてもう一つは、その小学校、中学校、9年間を通してその9年間で身に付けさせる力をその状況に応じて、どこにそのポイントを置いて持っていくかというようなことで、小中一環教育ということでこれまで取り組まれてきた経緯もあります。そういった部分で特に小中一環教育を通した中で義務教育学校等については6・3制の区切りを自由に動かしていくということが出来たり、色々なことがあって、そういったことが今のうちの町に於いて必要かどうかということを考えていくことになるのですけれども、幸いな事と言いますか小学校、中学校、美深町の場合は1校ずつ、町の中では。そういった部分では仁宇布小中学校は仁宇布小中学校の学区がありますから、そこはその学校ですが、それ以外は小学校、中学校同じ学区ですから、小学校から中学校に入ったことによって、学校の環境なり授業の環境は変わりますけれども、友達関係ですとかそういう人間関係が大きく変わることがあります。そういう事はありません。そういった部分で、一環教育の中での必要性というかそういった部分は他の町に比べるとそう大きくは無いのではないかと思っています。ただ教育の進め方として、その教育のあり方として、小中一環教育、要するに小学校・中学校いかに連携させて9年間の中で子供たちを教えていくかと、そういった部分については、やはり今後、小学校・中学校の連携というのがこれまで以上に必要ですし、その1つの表れが英語教育にあるのかなと思っています。そういった部分で連携をしていくことによって、子供たちの教育環境、指導をどう進めていくかということを考えていく必要があるかと思っています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 高校の方でちょっとお聞きしたいと思いますけれども27年度、中学校の卒業生が38名で、美深高校に願書を出した方が14名で名寄高校が13名、後は養護学校3名、名寄産業高校3名、後は旭川で1名というようなことになっていますけれども、これは中学校の先生ともお話をしましたけれども、なぜ美深高校を選ばないのだろうねというような話の中から、生徒の声として生徒数が少ないと。それと部活がなかなか少ないが故にできないと。それと声としては進学率がちょっと問題と。人数の加減で言えば進学率が決して悪いわけではないという認識はありますけれども、そういうような子どもたちが行かない理由だというようなお話を聞いたのですけれども、来年、今年はこれで2年続けて20人を割ってしまったと。来年度の今の2年生が26名ですから、来年は

中学生26人が上がってくるわけです。これは本当に相当な覚悟を決めないと、せっかく奨学金制度も作ったのに大変な事になるという思いですけれども、そこら辺の先程から小・中、含めた学力向上、小・中の学力向上が上がれば私は必然的にそちらも高校の方にもいくのではないかというような思いもあるのですけれども、さらなる取り組み、まだまだやってもらわないと困るのですけれども、どういうような取り組み具体的にお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○1番（小口英治君） 本当に大きな、頭の痛い問題だなと思っています。先程、子供たちが地元の高校を選択しない、いくつかの理由がありました。それは、それぞれにそういった状況はあるだろうと思っています。ただ、その中で進学率が低いからというようなお話もありました。それは今議員の認識はそうではないとお話がありました。残念ながら町の中全体でそういう雰囲気があるのではないかというのではなく、これは残念ながらそういう状況だろうと思います。ただ、やはりその部分についても、決して隣町の高校と比べてそれが低いかというと近年の数字を見るとそういう状況ではないと。かえって地元の高校の方が上回る部分もたくさんあるという認識をしています。その中でやはり子供たちが少なくて、なかなか集団的に色々なことをやりたくてもできないということについては、本当にそれは現場の中では克服のできない状況であります。そういう中で、魅力ある学校づくりと、どうしてもやはり地元の高校に入って次にこういくのだという一つの夢が描けるような形というのは必要なのだろうなと思うのですが、それをどう作っていくのかが大きな課題だと思っています。これは非常に大きな課題であって、次にどうしていく、ということを矢継ぎ早にできる状況ではありません。残念ながら。ただ、その1つの方法として、先程から言っている英語教育を1つの柱として、そういうものを魅力付けできないかと。ひいてはそれが美深高校の魅力につながっていないかということでの取り組みございます。そういう部分で議員の立場からも色々な形でご協力を頂ければ有り難いと思っています。それ以外にどうしていくのだというところについては、まだまだ学校の方とも協議をして行かなければならない課題だろうと思っています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 酷なようですけれども、今年、1年ぐらい前から募集や何かもご尽力して頂いているのは解りますけれども、今から更に努力をしないと来年度は大変厳しくなる情勢の中で、中学校から教育をどんどん向上に向けての努力をして高校につなげるのだと。それか英語に力を入れるのでしたらALTの時間を高校に振り向ける、先程言った、空き教室を利用して補習をやる、そういうような考え方で特色あるのをどんどん出していかないと奨学金だけの魅力で果たして存続に結びつくのか。大変本当、人数を見ると上

川の北区の学区、人数から見ると美深に来てくれる要素というのは本当に厳しい情勢です。ですから、もう入学20人を切った今から、どのように具体的にやっていくのか。それをやはり早急だとかそういうようなことではなくて、切羽詰まっているわけですから、ここはなんとしてもやるのだというようなものは示せないですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） ALTの問題については、うちの町のALTも高校に入って頂いていますけれども、高校は高校で道教委の方から別にALTが来て授業をしています。授業をやっているというか、あくまでも教員のアシスタントとして入りますから、その中でそういった体制は取られているということです。それから空き時間、空き教室を使ってというお話ですけれども、現実に高校も今、習熟度別をやっています。これは今、美深高校での定員配置から行くとかなり先生方に負担がかかっているというのが現実です。それから授業が終わった後も毎日ではないですが7時間、8時間という設定もしながら、それから土曜日も毎週、補習授業をやっています。そういう形で、現場の先生方、非常に努力をして頂いている。そのことがいってみれば近隣の高校に比べて近年、進学率等も上がっているという結果に表れていると思いますし、例えば就職についても道職員含めて早々近隣に負けている状況ではありません。もっと言えば、こういう言い方をすると大変失礼になるのですが、やはり中学校で一定程度、力を持っている子供たちは、やはり外に出ていているというのが現実です。そういうことを考えますと高校の頑張りというのは非常に今、頑張ってやって頂いているという状況でありますから、更に、そこにどういう魅力をつけていくのか、これが本当に悩ましい問題でありますし、そういった頑張りをしている状況をいかに支えていくかということも、これは地元のできる範囲でやっていかなければならぬ問題と思っています。議員が言われる、本当に明日は無いのだよという気持ちは、議員もそうですし私共も十分そういった気持ちでいます。そういう中で、やはり何をどうしていくのか、毎日、毎日、明日はどうしようかなということをよく考えながら、今年1年も過ごしてきたわけですけれども、そういった部分でなかなかその良案がない、要するに特攻的にそういったものを引きつけていく魅力のあるものというのではないというのが残念ながら現実だろうと思っています。ただ、今、議員がおっしゃられた通り、出来ることは1つでも努力していくという事をしていかなければならないと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 特効薬がない、それは解ります。十分わかるのですけれども、処方しないと死んでしまうということですよね。特効薬がない、黙っていたら死んでしまう。それが年3回、教育懇談会、児童センターから高校までの懇談会等もやっておられるよう

ですけれども、その中で、ぜひその先程の教育委員会の話を出しましたけれども、掘り下げた議論をどんどん拾って少しでも向上に結びつく、または美深高校につながる施策、これはなんとしてもやっていただかないと困りますので、よろしくとは私もそんな逃げるわけではなく、出来ることは精一杯やらせてもらいますけれども、やはりそういうような色々な団体を網羅して、何踏ん張りもしていただかないと大変な事態だということの認識だけは、特効薬は無いのだ、だけでは私はもう大変な事だと思いますけれども、それで最後にしますけれども、そこの決意のほどお聞かせ頂いて質問を終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 議員も私も同じ気持ちでいると思っています。年に3回と言いましたが、年に4回なのですけれども、町内の各学校、当面は管理職に集まつていただく中で連携を取ってきていました。ただ美深高校とは別に日常的に本当に行ったり来たりしながら、頭を抱えながら、どうするという事を何回も、何回も積んできたというのが実態でございます。そういった部分で議員の気持ちもよく解りますし、そういったことを十分認識しながら、ただ私達もそういった部分で取り組んできているということも理解をいただきながら、さらに、これは教育委員会と学校だけではなくて広く皆様からもご協力を頂けなければできない部分も多々出てこようかと思いますが私の立場からもよろしくお願ひ申し上げておきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 以上で小口君の質問を終わります。

これから暫時休憩をいたします。

再開は13時15分といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き一般質問を続けます。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 私は今定例会の一般質問で教育と産業について、教育長並びに町長の所見を伺うものです。まず美深町の文化の振興について、通告文を読み上げます。教育行政執行方針が示された。文化について所見を伺う。個人が享受する文化は価値観や感性によって醸成も停滞もする。知性や宗教或いは娯楽としての捉え方によっても関わり方が異なってくる。日本古来の伝統を継承する芸術文化、変遷する時代に沿うような生活様式から形成された生活文化などに対して行政はどのように向き合い、施策の展開を図って

いるのか。2、文化に関して組織的に活動するのが文化協会であり、一方で組織に加入せず独自に活動している個人や団体もある。行政は地域文化の状況をどこまで把握し評価を行っているのか。3、文化会館の供用開始から20年を迎えるとしている。施設は美深町のみならず広域の文化の拠点としても位置づけられている。本町及び広域市町村にどのような効果を示したか。また今後の役割をどのように考えているか。4、教育環境を整えるという事は施設を活用して文化に親しみ、繋がり、想像する過程を保証していくことであるが町民のニーズに応えられていると考えているか。以上につきまして教育長の所見を伺います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、長岐議員の方から美深町の文化振興についてということで質問をいただきました。日本の古来伝統文化を継承する芸術文化活動を変遷する時代に形成される生活文化など、どのように展開していくのかという質問でございますけれども、芸術文化活動につきましては個人の自由な発想により行なわれるものであります。自主性や創造性を十分に尊重することが基本であると考えている所であります。本町において住民の価値観も多様化している中で地域の生活や1人の活動の中から様々な芸術文化活動が行われていると認識をしているところでございます。行政としましても文化会館COM100を拠点に優れた芸術文化に触れる機会と学習の場の提供、創造的な活動への支援を通して多様な芸術文化、文化活動の推進に勤めている所でございます。次に地域文化の状況をどのように把握し、評価をしているかということでございます。町民の文化芸術活動の参加促進と優れた文化芸術に接する機会に忠実に勤めるために本町では文化協会の加盟16団体においては様々な学習活動や幅広いジャンルの文化芸術鑑賞機会が提供されているものと認識しております。また文化協会に加盟せずに活動を行っているサークルも数多くあると認識しているところでございます。文化協会への加入の有無を問わず、それぞれの団体・個人、年齢を問わず意欲的な活動が行われていると考えているところでございます。次に文化会館の今後の役割、広域市町村への効果等についてでございますけれども、ご質問にあります通り平成10年に開館以来、間もなく20年が経とうとしているわけですが、この間、文化ホールでは様々な芸術文化の活動及び鑑賞機会の提供に努めてまいりました。また広域連携につきましては、これまで近年では名寄、下川、音威子府、美深での北の星座音楽祭を開催するなど連携を深めて参ったところでございます。今年の2月には北の星座音楽祭の組織委員会が発足されるなど今後も広域的な連携を図っていく事としているところでございます。このほか近年では今、質問いただきました議員も深く関わっていらっしゃいますけれども、道展の移動展が道北で唯一開催されたことや、また、道北

文化集会などを通して文化の拠点としての役割を果たしてきたものと考えているところでございます。特にCOM100文化ホールは町外の方からも使いやすく音響が良いとの評価もいただいている所でございまして引き続き多くの皆様がご利用いただけるよう努めていきたいと考えている所でございます。次に、町民のニーズに応えられているかということでおざいますけれども様々な環境で町民のニーズというのも変化をしていくことだろうと考えています。これまで町民を含め多くの方々に施設をご利用いただき自主的な文化活動が行われております町民が利用しやすい環境作りに今後も努めていきたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 一通り、当たり障りのない答弁をいただきました。皮肉っぽく言ってしまいましたけれども、文化行政を担当する方々は大変だと思います。好きとか嫌いとかいうレベルの問題ではなくて義務的にしなければならない訳ですから担当者としてその町民の芸術文化という部分を司る位置にいる者としてはやはり相当な勉強をしなければならないだろうと思います。こういう部分の質問で実は教育長に答弁を求めたのですけれども教育委員長の考えも聞いてみたかったなど実際思っているのですね。ご本人も大変答えたそうな雰囲気でいらっしゃるので、どんなお考えかなと思うのですがそれはまた後ほど伺うことにして、いくつか事業を実施しているところを通して考え方を伺ってみたいと思います。自分もその芸術文化という活動に長い間、関わっていて共に進めていくという部分では協力しなければならないと考えているところであります。それで道北文化集会の事でちょっと伺いたいと思います。これは文化協会の一大イベントでありまして当時、私が文化協会の局長をしていた時に釧路市で開かれた北海道文化集会に参加した事があるので、そこで聞いた話によるとこの北海道文化協会が道内で把握している各地域の文化協会、ここで言うと旭川市以北かもしれません。上川の文化団体協議会のような、そういうような当時の上川支庁のそれぞれの単位にあるような17くらいの文化団体協議会に所属する市町村の文化協会がお互いに研鑽を積むと言う意味で道北文化集会のようなものがあったのですが、当時、私が局長として釧路に行った際に実は上川の北部の道北文化集会しか無いのだという話を聞いたのですね。その規模と内容を含めて極めて質の高いものでこれは道内的に見ても参考になるものであるという事を聞いたのです。それで現在も繋がれている道北文化集会が参加する文化協会の会員たちにとっては1年間の成果を示すという意味では全身全霊で取り組んでいる事業なのですね。そういう認識でこの事業をご覧になっているかどうか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 全身全靈でと言われると非常にどこまでお答えできるのかと思うわけですけれども、非常に大切な取り組みで実施されているという認識はしていますし本町も昨年、道北文化集会が開催されたと、会場として関わってきているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） もう一つ、その文化のイベントと言う意味では町民文化祭があるのですが、この件についてちょっと聞いてみたいと思います。私が知る範囲において美深町で開かれている町民文化祭というのは旧美深小学校、木造の校舎でありました美深小学校それから福祉センター、その後町民体育館を会場として現在の文化会館に至っていると。およそ半世紀以上、50年以上は続いている事業だろうと思います。正確には何回かはわかりませんが。その文化祭という取り組みに学校から一般市民も含めて大多数の町民が関わっているわけです。ある意味で美深町の文化のバロメーターだろうと思うのですがそういう認識でこの事業を見ているかどうか。その辺はどうでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 私自身が議員ほど深く文化の部分について知識を持っている訳ではありませんから文化のバロメーターであると言われれば、そうなのだろうなと思っているわけですけれども、いづれにしても教育委員会が中心になって皆様にお声掛けをして年に1回の町民文化祭という形で実施させていただいているので議員が言われる通りなのだろうなと認識をしている所であります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 教育長はもう少しその辺のところをしっかり認識しなければいけないところだと思います。なぜその全身全靈かというところ、文化協会に加盟している加盟していない関係なく町の1つの大イベントなのです。ここに作品を持って来る、或いは舞台の上でグループと一緒に踊りを披露するとか何らかの形で成果を発表するというのはその人たちにとって、当事者にとってみれば大変なのです、成果を出すというのは。そういう意味で日常の文化活動というのは一日、一日が大切であり、師匠に学び自己研鑽を積み、形を作っていくという作業なわけです。そういう意味で先程の道北文化集会にしても町民文化祭にしても会員たちは全身全靈で取り組むのです。終わった後にやり遂げた実感というか達成感というところでそれをステップにしてまた来年一緒にやりましょうと、どういうことに取り組みましょうかと考えになっていくのですよ。そういう事業に教育委員会は関わっているのだということを認識しなければならないと思うのです。消極的に充分ではないと言うのではなくて積極的に関わっているから分かるのだ、くらいのところでな

ければ困るのですね。どうですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 議員が何を言わんとしているかというのが今ひとつ掴めないで一つ一つに対して答弁を求められているわけですけれども、まあ良いのだ、という気持ちでやっているのか、というと決してそうではないと言う事をまずご理解をいただかなければならぬのかなと思います。議員の目からそういう風に見える部分があってそういう質問になっているのかなと思うわけですけれども、ただ、その関わりの中で1から10まで全ての事を皆様の気持ちを含めて1から10まで捉えきれているかというと、それはなかなかそうはいっていないというのが現実としてはそういう状況だろうと思っています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 捉えきれていないというのは確かな所だろうと思います。今回の質問にあたって、そういう部分の意識がどうなのかというところを確かめたかったわけです。それで生涯学習グループのついこの間あった事業に関しても実は25年続いていると聞いています。町内で先程言った道北文化集会ですとか町民文化祭ですとかという事の他に生涯学習グループの親睦的な行事でもあるけれども発表の場であるものが25年続いているり、或いは加盟の団体の定期演奏会、合唱団の定期演奏会であったり、かるた百人一首の全日本の大会であったり、こういったものが実は長い間延々と続いているわけです。それぞれに歴史を作り、それぞれに関わる人たちが研鑽を積んで今の形があるのです。文化というのは本当にそういう地道な努力、それから自らの研鑽でもって感性を高めていくというそういう作業なわけです。そういうところに結局、行政というところが関わる時に先程冒頭で言いましたけれども、どんな風に向き合っているのですかということですね。人事異動で3年とか5年とかで変わってしまう担当者がその町の行政を司らなければならぬという時に、どこまでその状況を把握できるのかというのは限界があるのはわかります。けれどもそこはやはり努力してわかっていないかなければならない部分だと思うのですね。この間、教育委員会が推薦されたのだと思うのですが、古布の会の事についてちょっと触れてみたいと思います。文化協会が設立40周年を記念して1つの事業を起こそうという時に郷土研究会と一緒に着物リформのファッションショーを取り組みました。その後、その実行委員会のメンバーであった奥様方が20人近く集まって古布の会というものが立ち上ったわけです。13年経過して町内だけではなく旭川市、士別市、札幌市、遠くは東京まで、そこでファッションショーを開き、確実にその事業に参加することだけではなくて人と人の繋がりも含めて大きな成果を残しています。それが認められて北海道地域

文化選奨というところに結び付いたのだろうと思うわけです。この町の中で町民が実際に関わり展開している文化というのは非常にその優れた水準の高いものだと思います。実際に私は1回ぐらいしか行っていないのですが美深アイランドの野外ステージでも音楽祭が開かれています。これも長い間の青年の取り組みの延長上にあるものだと思うのですが、そういう意味でこの町の文化の状況というのは非常に高いし、質も深いし、関わりを持っていく方々も多いと思います。そういうところを含めて、改めて美深町の文化行政を進めていく上でどういう風に向き合っているのかと言うところをもう一度聞いてみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 聞きたい趣旨というかその部分がよく読み取れないのですけれども、どういったことをお聞きしたいのかと。状況はどうなのだという事は、それはそれで良いのですけれども今、言われた部分全てに教育委員会が関わりを持つという事ができるかどうか。そういった事のお話をされているのかどうか判りませんけれども少なくとも私自身、やはり今、言われた部分については一通りその場に立ち合わせていただいています。だからどうだと言われば残念ながら文化的な見識が薄いわけですから、それに対してどうのこうのというお話ができないわけですけれども、いずれにしてもそういった活動が日常的に全町的にされているという事については色々な形で把握をしていくということがまず必要な事だろうと思っています。これは言われる通り担当者がその都度できるかというとなかなかそういうことではないと思っていますし、その分野に詳しい担当者もいれば、そうでは無い担当者もいます。ただその中で、出来る範囲の努力はされていると思っていますし把握した上でどうしていくのかと言う部分とまた別問題の部分でありますけれども、その中で教育委員会として求められている色々な支援ですとか環境づくりだとそういういった部分については、これも限界はありますけれども現状の中では一定程度されているという認識を持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 文化会館の供用開始から20年というところに間もなく達するわけなのですがその施設が出来た年に町民の演劇を取り組みました。これは企画の段階から5年という準備期間を有して拓銀の破綻、天木の倒産という大事件を同時期に迎えながら12月上旬の2回の公演、900人で満席になったというあの公演を迎えたわけです。私はこの事業を企画した中で町民の持っている潜在力の凄さというのを改めて目の当たりにしたという感じなのですね。それが町民の演劇だけではなく音楽祭にしてもその他の町内で繰り広げられている事業を見ても非常に優れていて、中身が濃くて、というところをま

ず評価したいと思っているのですね。その時に実はある計画書というか今日持ってきていましたが過疎地域活性化の計画書の中にこういう一文があるのですね。社会環境の急速な変化によって生活文化も向上し豊かさを実感する暮らしがあるものの心から豊かさを実感できないまま人々の暮らしが進んでいる。余暇時間の増加や施設整備がなされ今こそ心の豊かさを実感するために自主的な学習を奨励する必要がある、ということが書かれています。驚いたのです私。冒頭にどういう風に向かっているのですかと聞きました。町内の文化の状況についていくつか例を挙げながら、どう思いますかと聞きました。それで実際に教育委員会が町内の女性のグループの団体に付いて活動を認め、推薦し、賞に至ったと。その中で私が今、何を聞こうとしているのか話がよく解らないという話でした。私はその辺のところが解らないでこの文が出てくるのですかという事なのですよ。もう一度言います。心から豊かさを実感できないまま人々の暮らしが進んでいる、本当にそう思いますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 前段の説明の質問の部分の趣旨がちょっと解らなかったものですから申し訳ないですがもう一度お願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今日の質問の冒頭に芸術文化、生活文化を含めてどう向き合っていますかということを聞いています。それに対して当たり障りのない返事が来たのですけれども、それを受けて美深町内でいくつか行われている文化的な事業を含め、会員も含め、そうでは無い加盟をしていない人たちも含めてこんな事業の展開をしていると。そこに関わっている人たちの気持ち、それから実際に展開されている事業の内容を含めて私自身は非常に優れていると。なおかつ事業を通して町民の潜在力も知ったと、そういう事が現実にあると認識する中で、心から満たされているとは言えないと断言ができる計画の一文があると。そういう事を本当に思うのですか、ということです。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今はその展開されている文化事業そういった部分を含めて、それがその前段、過疎計画で言われているその部分の心が満たされていないという真っ直ぐ話として繋げられている様に感じるわけですけれども、それぞれの文化活動をやっていく中でその時、その時の充実感なり、言われた通り目標を持ってやっておられる方そういった方々の達成感なりそういったもので素晴らしい文化活動をされているというのはその通りだと思っています。ただ、その社会全体の中でやはりそれがある部分では全部が全部、そういった環境にあるかというとそうではないかもしれません。そういったものを含めて社会全体の閉塞感と言いますか、そういったものを考えたときにはやはりそういった表現

も出てくるのかなと思うところなのですけれども、それが今言われた部分かと。即、されている、されていない、そういった部分で 100% 今の表現がこうだからこうだと言う形になるのかなという部分については若干、幅広く捉える必要があるのではないかと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 教育長は文化に関して充分、1から10まで充分把握しているわけではないし把握しきれるものではないということを言っているわけです。実際そうなのです。全部が全部分かるはずないのです、文化というのは。いくつかの事業を通した中で会員たちは満たされた気持ちになっています。それがあるから次に動くのです。だけど満たされた気持ちのそのことを実感できないまま人々の暮らしが進んでいると断言されれば、ちょっと待ってください、となるのですよ。これって結局、誰の責任だろうと思って後続を見ると自主的な学習を奨励する必要がある、要するに当事者に求めているのです。行政の責任に触れていないのです。だから 20 周年を迎えるとしている文化会館の今後の役割をどう考えるのかということを聞いたわけです。これは教育行政の今後に関わることです。今までやってきたことに対して否定的なものではありません。実際に自主事業実行委員会が実施をしているような鑑賞事業に関しても、それ以外の事業に関しても、この先も続けなければならないことですし文化団体の奨励に関してもしなければならない。だけどあなた方は満たされていないと言っているのですよ。やはりここはもう少し考えなければならない。そう思っているのであればそのため行政は何をすべきなのだという認識がまずなければならないのではないですかということなのです。ここでははっきりと当事者に求めています、あなた頑張りなさいと。行政でどうしますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） あなたやりなさいと言い放っているかのように捉えているのだろうなと思うのですけれども先ほど言った通りそれぞれの方々が施設を含めて利用していくだけ、そんな環境も整えなければならないし、色んな社会教育の中での数は多くないかも知れませんけれどもそういう活動に結びつくそういうきっかけ作りですとかそういうことも実際にやっているのです。そういうことで当然呼びかける、すること自体も教育委員会の仕事としてあると思いますけれどもそういうきっかけも充分かと言われると、そうではないのかもしれませんけれども現状の中で出来る最大限の努力をさせていただいているという認識をしております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 実施をしているのは、それはそれで良いのです。やっていただか

なければならない事なのです。それを受けた環境を整えてもらってそこに関わっている町民たちがどうそれをこなすかに関してはさっき言ったように醸成もするし停滞もするのです。人によって、全部が全部一様にはならない。その状況を受けた上で行政としてはこういうことをして行くべきだということ考えるのです。受けている、享受している人たちに対してこうしなさいとか、こうでしょうというような言い方をするのは、私はおかしいと思います。そういう認識を持っているとすれば、そういう認識を持った上で美深町の文化行政を進めていく上でここがポイントであり、こういう展開が必要なのだということがこの計画の中で言わなければいけないのではないかですか。何か新しい計画はありますか。結局継続なのですよ。継続しなければならないくらいに今までの課題を引きずっているわけですよね。だから私は今回の質問でほんやりとした状態で教育長の所見を求めました。でもそのほんやりとしたものが文化なのです。そこにこういう切り口で計画書の中に書き込むというのはいったいどういう認識なのだということで聞きたかったわけです。改めて聞きます。本当に町民は心から満たされたと豊かさを実感できないまま暮らしが進んでいるのだと、文化というその状況の中ではっきりと言っているのですがそう思っていますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会というか私個人の事なのかもしれませんけれどもそういういった部分で捉え方が足りないというお話を受けているような気がするのですが、その書いてある文字面、文章を持ってそれがイコールこうだとお話をされているような気がするわけですけれども、書き方の問題でそう取られればそれは書き方としてまずかったと言う部分があるのかもしれません。ただそうではなくてただ継続するという事だけではなくてやはり継続するという事はやはり常にそういう機会を作っていくという事で努力をしているのだと言う事もまことに理解を頂ければなりませんし、それに向けて努力をしてきていくつもりであります。そういう部分でこういった部分が足りない、そういう部分が足りないという指摘があるのだとすれば、それは頂かなければならぬとい思いますけれども、文章の書き方としてそういう部分はどうなのだと言われるところは非常にストレートにそうです、いや違いますと言い切れる部分ではないかなと思います。ただ認識として豊かな、それから達成感を持って、それはそれぞれ先ほど言った通り事業を実施する中で多くの方が感じておられますし、特に先ほど議員の方から何事例か挙げられましたけれども、町内で多く活躍されている方々はそれぞれに達成感を持っておられますし、充実感を持っておられると思います。ただ、それはその物自体の達成感なり何なりであってもっと広く言ったときにどうなのかという事は追求していかなければ問題だらうと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 教育長は間違っています。いいです。また機会があったら質問をしたいと思いますし、予算委員会でこの件について発言していきたいと思います。次に時間もありますので特産品開発と新産業の振興について町長の所見を伺いたいと思います。通告文を読み上げます。美深町のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され昨年10月に計画が公表された。計画にある特産品開発と新産業の振興について所見を伺う。1、特産品開発と新産業の振興について課題と方向性は、新しいものを生み出し潜在需要に応え過疎と高齢化に直面する地域の産業の再生を図るためのコミュニティー形成と認識する。潜在需要は消費者の要求が存在しているもののまだ眠っているものでマーケティングの努力をすれば販売に結びつくものであるためそれを的確に把握していく必要があると考えます。ア、美深町の特産品認定はどのようなプロセスによるものか。イ、町民の認知度と町内消費実績をどのように評価しているか。ウ、計画の基本目標に人材育成を挙げているが重要なコーディネーターとなるべき人材をいかにして確保しようとするのか。エ、地域資源を生かした特産品開発は郷土の伝統や文化に立脚したもので総合的な地域戦略を持たなければならないと考える。素材は農畜産品に限らないと思うがどのような手法をとるのか。2、美深町の年齢階級別就業者構成では60歳から69歳の実績が高い。特産品開発や新産業振興の現役世代として働く高齢者70歳現役社会づくりを取り組む考えはないか。以上に付きまして町長の所見を伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、長岐議員から特産品開発と新産業の振興について大きく2点の質問を頂いたところでございます。順を追って答弁を申し上げたいと思います。まず1つは、特産品認定はどのようなプロセスかという事であります。本町の特産品、特産品と言いつつ良いかどうか解らないものもあるわけですけれども町内外に親しまれているものということでこれは認定プロセスを得たものでは無いわけではありますけれども、我が町の風土と言いますか町の中から生み出された農林水産物とその加工品更には工芸品などの非食品ですね。食料品ですね、の特産品等々あるわけであります。2つ目の町民の認知度と町内の消費実績をどのように評価しているかとこういう部分でありますけれども町民の認知度は物によってそれぞれ異なりますけれども低くはないと認識をしているわけであります。ただあまり知られていないものも中にはあるのかなと思っているわけであります。特産品の消費実績は個別に把握している状況にはありませんが芋、かぼちゃの農産物をはじめ森の雫であるとか太陽の光であるとか美深牛であるとかはるゆたかの製品であるとかチーズ等の乳製品、かぼちゃどぶろくですかとか諸々あると評価というか認識をしてい

るわけであります。基本目標に人材の育成コーディネーターをいかに確保しようとしているのかと言ふことでありますけれども地域には様々な得意分野を持った多様な人材が存在しておられます。それと同時にそれらの人々の発掘、周りの人が支える努力これらの総合環境の協力をしながら、どのように地域活性化に結びつけ努力をしていく、協力を活動していく、こういう事であろうと思います。そのためにサポート体制を柔軟にしなければならないと思っておりまして地域をまとめて行くリーダーであるとかそのリーダーを支える人材の存在、非常にこれは大事になるわけでありまして地域を良くしたいという情熱を持った方々、人材を発掘する大変な努力を要するわけでありますけれども考えていかなければならぬということでございます。人材というかリーダーの人間力といいますかそういうものでありますけれども、これらはその人の個性にもよりますけれどもコミュニケーションの能力であるとか社会性だとか地域活動の一定のサポートと言いますかそういうものも必要になってくるのかなと思っておりまして、人と人との顔の見える人間関係、責任や役割を持たせていく必要があるのかなと思っております。ただ、これらは一概に取り組んだ事が成功するということでは無いのかなと思っております。失敗だとか成功、色々あるわけでありますけれどもそういうことを体験しながら身に付けていくものではなかろうかと。従ってかなりの時間が必要になってくるのかなと思っているわけであります。それと特産品の開発の手法についても求められておりますので答弁したいと思いますけれども、冒頭申しましたけれども農産物だけではなくて地域の資源を活用してそれを発掘していく努力をしなければならないと思っておりまして、ただこれらの開発にはどうしても長い時間がかかると言いますが熱意が必要であります。同時にきっかけですとか閃きですとかそういう事も求められている部分がありますので、それらに当たっていただける個人なり団体これらの方々と慎重な対応をしなければならないと思っております。特に地元に住んで居られる方だけではこういうことに取り組んでいただくという感じではなくて町外更には観光客等々も含めて、入り込みの方と共に色々な事を考えながら場合によっては四季折々の自然ですとか基幹産業等々のことも考えながら生産物ですとか加工品であるとか言ってみれば町の特色ある物を感じ取りながら努力していかなければならないと、特産品の開発に当たっては一定の戦略的なものを申し上げているわけでありますけれども戦略と言い切れる部分もないかも知れませんけれども一定の考え方、これを練り上げていきたいとこのように感じているわけであります。それと最後のほうにお話のありました働く者70歳現役づくりという話があったわけですけれども、確かに私を含めて現役70歳になったのかなという認識でありますけれども、しかし町を全体的に見ると主導部と言いますか、かなり歳をとってきて70歳近くなっている部分もあるわけでありますけれども実際、職業

構成上、それぞれの周りを見るとまだまだ 60 歳定年でありますし、65 歳年金高齢者、75 歳後期高齢者ということがありますので 70 歳現役社会づくりということが果たして良いのかどうか 1 億総活躍社会と言われていますけれども早く若手の方からは道を開けろと言う声もないわけでもない様な気もしておりますのでそういうことも考えながら努力をしていかなければならぬのかなと。ただ、今、働く者も少ない時代と言いうこともあるものですから 70 歳はやはり意識していかなければならぬのかなと思っている次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 2 番 長岐君。

○2 番（長岐和彦君） まず特産品の認定の部分で「え？ そうなのですか？」と思ったのですが、よく解らない。つまりその特産品だと認定する組織が無いということですね。ですが、町のホームページを見ると 24 品目特産品としてアップされているのですね。聞きたいのはこれをどうやって決めたのかという事なのです。見ていて、疑問に思ったのは、この町にとってとても人気の高いあるお菓子が載っていないのですね。例えばよそこの町へ自分が行くときに何を買って行こうかなと考えたときに買っているお菓子なのですから、なぜ特産品ではないのだろうと思ったところから特産品をどうやって認定しているのですかということなのですよ。町長はそこ解らないでは困る。どういう風にやっていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） （マイクオフ） しかしながら今、24 品目ですか、ピックアップされていると。自然にみんなが特産品として理解をしながらピックアップしたものだらうと思うわけです。今、指摘がありますから今後そういうことも含めて特産品として認定する、していくそういう体制づくりと言いますかそういうことの整理をしていかなければならぬのではなかろうかとそういう答弁に今は留めておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2 番 長岐君。

○2 番（長岐和彦君） ぜひ必要だと思います。実際にその特産品というのは農産品を加工して作るものもある一方、実際にここに挙がっているものの中には農産品そのものもあるわけです。それで例えばメロンは加工するよりも実際おいしいですけれどもそういったものが町民にしてみればどうやって決まったのというところがやはり思うわけですし、この先こういった計画の実施展開をしていく上で美深町の特産品はこうやって決まっていると、認定されていると。場合によっては認定品のシールも付けるようなそういう意味での認定組織というのは早急に作るべきではないかと思います。町長を筆頭にするか誰を筆頭にするかは解らないですけれども。その特産品開発に関して先日、農協と商工会の青年部

の非常に熱心な研究発表会がありました。この事を毎年のように輪番でもいいですから行わるべきだと思いますし、そこに私この間、部長さんに言ったのはなぜ消費者を呼ばないのかって聞いたのです。実際に特産品開発の展開の中で置き去られているのが買い手の事なのです。作り手と加工とかという意味、行政で言えば役場と農協青年部とかという部分あるかもしれないですけれども、誰が買うのかという部分が欠落するのですよね。この次やるときには是非、消費者をああいった集まり、研究発表のところに呼ぶようにアドバイスしました。そういう意味では美深町がこの先展開していく特産品開発の時に先ほど認定の方法まで充分ではないというのもあるのですけれどもプロセスをきちんと作る必要があると思うのですよね。農産品の何を加工し特産品とするのか。現物のままこれを特産品と行こうとするのかそういうものを含めて戦略という意味ではまだ不十分だと答弁でもあったのですけれどもこれは早急に取り組む必要があると思いませんか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員のおっしゃる特産品の開発も認定の機構ですとか作ることについては努力をしていかなければいけない。ただ冒頭答弁で申し上げた特産品と言えるもの、言えるかどうかという、ちょっと首をかしげていた部分もあるのですけれどもそういうことも含めてやはり我が町の特産品というか特産物というか色々な理解の仕方、広範囲にやっていかなければならないと思うのですね。それは大きなロットのあるもの、また小さなロットのもの色々あるのだと思います。そして部分的に言えば本当に特産品として開発を要するもの、また特産品として言えないかも知れないけれども何人かでやっているのだけれどもこれも特産品かなと。こういう事を広範囲に考えていかなければならぬと思っておりますので必ずしもきちんとした概念というか整理の仕方がなかなか難しいのだろうと思いますのでそういうことだけご理解をいただいておきたいと思っております。それと先般、行われました商工青年部と言いますか農協さんと商工業の若い人が中心になって協力して開発と言いますかチャレンジしてもらった、本当に私も喜んでおりますし素晴らしいチャレンジの仕方ではないかと。そこに消費者が入っていない、また売り先等々どうするのかという部分が少し欠けている。正直言って第一回の協定の連携作業だと思っておりますので今後そういう事も含めて努力をしてもらわなければならないなと。そして行政的にもその辺の誘導もしていかなければならぬと思っております。ともすれば商工だ、農協だという垣根が今まであったわけありますけれども、それをひとつ乗り越えてくれたなと理解をしておりますので良い方向に向かうことが出来るのかなと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）あの日、あの会場にコーディネーターと言われるような方がいればもうちょっと方向性が示されるような研究発表になったのではないかと思います。例えば自分はあの中でドライアスパラに非常に関心を持ってこれをどこに売るのかという部分の考えが充分ではなかったのですね。思うには非常用の食事、食品、例えば災害が発生しやすい日本において災害の緊急時の食品としてその商品を開発しその市場に打って出るというようなことですね。それから場合によっては介護のための食品ということも考えられるでしょうし、もっと大きく夢を持って宇宙食のための食材提供として何か考えられないのかというところもあっていいと思うのですよ。言ってみればそういうような事をコーディネートできる人材が必要だと思うのです。まず発想を受けて、その発想でまず1回加工してみましょうと。だけどそれをどういうふうに商品として売るのかという、その全体をうまくまとめられる、俯瞰できるような人材というのがやはりこの町には早急に求められる事だと思うのですね。町長、その辺どのように対応しようと思いますか。

○議長（倉兼政彦君）山口町長。

○町長（山口信夫君）冒頭、議員から前回の取り組みの良し悪し色々ご指摘もござります。私なりに考えるところもないわけではありませんけれども、その辺の論評はそれぞれの見解があるでしょうし、実施された団体に今のところ失礼だなと思っていますのでその辺の論評は避けたいと思っております。うちが実施した訳ではなくて彼らが自主的に一生懸命努力をしてやった経過でありますから、それはそれで一定の評価を下してやりたいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと。ただ、コーディネーターという部分の人材の育成という部分についてはまだまだ我が町としては不足しているのかな、不足していれば近隣なり他の市町村なり他の機関に求めていく努力もしなければいけない。もちろん我が町としてもその辺の育て方もしていかなければならない。ただ、そういう方がそう簡単に育つとは認識は持っていないけれどもそれについてもお金が必要なのか、研修が必要なのか、何が必要なのか色々考えていく必要があると思っています。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）まち・ひと・しごと、この計画書の中の50ページに、そのための人材育成等々を通して産業新産業の創出に繋げますというような計画があるわけです。これが5年のサイクルの中で到達しなければならない項目の1つとして挙がっているわけですね。確かに1年、2年ではすぐには出来ない事だと思います。ただ物を生産する、販売する、そこで産学官という言葉を考えれば役場の職員が積極的にコーディネーターの任務を担って、それで全体的な状況を俯瞰しつつ、どんな戦略が作れるのかと。計画を作るという意味では役場の職員の方が多少なりとも慣れているわけですからそういう意味で行

政が人材育成コーディネーターという部分ではとりあえず考えるべきなのではないかと思うのですね。町長、そういう風にこの町の職員、考えていませんか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役場といいますか、行政が積極的に打って出る。これも一つの方法だと思います。ただ一生懸命、行政が先行的にやるとこの辺の批判も諸々によってはないわけでもないのでその辺のことも考えながら上手にやりたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 産学官連携の中で誰かが突出するということはないと思うのですね。三位一体なのですから。商工会それから農協が頑張る時に行政も頑張るのだという意味では積極的にその人材の登用を考えていくというのもあるべきだと思うし、もし可能なのであればそういった地域おこし協力隊というような人材、目的・資格も含めてそういう専門的なことに長けている人がいて、この町で働いてみようという方がいれば是非来てくださいというような募集の方法もあるのではないかと思うのですね。計画の実現というのは絵に描いた餅にならないようにとにかく議会も頑張らなければならないわけですしもうひとつその商品を考えしていく時にこういうアイディアはどうですかということも考えていく必要があると思うのですが、この町の歴史的な背景を考えて特產品開発の素材の1つにやはりハーブは外せないと思うのですよ。そのハーブを今後どんな位置付けで考えていこうと思っているか聞いてみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほどから人材なりコーディネーターを行政で積極的にというお話をありました。本来的に言うと行政というのは裏で支えるのが良いのかなと思ったりするわけでありますけれども物によってはやはり前へ出てやらなければならない部分もかなりあるのかなと。ただ、あまり表に出てやっていると頭を叩かれる部分もありますし、場合によっては抜かれる部分もありますので、その辺、気をつけていかなければならないと同時に役場の職員おかげさまで100人ぐらいしかいないものでそれをローテーションしていくと役場の職員でありますから一芸に精通しているだけではなかなか、一芸に精通している職員も必要なのでありますけれども限られてくるというような事もあるものですからその辺のまわしもやらなければならない。色々なことを考えてやっておりますのでご理解を頂いておきたいと思っております。ハーブの件は正直言って今、元の厚生小学校のところで取り組んだ経過があるわけでありますけれども今後の展開として具体的にどうするかということについては少し議論をして詰めていかなければならないのかなとそんな段階ございます。非常に難しい課題だと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 計画の中で挙げた以上やはり取り組まなければいけない事だと思いますし、出る杭は打たれるみたいなことを考えるのではなくて積極的にやはり取り組む必要があると思います。そのためにどういう努力をするのだという前向きなことを言わないと計画は実行できませんよ。先ほどの70歳のことできちんと話が戻りますが町長、今、何歳ですか。

○町長（山口信夫君） 70歳です。

○2番（長岐和彦君） 元気ですよね。釣り仲間の方を見るとちょっとへこんでいる部分もあるかもしれませんけれども70歳といいますか60歳から70歳、実は元気なのですよ。それで計画書の人口区分の中にもあるように働くのですよね。先ほど言ったハーブのことを含めて実際あそこの管理人をやっていた方はそういう年齢の域を超えている人です。それでハーブというものに関しては時間がないから簡単に言いますけれども、ふきのとう、ヨモギこれもハーブなのです。除虫菊もハーブなのです。あそこのスキー場にチコリがあります。これもハーブです。そういうその単なるバジルとかミントだけでは無い、ハーブというのはものすごく幅の広いものでこれを東京美深会の方々が16年、その植栽事業をやっているわけですね。これを活かして特産品開発をしようという考えを持つ時期だと思うのです。それで町長にはハーブどうですかということを聞いたのですが、町長、そもそもハーブってなんだという感じでしょう。多分よく解らないですよね、正直な話。それでこの件に関しては予算委員会の中で改めて聞きますけれども町長も東京美深会に行ってあるいは迎えた時にハーブって多少なりとも認識を持った中で発言をしないと非常に恥ずかしい思いをするので、この先もう少しハーブとはなんぞやと言う所の勉強をされるといいと思います。特に1つだけアイディアとして美深町の応接室で出しているお茶をハーブティーに変えてみたらどうですか。それでそのハーブを役場の敷地内で栽培をしてそこでハーブティーを提供する、場合によっては西里のハーブ園から持ってくる、こういうことをした中でふるさと会と繋がっているのですという事がPRできるような、そこから特産品開発に結びついていくような、そういう考えが必要だと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議員から色々指摘や、半分冷やかされたのかなと思う部分もあるわけでありますけれども、ハーブというのは非常に広いという事は分かるわけでありますけれども、しかしこの辺で昔の人、ヨモギだとそういう話になつたらハーブという認識ではなくてやはり草だなという認識があるわけでありますから、その辺のところから1つ

ずつやらなければならないわけでありまして、私だけではなくて話で書き負かすのではなくて、そういう認識から町全体の機構として町のハーブに携わる人だけではなくて全体の認識になっていかないとそれはなかなか事業を立ち上げるとしてもそれは難しいのだということを申し上げているつもりであります。よろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 承知しております、そういう事は。そういうことを承知した上でハーブを取り組みましょうと言っているのですよ。色々調べると地域の歴史的な背景から色々な意味で特産品開発というのはあるのですね。美深町は大正10年から小笠原直枝の時から除虫菊でハーブがあったのですよ。産業としてあったのですよ。それが今、東京美深会を含めてハーブというものがクローズアップできるときに特産品開発をしようという時に使わない手はないでしょうということを言っているのです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 時間がないので一言で言いますけれども私、ハーブとか諸々知らないわけではないと思っているのです。一般質問でありますから職員も充分この辺のことを聞きながら議論している。私は充分色々な意味で知っているつもりで色々な事を言っているわけであります。ご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長なにかありますか。

教育長。

○教育長（石田政充君） 先ほどの最後の部分ですね。私なりに答弁をさせていただきたいと思いますけれども教育長、間違っているよと。後でいいわ、と言われるとそういう言い方をするのもちょっとどうなのかなと思いました。私も解らない部分もありますけれどもやはりそれなりに答弁をさせていただいているわけですから指摘は指摘としていただいてそれは結構なのですけれども、そういった形でご指摘をいたしかないと何回か申し上げた通り十分に質問の趣旨も私も理解できていません。そういったことをしっかりと明確にしていただいた中でご指摘いただく部分はいただくという形でお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 以上で長岐君の質問を終わります。

次、6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 6番、藤原、質問をさせていただきます。項目は行政からであります。地域循環型社会の構築という項目から新エネルギーの活用、省エネルギー活動、これらの今後の取り組みについて質問をさせていただきます。議会初日、町政執行方針で環境保全、環境衛生の推進から自然環境と調和する美しいまちづくりを推進し、これまで進

めてきた省エネルギー活動、新エネルギー活用による地域循環型の社会の構築に勤めるとして示しております。現代の日本社会ではエネルギー環境、特にこの電力に対する依存度が高く、電気がなければ日常生活が成り立たないという状況は今さら申し上げるまでもなく、ほとんどの国民がこれを認知しこの美深町の住民も同様であると考えております。またこの環境を確実なものにするために我が日本は世界最先端の省エネ技術を有していることも見逃してはならない点だと考えております。また、この4月からこの地域の電力供給である北海道電力だけではなく新電力に参入した会社を含め供給先を選択出来るようになっております。また自治体自身が電力を供給する側になるということも可能になってしましました。早くも自由化によるメリット、デメリットが話題となってきておりますけれども町民も、個々の関心も高い事案ではないかと思っておりまして、公共施設においても効率的かつ安定的に電力確保が継続できる環境を保持して頂ければならない、そう考えております。そこで以下の項目について考え方をお伺いします。1、電力供給の新規参入会社が具体化してまいりましたがそれに伴う町はどのような対応を考えているのかお伺いいたします。2、このような購入計画に対し見直しを余儀なくされた、要するにそういう計画を立てたが余儀なくされた自治体の実例も発生しておりますけれども美深町での今後の計画の中では万全かどうかをお伺いしたいと思います。3、平成22年度の美深町地域エネルギー・ビジョン報告書によりますと美深町で作り出すことのできる可能性の高いエネルギーとして電力は太陽光発電、熱に関しては木質バイオマスボイラーの見解となっていますけれども現在それに沿って地域循環型社会の構築に向けた一歩が踏み出せているのではないかと思っていますけれども今後はどのくらいのレベルを目指して進めていくのか展開をお伺いしたいと思います。4、これまで町が進めてきた省エネ化事業は全体事業に対してどのくらい進展してきているのか。また、今後の省エネ計画に対する考え方をお伺いいたします。5、昨年の暮れですけれども災害等による停電時における非常用電源の確保対策ができていない自治体が道内で33%、59市町村があるという報道がされました。その中に美深町も含まれていたわけありますけれども今後の対応をお伺いしたいと思います。以上、5点に関しては町長に質問をしたいと思います。6番として太陽光発電の関係で、美深中学校で小規模ではありますが太陽光発電を実施していますけれども、まだ冬の途中ではありますけれども、これまでの太陽光発電に対する評価、どのようにになっているのかお伺いをするものであります。以上の6番目に関しては教育長に質問するものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 藤原議員から地域循環型社会の構築からエネルギー活動、新エネ

ルギーの今後の利用について 6 点にわたって質問をいただきましたけれども 6 点目は教育長ということでございますので私からは 5 番目まで順を追って答弁をさせていただきたいと思います。電気事業法の改正に伴いまして町有施設、特に高圧電力を使用する施設であります学校、文化会館、体育館などこれら 6 施設については新規参入業者から提案を受けた経過がありますけれども料金比較等を行なながら検討してきた経過もあるわけでありますけれども提案を受けた施設は比較的新しい施設であり電力消費が最小限に抑えられるという事や電灯などのLED化によって使用料全体が抑えられている状況にあります。6 施設では年間 2,800 万円かかっていますけれどもその 10%程度、280 万円ほどでありますけれども安くなる試算も出ているわけであります。しかしながらこの試算には現状の北電が実施している深夜割引、ドリーム 8 こういうものを適用した料金比較が出ていないような状況があるわけでありまして期待する節減には至らないという考え方で今、判断をしている所であります。また本町はご承知の通り北電の水力発電の施設があります。この設置によって電源立地交付金、近年ずっと大体 450 万円毎年交付されている状況であります。また今後さらにこの水力発電の放流水を活用しながらなんとかチョウザメ飼育施設を検討している状況でありますとして管理会社は北電のエコエナジーという子会社でありますけれども、ここでの理解と協力で只今、貢献をいただいている状況でありますと、今、直ちに電力供給先の変更等々を考えている状況にはないことを申し上げておきたいと思います。2 つ目に新電力 PPC ですか、これらの供給を受ける事となった場合、今回も問題となっている新規参入業者の撤退による電力利用に問題はないのかというご質問だと思っておりますけれども、先ほど申し上げました通り現状の契約を変更する考えはありませんのでこれは問題ないということであります。3 番目に地域循環型社会の構築はどのようなレベルといいますか目指すのかというご質問であります。ご案内のように美深町地域エネルギー ビジョン報告書によって太陽光発電力更には木質バイオマス熱利用などの地域循環型社会の構築は今後どれくらいのレベルにもっていくのだということでありますけれども、太陽光なり木質バイオマスの熱の利用については重点プロジェクトにも位置付けておりまして町としてはこれまで中学校ですとか太陽光のパネル設置もしたところでありますと、更には温泉への木質バイオマスボイラの設置を今、実現させているわけでありまして順調に進んでいると思っております。さらに現在、恩根内市街地活性化事業に係る木質バイオマス導入の検討を進めているところであり、これが実現すると 1 つの生活圏に一体的に熱の供給がされるということとなると考えて生活不安の一定の解消等と合わせて循環型社会の構築が推進できるのではないかと思っております。地域エネルギー ビジョンは平成 32 年度までに CO₂ 排出抑制量の全体 21 年度の比較でありますけれども今 6% の抑制を目標

に掲げて進んでいる所であります。今後の新エネルギーの導入計画は現時点で白紙であります。一般家庭に徐々にではありますけれども太陽光の発電の導入等が少しづつでありますけれども広がってきているとそんな実感を持っている所であります。ただ、目標の実現は一朝一夕でなかなか進むものではないと思っておりまして町民、事業者、行政それぞれの役割を果たしながら新エネルギーの開発、利用促進に向けて参りたいと思っています。省エネ化の進捗状況、今後の省エネ計画でありますけれども21年度から進めてきた事業であります街灯の省エネ化改修でございますが現在733機の街灯があるわけでありますけれども、91.1%、668機の改修を終えたところであります。残る65機の改修につきましても早期の改修に努めて参りたいと思っております。町有施設につきましては小中学校の改修工事に合わせて省エネ化を図って参ったところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。他の施設についても照明器具の更新時に合わせながらLEDの計画に取り組んできたところでございますのでご理解をいただきたいと思っています。さらに私に対する最後の質問でありますけれども非常用電源についてであります。役場庁舎につきましては昭和37年にこの庁舎を新築しておりますが59年にこの議場等もそうでありますけれども、大規模な増改築を実施しております。当時の事務は手作業を中心であります。今のようなパソコン、電子機器を使う事務はほとんどありませんでしたから非常用電源の必要性はそれほど高くはなかったわけであります。電子機器が主体となった現在では、いざ電力が絶たれたという時には事務はもちろん行政サービスの遅れや停止があるのはご指摘の通りでありますけれども、議員に心配かけておりますけれども電力の重要性、非常用電源の措置は充分認識しているわけでありますけれども、それらは今、多額の経費がかかるわけでありまして今すぐこの事業を役場庁舎等々に取り入れる考えはございません。近い将来、消防庁舎はすでに終わっておりますし、役場庁舎等々はすでに50年を経過しておりますので将来、役場庁舎も考えて行かなければならない改修といいますか改築といいますかそれを考えていかなければならない時代だと思っておりますので、そういう段階においては非常用電源を備えた防火機能を高めてまいりたいと考えておりますのでご理解を頂いておきたいと思います。以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 中学校の太陽光等の関係について質問をいただいておりますので私の方から答弁申し上げたいと思います。美深中学校には昨年2月に改修工事が完了したわけですけれどもその中で屋上に72枚、外壁に6枚の太陽光パネルを設置しています。これは新エネルギー・ビジョンで言う100平米に相当する部分でありますけれどもこれらの発電状況等を玄関入りました多目的スペースにディスプレイを設置してその状況

が分かるシステムといいますかそういった状況になっています。太陽光発電による発電量については、これは季節によって大きな差があるわけですけれども昨年の3月が非常に大きな量ということなのですがこれがどうなのか今年の3月の状況はまだ見えませんので一定程度、昨年の3月にくらべると少し絞った形で見てみると、概ね月1,200キロワットぐらいの発電量が見込まれるかなと。これは全体で使用する約10%に近いくらいの発電量があるということです。これが全部、消費に利用される側に繋がるというとまた別の課題がありますけれども、そういった状況の中で、そういった部分では生徒にとって身近に見える環境教育と言う部分で素晴らしいものがあるのではないかと感じている所であります。

○議長（倉兼政彦君） 町長から追加答弁がありますので許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 答弁を漏らしましたので追加させていただきますけれども、一刻を争う消防ですとか救急業務をやる消防庁舎につきましては一昨年の改修工事の中で非常用電源を整備致しておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） いま1番最後に教育長から回答をいただきまして1番最初に引き続き質問をさせていただきますけれども美深中学校、場所の関係もあり教育的な部分の配慮もあった中での実用的と言いますかそういった教育的な部分、試験段階だとそういう段階で設置をして来た経緯があるわけですが特に今年の場合は非常に雪が多かったということから考えますと試験段階とは言え、太陽光発電、この美深の地で果たしてどのくらい機能するのだろうか。特に冬、そういう部分でどのくらいのものが見込めるのかなというのが非常に关心の高かった部分では無いのかなと思っております。そう考えますと今年の冬の降雪量の多さから行くと今年どの様な発電がされたのかという部分に関しては今後たとえばそういうものを設置していく場合の非常に貴重なデータと成りうるものではないかと考えております。そういう部分で今は当然1,200kwで10%くらいというような回答もありましたが逆に言うと太陽光の場合は増やせば増やすほど増えていくわけですからどのぐらいの量を目指すのかという問題になろうかと思いますけれども、そういった可能性の部分で1年ではありますが実際運用してみて担当局の教育委員会としてどのような見解を持っているのか。充分、有用と言いますか使うこともできる施設と考えられるのかどうなのかそこら辺、設置者側の考え方としてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 太陽光パネルそのものが今後の利用に向けてどうだという問い合わせ

になると私の立場から、こうだよと回答するということは難しい部分もあるのかなと思います。ただ昨年の設置以来どういう状況で発電されたかということはご説明できるかと思います。そういうことをそれぞれに聞いていただいた中で、どうであるかという事はご判断を頂く形になろうかと思います。昨年の2月から実質的な発電がされています。昨年の2月、3月については、昨年は年が明けてから雪が降らなかったということがあって非常に大きな発電をしています。実は壁に6枚そして屋上に7枚という形でつけていましてそれぞの効果を見させていただいた形になっています。例えばどちらも同じ6枚ずつで比較した時にどうかということをみますと昨年の2月の段階では6枚ですから量的に多いぶ少ないですけれども屋上では113kw、壁では131kwということで若干、壁の方が大きいと。それから3月についても同じように屋上では136kw壁では146kwという形になっています。実は今年の2月を見てみると去年の2月、屋上では113kwあったのが今年は21kwなのです。壁の方は去年131kwあったのが今年は64kwという形で多分、今年は雪が多かったのでそういった部分の雪が被っていたり日射量が直接当たる分が違ったのかなと。ただそういった部分で壁付については照り返し等もありますから、そういった部分で若干の優位性があったと。ただ、年間を通して6枚で見ますと去年の4月から今年の2月までの段階、1カ月で見ると屋上のパネルで平均97kw、壁付パネルが平均84kwということで若干、屋上の方が効率あると。この発電の時期なのですが冬場は、屋上パネルはぐっと下がるという状況があります。それに比べると壁付は割と安定をしているというような状況が見られるかなと。美深中学校での状況がこういう状況だということでご認識いただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 中学校の状況は把握させていただきました。後はこれをどういう風にして町の中で設置、展開していくかということに関しては他のこれまでの別な質問とともに町長にもその辺はちょっとお伺いしていけたらなと思っておりますが、先ほど申し上げた冬の間がどうなるかというのが非常に僕も含めて関心の高かった部分で中学校の方もやはり降雪等により低下は見られるというような話はあったけれども年間通した場合にどのくらいになろうかという部分になろうかと思いますけれども町内では独自で設置をされている方もいらっしゃいまして、その方にも冬の間はどうなのかという話を聞いたところ当初、冬は下がるという想定はしているようであったようですけれどもその下がり方というのが想定の範囲内で収まっていると。雪は今年多かったけれどもどうだったのか話を聞いたら結構、滑り落ちるようで対策次第では充分使えるものになっているというような見解も持っておられたようあります。対策というのはどこにつけるかによって落ちた雪

の対策をどうするかというような話が主になるような事でしたけれども将来的には美深は気象的或いは地理的にも不利ではないかと思われていた一面もありますけれども充分、発電もその他も含めて使える物ではないのかなという見解を頂いたところであります。そういうことも含めて次の方の質問に展開をさせていただきたいと思っております。まずは順を追って聞こうとは思うのですけれども、似たような話になってますのでちょっと順序がずれるかもしれません。まず、町長の方から1番目で質問をして答えをいただいた、今後の対策はどうだったのかということで若干の電力の節約はできるけれども現状の方が良いのではないかというようなご回答いただきましたけれども、こういうような質問をすると得な所があるのだったらどこかは移したらどうかというような話になっていかなければ駄目なわけではないと思うのですけれども私としては町長の回答を聞いて一安心をしたところでありまして、選択をしない、現状を選択するというのも選択肢の1つだと考えておりましたので、今回そのような選択をしていると聞いて安定供給という部分からは非常に安心をしている部分ですが、電力、やり方によってはいくらかでも安くなる環境があるということで、その部分に関してはそれよりも現状をとって北電との関係を維持したほうがいいという判断だと思うのですけれども、電力の供給先を変えることなく、先ほども申しましたように新エネルギーという分野で太陽光等を利用することによって電力のコストそのものを若干でも下げていける方法というものを充分考えられるのではないかと。その方法として一番現段階で有効なのは、可能なのは太陽エネルギーというような気がしているものですから、先に教育長に太陽光発電についての現状をお伺いしたところでありますけれども、町長、今後の電気料金の軽減を図るという意味で美深町で可能性のある太陽光というものをもう少し導入していくということに対して考え方はどう思われているかお伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、具体的に構想を持ってこれやります、あれやりますという段階ではないと。先ほど申し上げました通り、北電との関係等々がありますからそれで基本的にやっていくと。ただ恩根内についてはさきほど答弁したようにそんなような段階であります。ただ、民間等については徐々に太陽光発電、補助を出している経過もあるわけですがけれどもそういう方向で進んで頂いて、町としてはそれほど大きく、場合によってはものによっては入れることも可能な施設も出てくるかもしれない。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長は今の質問プラス、バイオマスの関係で恩根内の今、事業に向けて進めているという話も含めた中で回答をいただいたところなりますけれども、木質

バイオマスは地域循環社会に向けて非常に有効な事業の1つと思っているわけあります。ただ大事なのは循環のシステムですよね。町の中でもって雇用が発生してくればすごく良いわけでありますが、今、美深は森林の町ということでやっている中でようやくバイオマスの方も動き出したと。どんどん進めればまた森林の問題も出てくるのでちょうど良い状況というのが出てくると思うのですけれどもまずその前にそのバイオマスを作ればそれを最後の手段としての循環という中で色々林業の方から進んで最後バイオマスまで行くわけなのですけれどもその循環型が構築できれば町内の波及効果というのも期待できる事業であるわけでありますけれどもその辺に対してのプロセスといいますか現在どのような形で循環型に向けた考え方を進めていこうというお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご理解をいただいていると思っておりますけれども、道有林と契約等を結びながら循環、原料供給等がおろそかにならないようにと思って協定を結んでおりまので、その辺心配ないのかなと。雇用等についても一定の雇用が原料を作る更には運送する、そういうことも起きてきているので一定の雇用も起きて来ているのかなと。ただ心配しているのが我が町はそれでなんとかいけそうだなと思っていますけれども北海道的に見て大手で大きな発電所が出てくるとか、そういうことがあるものですから先に協定等を結んでおいて良かったなと思っているような状況でありますのでそこら辺はすでに何回か答弁していますのでご理解をいただいていると思っておりますので再答弁でありますけれどもご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長の答弁を聞いてその都度、安心ばかりしているような感じなのですけれども本当にそういう形で良い循環が作っていけることに期待をするわけでありますけれども、それと同時に先ほど省エネのことでの話した時に、処務をずっと僕らも毎年、毎年進めてきた事はよく存じております。省エネ活動はこれからもやはり町政執行の中でも進めていくということで述べられておりますけれども、これは各家庭でも随分やってきている内容で各家庭の場合は、例えばこまめにスイッチを切るということからスタートしましてコンセントを抜く、待機電力を少しでも少なくするとかそういう事から始まって色々な商品が出てきたという事で白熱電球をLEDにする、蛍光灯もLEDにするだとかそういう割と低コストで手軽に出来る部分というのはずいぶん各家庭でも進んでいるのかなと思っております。また町においても例えば先ほど答弁があった学校を改築するときに当然そういう部分も取り入れながらやっていくと。それ以前のものに関しては家庭と同じように手のかけやすいところに関しては随分進んできているという実態は把握しているわけで

ありますけれども、やはりこれで良いというわけではなく進めて行かなければならぬということを考えた場合に例えば各家庭の場合は手をかけやすいところはだいたいかけ終わっているとなるとここからが問題なのですよね。例えば冷蔵庫ですとか洗濯機ですとかそういう大きいものを今度、変えていかなければなるべきは寿命が来るまで待つか或いはどこかで交換していくのかという決断を迫られるわけでありますけれども各家庭の場合は亭主が判断するのか奥様が判断をするのかそれは各家庭によって色々違うと思うのですけれども町もこれからさらなる省エネを進めていくとした場合にはやはり町長のそれにに対する考え方ですとか決断というものが必要になってくるのではないのかなと考えている次第であります。これからもそういった省エネ活動を進めていくという事を唱っておりますので省エネに関する町長の考え、そういったものをここでちょっとお聞かせ願えたらなと思いますけれども町長お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 省エネに関しては先程も省エネのLED化等々についてはご答弁したつもりでありますけれども家庭の電化製品等々についても買い替えの時期を含めてかなり進んでいると思っていますし、これからも進むのだろうと思っています。町の備品といいますか製品等についても私の考え方というよりも全職員一緒でありますからそういう方向でいくと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 省エネに関してはただ単なるコストダウンだけでは無いのかなと考えているわけです。将来もこういう美深の自然環境が残る土地でこれからの人たちが生きていくための自然環境その他の物をいかに残していくか、そういう自然保護という部分でも省エネというのはやはり働いてきている部分ではないのかなと思っておりますけれども、そのために今、我々が出来る事を少しずつでもやっていこうと。美深だけではなくよそもそういうことに取り組んでいこうということがエネルギーの節約だけではなくこういった自然環境の確保と言いますか自然環境保護にも繋がっていく部分ではないのかなと感じておりますので町長からもそういったことも含めて聞ければよかったのですけれども僕が先に言ってしまいましたけれども、そういう部分に関して町長、何か思っていることがありますしたら一言お願い、町長の思いをもう一度聞かせていただきたいなと思うのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 6番藤原議員が求めている、考えていることと大きく変わらないと思います。願っておりまます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 似たような考えを持っているということでそういう風にぜひ進めていくように期待をしたいと思います。もう一度、最後になりますけれども電源の問題で町長、新聞の最後の話になりますけれども新聞で早急な対策が必要だという見解が出ていたと。これは昨年12月25日の北海道新聞の朝刊にそういった記事が出ていたわけでその頃から私も機会があったら聞いてみようということでメモをしておいた部分なのですが、消防に関しては先程答弁いただいたとおりで庁舎に関しては早急にこのことで何かしていかなければならない状況ではあるけれども経費の面ですとか庁舎改修も控えているという中で現状ではすぐ対策は取らないというような事のように思いますけれども何でもかんでもあれもこれもということで早急に揃えていくに超した事はないのでしょうかけれどもそこの町々の事情がありますのでそれに関しては美深も町の考えがあってのことと私も思っている所でありますけれども、もし仮にそのようなことが発生した場合には1番やはり困ることというのは情報のやりとりだと思うのですよね。停電ですとか電気がつかないですかストーブがつかないという問題もありますけれども、まず1番情報のやりとりが、時間がかかるようになって早急に行えないというところが非常に大きな問題になるのかなと思っておりますけれども、もしそうであればそういう実態も含めて町民と今は町の状態はこうだと、そしてそういう部分で町民もこういう状況を深くふまえて出来る事は何なのか。町も対応する事はこうだというような情報の共有というものをやはり図っていくべきではないのかなと思っております。そういった中で今回の準備ができていないのなら準備ができていないなりの情報を発信してその部分を町民と共有していくという事が私は必要だと思うのですけれども町長はそのことに関してはどういう認識でいらっしゃるかお伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程の消防の追加答弁も含めて役場の庁舎の改修の時点では考えていかなければならないと答弁を申し上げたところで、今時点で緊急を要する状況だとかそういう部分がもし発生したのであれば、それは発電機なり、借りてくるなりそういう手当てをしなければならないと思っております。その辺の段取りもないわけではありませんので町民には心配ないよということを申し上げておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 最後に町長から心配が今の段階ではないという話を聞きましたので逆にそれで一番全部締めていただいたのかなという感じになってしましましたので私が聞きたい部分に関しては概ね町長から良い答えを頂けたと思いますので時間が残っていま

すけれども今回これで終了とします。ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤原君の質問を終わります。

これから暫時休憩に入ります。再開は3時20分といたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き一般質問を再開いたします。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） 3番、和田です。質問の項目は産業。件名は商工業者への事業継続発展のための支援について。質問の要旨を述べさせていただきます。地域経済の担い手・支え手である中小企業・小規模事業者は町長の今年度予算における執行方針に挙げられていましたように長引く景気低迷また、アベノミクスによる波及効果が地方にまで届いていないなど依然として厳しい経営状況に置かれています。1次産業強化による循環型の地域経済振興においても未だ着手段階と見受けられ、その発展を待つ間個々の経営努力により事業の継続がなされている状況ではないでしょうか。美深町の人口ビジョンで統計がとられているように町内の事業所数は急激に減少しており商店街の空き店舗対策や既存事業者の経営支援で目に見える成果、変化が望まれています。美深町の地域経済を1次産業から2次、3次産業へと発展させ、より強固なものとするため町内既存の企業・事業所を守り育てることが重要と考えますが、以下についてお伺いします。1つ目、美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略における中小企業支援事業の具体的な内容または今後の展望は。2つ目、企業立地促進条例の今後の活用促進のためのPRや啓蒙対策に課題があると考えますがこれについて所見をお伺いします。3番目、雇用の拡大には町内商工業者の事業拡大が大きな役割を担うと考えますが既存事業者の方たちからは事業の拡大、設備投資に踏み切れない状況にあるとの声を聞きます。事業の継続発展や生産性向上のための設備導入支援の考えは。以上の3点について町長にお伺いいたします。よろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、和田議員から商工業への事業継続・発展のための支援についてのご質問を頂いた所でございます。まず1つ目の総合戦略における中小企業支援事業の具体的な内容、展望と、こういう事でございます。美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略、美深町人口ビジョンで示した将来展望を踏まえながら人口減少に歯止めをかけるために4つの基本目標とKPI重要業績評価指標等を設定しながら平成31年までの5カ年の

取り組みをまとめたものであります。中小企業支援事業としては魅力ある雇用環境整備や総合支援のための商工業担い手育成支援事業、新産業創出のための起業家育成支援事業や活性化促進補助、小売業や建設業活性化のための商工会活動の支援や林産業活性化推進事業などについて総合計画の後期計画に盛り込みながら施策を推進しようとするものであります。特に商工業担い手育成支援事業については昨今の厳しい国内情勢にあっても新規開業6件、事業継承6件、異業種進出1件等ご活用いただいている状況であります。今後の展望としてもこの事業の活用をいただきながら小規模事業者の担い手育成と確保に加えて商工業における雇用の場の確保や拡大に繋げて参りたいと考えているわけであります。また新たな対策として今議会にご提案申し上げるわけでありますけれども、快適な住まい環境と商工業振興補助金の拡充によって町産木材の利用促進と合わせて町内産業、林業との商工業の連携等々を踏まえながらこれを推進し地方経済の活性化を図ってまいりたいと考えているわけであります。本町の雇用を支えるのは中小企業であります。町内の事業所を守り育てるとともに身近な良質な雇用に繋げるよう振興策を推進して参りたいと考えているわけであります。2つ目の企業立地促進条例のPRや啓蒙活動に課題があるということでございますけれども人口の減少や若者の雇用問題を抱えるにあって企業立地、地方創生のための有効な手段と位置付けているわけであります。企業をうまく立地することができれば町内に雇用が生まれる効果をもたらし、若者の雇用が増えれば我が町へのUターンであるとか就職や人口に対する効果も期待できるわけであります。そういうことで本町では企業立地促進条例を整備し企業立地のための各種助成ですとか措置を整備している所でありますけれどもしかし、企業立地に動くという事は地域の資源を将来的に活用できるなど企業、町にとっても大きなメリットがあるわけでありますけれども、なかなかそういう事にはなっていないわけであります。しかし何らかのきっかけを大事にしながらホームページですとか広報誌等々でのPRに加え、機会を捉えて全国規模の企業立地フェアなどに参加出店も行っているわけでありましてご理解を頂くわけでありますけれども、しかし一方では、この条例は町内業者が行う工場の新設や増設も対象としておりますので町内商工業者の育成支援による雇用の場の確保や創出にも支援できる事となっておりますのでご利用を頂ければと思っている訳であります。3つ目の既存業者への設置導入支援の考え方たということでありますけれども町内業者の設備導入に対する支援についてのご質問でありますけれども、これまでの支援に付きましては活性化促進条例において食品加工などの比較的小規模な設備導入の補助、300万円を上限としているわけでありますけれども商工業担い手育成支援事業では新規開業、異業種進出、異業種進出は上限200万円ですか異業種は上限500万円ということでありますけれども機械設備の導入に対する補助なども興

じております。活用頂ければと考えているわけであります。また美深町企業立地促進条例においても工場の新設や増設に対する補助金があり林産業において機械設備の導入に活用された実績があるわけであります。さらに今議会において提案している林業施設整備事業補助金は高性能林業機械と購入補助の2件分であります1,500万円の予算を措置しているところであります。これらの有効活用と言いますかこれをもって助成措置としたと考えております。これらによって一定の支援措置が図られていくものだと認識をしているわけであります。何れにしてもこれらの既存の制度等があるわけであります最大の効果と言いますか有効に活用されるよう引き続き周知を図って参りたいとこのように思うわけであります。よろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○ 3 番（和田 健君） 町長のご答弁をいただきました。ありがとうございます。午後に入りまして 1 発目ですけれども皆さんお疲れのところ申し訳ないと思っています。この中小企業の支援事業の具体的なところをお聞きしました。町の中の経営者の皆様にお聞きしますとやはりこの美深町内、高規格道路の延伸工事が終わってからは元に戻ってしまったような感じがあってこの先、美深にはもう何もなくなってしまうのではないかと。またこういった商売をしている方にとってみれば正直言えばこれから何があるのだと。そういう正直なこの美深町の商売をしていく上での将来を若干危惧するような声を聞いております。そんな中で町としましては町長のおっしゃる通り色々な施策支援をされているというお話ですけれどもこれが本当に今既存の事業者、経営者のみなさんとマッチングしているのかどうかという点について少しお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、和田議員の方から高規格道路これが部分開通と言いますかそういうことで町の中、特に商店街少し危惧があるというようなお話も今、頂いた所でございます。私は実はそうは考えておりませんので高規格道路と言いますか道路が基本になる国道40号線がもちろんあるわけありますけれども、いってみれば交通事故ですとか更にはそれより早く物流が運び込まれる、更には救急救命の交通安全対策ですとかこういうことを諸々踏まえながら大事な高規格だろうと思っているわけでありまして、もちろん高規格道路を作ることによって町の中で大型車ですかそういったものが若干減ったくらいは若干あると思いますけれどもそれはそれとして時代の流れの中でそうなって来たのかな。人口減少に伴ってそうなってきたのかなという部分があると思います。道路の開発整備これは大事な要素だと思っておりまして商店街の皆様方もそれは一定の理解をしながらではあるのだろうけれどもどうしてもそこに結びつけて行きたくなる部分があるのかもしれま

せんけれどもそれは少し見解が違うのかなと思っております。あまりそれを町の中、商店街等々から言われると3月に入ってから2月の末ですか、我が町で広域的な集会、期成会等々やったわけでありましてそれらの集会でも我が町で開催させていただいて会場いっぱい溢れんばかりの人が集まっているような状況でありますと、その辺は町の人間も踏まえながら働くものも良かったなとそして早期開発もお願いしたい。一番我々がお願いしたいのは部分開通でありますので多寄以北土別までとあっちの方、更には稚内までの物流の状態ではなくてさらに早期開発を願っているわけで我が町の事だけを言っていてもこれは高規格道路の開発には繋がっていかない。その辺のところを立場は若干違うかもしれませんけれどもご理解をいただきたいとこのように思っている次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 町長のおっしゃる事は理解できるとこの場で申し上げておきます。その高規格道路自体の話とともにやはり高規格道路の建設工事中は工事関係者や、色々な建設業界または整備業界そういったところ商店街にしても飲食店さん等にはまだお客様がかなり増えたとそういったことがあった。それが終わったとともにみんな去ってしまったと。一過性のものだったというところでかなりな経営者の方たち、そういった方からの将来的なこの美深で将来的にも自分の生業を続けていくという面でショックが大きいように私としては感じているわけですけれどもそういった面でやはり何かこの一過性では無いもの、この町の商売をしていく上で将来自分の子供にも確実に継承できるものというところで町として考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと古い話、昔の話になるかもしれませんけれども例えばまだ高規格道路が整備されていない、高規格道路をどうするのかという時点だったと思いますけれども例えばセブンイレブン、これを我が町の商店街の方々にどうしようと。自らこれも参画してお願いできないかとそういう実態があったかと思います。更には今もう一つのセイコーマート等々あるわけでありますけれどもこれらについてもなかなか地元で積極的に関わろうとしない。こういうやはり積極性に若干欠ける一面、批判は批判として受け取るわけでありますけれどもそういう面もないのかなということもやはり打って出る必要もあるのかなと思っております。さらに遡ってみれば40号のアイランドの入り口に道の駅を作った経過があるわけでありますけれども道の駅についても我が町の飲食店街にしても商店街にしてもあそこに率先して打って出るという考え方がなくて行政として非常に頭を抱えながら商店街と言いますか飲食店街と言いますかその方々になんとか語ってもらうとそういう時代があったわけでありましてその辺は少し色々議員さんもご理解の程をお願い

できればなと思ったりする次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） そういった町長の考えをもっと町全体のものにしていくというかその商店街の経営者の方にしろ、事業所の方にしろ、町民の全体のものにしていくという点ではやはりもうちょっと考えを周知または啓蒙させるという活動に足りない部分があるのではないかと僕は思うわけですけれども町長としていつもこうやって聞くと、そういういた活動はホームページに掲載しているとかといったインターネットによるPR活動とおっしゃるわけではありますけれども、そういうたそのインターネット、ホームページ僕の中では正直申しますと町の中でどのくらいの人が見ているのかと、とても疑問があるわけです。評価調書によりますと4,000いくらのアクセス数があると載っておりますけれども、その4,000いくらが多いのか少ないのかと言う判断はやはり出来ないというか他のホームページにしてみれば少ない方ではないかと私は思うわけです。そういう面で町長としてこのPR、啓蒙活動なり、どうこの先行っていこうと思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員ご指摘の広報ですとかインターネットの活用をして積極的に昔の色々なことをあまり昔のことはこういう場所では私は言うのですけれども懇談会等で言う時もあるのですけれども対話が途切れるような話にはしたくは無いなと。終わった事でありますから今後どうするかという展開の部分でありますからそれはそれとして考えていかなければならない。そういうひとつの媒体として広報ですとかインターネットということについては理解をするつもりであります。ただ議員さんや商工関係、更にはまちの中心と言われる方々にもお願いしたいのは過去の事を忘れないでこれからまちづくりをどうするのだという観点に立って一緒に行政と歩んで欲しいなとそう思っておりますので色々な機会を通しながら私共も努力をしていきたいし議員の皆様方もそこら辺の事を踏まえながらよろしくお願いしたい。そういう中でありますけれどもまだちゃんとした話では無いのですけれども、新しく富士重工がこの4月から大々的に工事に入ると。それも20年、30年今まで仁宇布で冬期の試験をやっていた経過があるわけでありますけれども、ここにきて私の時代になりまして議長を含めて富士重工に毎年のようにお邪魔をしながら何とかこれの本格的なコース作り等々、町の活性化等々お願いをしてきた経過がやっと実が結んで30億、40億という、ここ1、2年で投資をしてくれるわけでありますから相当これらについても町に与える経済効果というかそういうものが出てくるものと思っておりますし、また高規格道路ではありませんけれども天塩川のとこざらいとか堤防の舗装化

ですか堤防ののりしろの改修ですかそういう言ってみれば公共事業等々も相当あるわけでありますからこういう部分については一生懸命私たちも宣伝しますし議員も立場は違うかもしませんけれども宣伝の方もひとつよろしくお願ひをしたい。また道有林も我が町には国有林がない状況でありますけれども道有林と提携をして色々な事業を進めているような状況でありますからその部分についてもよろしくご指導のほどをお願い申し上げたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。私も町長の言われる通り頑張っていかなければいけないと思っております。この質問に関して最後に24年、2年前ですか。その企業誘致に関して町内でも話題になりました、そのあと企業誘致の話がなくなったという経緯がありますけれどもその企業誘致に今一度お聞きしますがどのようなお考えをお持ちなのかよろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 正直言って企業誘致、前回取り組んだあの会社が再びここへ来てということにはなかなかならないかと思います。しかしながらあの種の誘致活動と言いますかそれについては先程ご答弁申し上げた事もありますけれども条例そのものも生きておりまし条例も北海道市町村の中では遅れている条例だとは思っていません。従ってあれらは持ちながら地方に向かって大いに取り組みをしたいと思っておりますし、更にはまだちらちらな話ではありますけれども、あれほどの大きな会社ではないと思いますけれども例えば農業関連の会社がここへ、何を作りたいとかそういう打診がないわけでもありませんのでこういうことがまとまるような努力を色々な意味でいかなければなりません。そういう段階が、良い方向が具体的に少し見える段階に来たら議会と言いますか議員に相談して参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。企業誘致に関して私の意見を言わせていただきますとやはりギャンブル的な大きな雇用を見込んで一気に何百人だという企業を何としてもこの町に持つてこなくてはいけないという話ではなく、やはりこの1次産業、基幹産業に結びつくような企業そしてまたこの町内で既存の商工業者も一緒になってやっていけるような企業をぜひとも誘致していたければという意見を述べさせていただきます。また商工業者の方から言わせると今このTPPに日本が批准するという段階で農家の方これまでもやはり1次産業を守っていくという面で農業には色々な支援が国からも道からも町からも行っていると。だけどうちら経営者は、商業者は自分たちの力でなんとかしてい

る。そんな不満にも似たような声も聞いております。そういう面で商工農まで連携させる、そういう取り組みを町として行っていくべきではないかと思いますけれどもそれに関して最後お聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） TPPの話も出ました。TPP、ただ反対だ、困ったと言っているだけではなくてTPPに立ち向かう努力を農業者と共にやっていかなければならないと思っているわけであります。商工業者、農業なりTPPの関係で扱い手対策等々といよいよ手厚い政策があるのだと。しかしながら我われ商工業については若干薄いのではないかとこういう考え方もあるわけでありますけれども、私としてはもう充分理解しているつもりで実は農業者等については認定農業者制度そして扱い手制度等々の中で手厚い支援の制度は国、そして扱い手制度、こういうものがあるわけであります。しかしながら商工業というのはあまりそういう部分ではなかったつもりであります。従いまして私としては農業者の条例等を見習いながら全道に先駆けるような形で商工業扱い手対策条例なるものを立ち上げて実施をして来たつもりであります。大いにこれを利用していただきたいとこう思っているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございました。では項目の2番目に移らせていただきます。項目は教育。件名、学校カウンセラーの配置についてです。質問の要旨を述べさせていただきます。昨今、イジメにより児童生徒が自ら命を絶つ、または暴力行為によって命が絶たれるという痛ましい事件が相次ぎ報道などでも日常的に取り沙汰されることが多く大きな社会問題となっています。本町においてはそういう事件発生もなく、とかく都会の子供たちの話ととられているように感じておりますが実際に思春期の子供を抱えている保護者や1人親家庭の保護者の方たちの中には子供の変化に対応しきれない。また、いじめと疑われる行為を受けているが相談できない、などの状況にストレスを抱え思い悩んでいる方もおられるのではないでしょうか。北海道では、いじめ根絶に向けた取り組みとして北海道いじめの防止等に関する条例を制定し、また美深小学校と美深中学校は、いじめ未然防止推進プログラムモデル校に指定されたと聞いています。以下についてお伺いします。1番目、いじめ未然防止推進プログラムモデル校に指定された経緯と今後の取り組みをお聞きします。2番目、いじめ、不登校の問題解決において学級担任の指導や保健室指導又は専門協議会機関との連携に加えより専門的な知識を持つ学校カウンセラーの役割が重要と考えます。町内の小中学校における役割と必要性について現状からどのように認識しているかお聞きします。3番目、現在、学校カウンセラーは名寄市から年数回の来校

と聞いておりますが早期発見・早期対応という面において学級担任や保護者との相談ということでも美深町独自の配置が必要ではないかと考えます。これについて所見をお伺いします。以上3点の質問を教育長にお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 学校カウンセラーの配置についての質問をいただきました。はじめに、いじめ未然防止推進プログラムモデル校の指定等についてでございます。この事業は平成26年4月に北海道の方で北海道いじめの防止等に関する条例が施行されそれらに基づく事業の1つとしていじめ防止等のための対策の調査研究事業として実施されているものでございます。この事業そのものが平成26年度からスタートしております、美深町の場合は美深小学校、美深中学校が本事業の上川管内の指定校として北海道教育委員会から委嘱をされ、いじめ防止モデルプログラムの作成委員のメンバーとして関わっているところでございます。この指定における取り組みは効果的なプログラムづくりに向け学校課題の明確化や計画的な教育活動の実践からモデルプログラムの試行、検証、改善を行っていくというものでございます。この事業そのものは3年間という事業期間で平成28年度、今年度が最終年度という形になります。次に、いじめ不登校の問題解決における学校カウンセラーの必要性についてということでございます。町内の学校において子供たちに関わる何らかの問題が発生した場合には関係する教職員により随時対応を行っていただいているところですけれども、いじめ等の問題の発生は予測のできない状況であり、決して都市部だけの問題ということでは考えておりません。本当に日常的にいつどこでどんな問題が起きても不思議ではないというような認識をしているところであります。そういった観点から日ごろから教職員には丁寧に児童生徒と接する中で未然防止、早期把握といったことに努めていただくようお願いをしている状況でございます。大小色々な課題がある中で決してゼロではないということは私も認識をしています。色々な問題が発生した時に迅速に対応し、その原因究明ということに変わるわけですけれども保護者等々と連携しながら対応が重要であると考えています。問題の内容によってはスクールカウンセラー等の活用も必要になる場合があろうかと思っています。それから町独自としてスクールカウンセラー配置についての考え方でありますけれども、これについては特に各学校と教育委員会と十分に連携をしながら課題の早期対応をしていくということを考え、特に重要な案件等が発生し子供達の心のケアですか職員や保護者への助言が緊急に必要な場合には道のスクールカウンセラー活用事業等によって派遣の依頼をしていくというような当面はそんな考え方をしております。学校の方ともここら辺についても協議をするわけですが現段階

において町独自で日常的にカウンセラーを配置する状況にあるかどうかという部分については現段階ではその必要性というものを当面やはり道の教育委員会の方の事業等を活用しながら進めていくことの方が効果的なという考え方をしている所でございます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 今回の一般質問では教育長も午前中から毎回のようにご答弁に立たれてお疲れかと思いますけれども、最後、私からの質問をよろしくお願ひ致します。今、教育長からいじめ未然防止推進プログラムのモデル校に美深小学校と中学校が指定されたというので経緯をお話しいただきましたけれども、私としてもいじめ問題というのはやはり全国的な社会現象、問題として保護者の方たちにとっても学校に行かせているという面で自分の子供が学校の中でどういった友人関係を築いているだとか、どういった生活を送っているのかという面でかなり不安に思っていらっしゃる方が多いのだと思います。そういう中でこの美深でそういういじめの問題に対して指定校として先進的な取り組みをこれから3年間ではあるかもしれませんけれどもやっていくのだということを示せるということはやはり保護者の方たちにとってもかなり力強い事だと思いますのでこれは教育長のお力なのか、頑張っていただきたいなと思う所でございます。それに伴いましてですけれどもいじめの未然防止という点では学校だけではなくて地域の方からも見守っていただく又はそういった行為や服装の乱れだとか気づいた点があればそういったことを地域の方からも報告していただき未然防止に繋げていくのだという取り組みが必要になってくるわけですけれどもこの指定校に指定されたという点において町内に学校関係者だけではなく町内の方々にも協力していただくという点で周知させるというかPRしていくというお考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） このモデル事業そのものは地域というよりは子供たちの状況をいかに把握するかと。それが適正な形で把握できているかどうかということが大きな主眼として検証される部分です。それに伴ってどういう風に対応していくのかということでございます。このモデル事業に指定されたから出来るとか出来ないとかという事はなかなか難しい問題であるかなと思います。教育委員会としてどれだけ実態を把握しているかという部分では完全に把握しきれているかというとそれはなかなか難しい部分があるだろうと思います。そういうことを含めてやはり今、質問があったとおり地域の中で見守っていただくということもとても大切なことでございます。この事業に関わったからということではなくして地域全体で教育を支えていただく、といった視点からもやはり地域の方々に色々な子どもたちの状況を教えてもらっていくのが大切なことです。それぞれの学校と

地域との学校評議員会制度もそうなのですけれどもそれとは別にいかに地域と関わっていくかということについては色々な部分で骨を折られている部分がありますのでそういったことを更に利用しながらそういった情報提供なり見守っていただくというようなことを努めていただかなければならないと感じています。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 私もこの指定校の事業内容というかそういうものを見たときにちょっとがっかりしたのは教育長がおっしゃっていたように実践的なものでは無いというそのモデルプランを作っていくためのものだというところにかなり失望感があったわけですからなぜそこを実践検証に繋げていかないのですかね。お聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 実践検証につなげていかないというよりはそれをしていくために子供たちの実態をどう把握していくかということを1つの形として、システムとして作っていくというようなところに力点が置かれているのだろうと思います。北海道医療大学の方で北海道の教育委員会と研究をしながら作ってきたプログラムです。それが一定程度作られたものが実際に現場でどういう形で機能するかということを検証しながら、それを改善していくと。そして今、議員がおっしゃられた通り実際に活用していく中でどういった部分が課題でどういう風に運用していって子供たちの実態を把握し、そして未然防止につなげていくかということが主眼でありますから、そういった部分ではこのプログラムそのものがしっかりと固まってくれればそういった効果は一定程度出てくるのだろうなと考える所です。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 今の教育長のご答弁を含めてこれから見守っていきたいと思っています。続いて2番目の学校カウンセラーの必要性について教育長のご答弁ですと今のところ緊急時のカウンセラー要望要請でしたり日常的にカウンセラーを置く必要性はないというお考えだということありますけれども、まずそのカウンセラーがいない代わりに学校の学級担任ですか学校の先生たちがそういった子どもたちの見守りまたは指導に当たられて今のところ解決していると捉えているわけですけれども、やはりそこに学校の先生たちの個々の力量というものもあるでしょうし、そしてまた学級担任ですか小学校、中学校にしろ、色々な煩雑な業務もあり子供1人だけを注意して見ているだとかクラス全体を見ている立場として対応しきれない部分というのも出てくるのだと思います。また保護者の方からも色々な多様な要望があったり、そのニーズに応えるために日々奮闘されているのだと思います。そういった意味で私はより専門性を持った学校カウンセラーを常駐

した方がよいのではないかと申し上げたわけですけれどもその現場に対して教育長としてどう認識されておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 先生方の状況というのは今、議員の方からお話があったとおり非常に色々な部分で多忙の状況であります。それから本当に子供たちを1人1人確実に見切れるかどうか、それからもし何か課題があったときに本当に先生方の中で対応しきれるかどうか。これは先生方個々の捉え方もあります。それから学校としての取り組み方も大きく関わってくる部分だろうと思います。そういった中でスクールカウンセラーに関してのこれまでの中で具体的な学校としてこういうことで欲しいのだというようなお話を伺ったのが現実であります。私の方からもどうなのだというお話を聞かせていただいた状況の中でもやはり学校の中で幸いにも美深町の場合は例えば特別支援員の関係ですとかそれからTTの加配ですかとか、そういったものをトータル的に見ると授業そのものが大体複数体制で支援ができているという状況等の中でそれからもう一つは子供たち1人1人を先生方が全部解っていると。解っているというのは色々な内容まで分かっているということではなくて保護として認識ができるという状況の中で他の学校に比べればそれぞれの見取りが出来ているという認識は持っておられるそうです。それが今おっしゃられた通り、ことが起きた時にそれが本当に対応できるかどうか、そういった部分はしっかりと私の立場でも見ていかなければならぬと思います。やはりそういった部分に対応する部分については必要に応じて取り組みをしていかなければならぬと。ただ日常的に毎日の中でそういったものが求められるかといえばやはりその部分については今、お話しした通り学校側の認識もありますしそういったことを充分見ながら協議していくなければならないだろうと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 現場的な内容の話をしますと、いじめがあるかないかというその実態調査は年1回行っていらっしゃるというお話、後、そういった学校カウンセラーが来るにあたって相談のある方希望をとっているということもお聞きしておりますけれどもそういういった取り組みの中でやはりそのアンケートに出てこない部分、声にならない声を自分の中にもたれてストレスを持っていらっしゃるというそういう保護者の救済という面でもう少しこの地域に密着して相談を受けられるような体制というものが私は今の時点から必要になっているのではないかと思うわけです。学校の担任が保護者と密になってそういった問題も全部1人で抱えている状況もあるかも知れませんけれども、そういったところでもっとよりチームになって対応できるような対応、制度、システムを作っていくというこ

とが必要になって来るのではないかと私は思うのですけれどもカウンセラーの必要性において教育長はそんなに考えてはいないということでおよしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 置かないということを基本的に申し上げているというかそういう訳ではないのですが、現状としてそこら辺の必要性がどうかと。やはり必要性の問題だと思うのですね。今、議員もおっしゃられた通り例えば子供にしても保護者にしても学校の先生方を通しながらということもあるでしょうし、場合によっては学校の先生に言えないということもあるかもしれません。そんな事を広く考えるとやはりその必要性については充分見極めていかなければならぬと思っています。今すぐ、だから置きますとか、だから置きませんとかそういうことではなくてそういった状況を充分見ながら、もし色々な部分で相談ができないと考えていらっしゃる方がいるとすればそんなことに対応できる方法をこれはカウンセラーに限らず対応していかなければならぬだろうと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。今、冒頭にも述べましたように中1ショック、教育長も先ほどおっしゃっておられました。それに加え中2病と中学生やはり思春期のお子さんが特有の社会現象といいますか病気とまで言っていいのかどうかというのを疑問がありますけれどもそういった現象にやはり保護者の方も自分たちで対応しきれないというそういう面で町内は1人親家庭のお子さんも多いわけですし、また共働きで働いていて子供にあまり接することができないという保護者の方もいらっしゃるわけで、そういう面ではやはり学校に期待するという保護者の声というのも大きいのだと思います。そういう声を拾い上げてこれから対応していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。最後にご答弁をよろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、議員からお話があった部分ですね。幸いに中1ギャップという部分は他の町に比べると先ほど答弁した通り、そう大きな課題にはなっていないのですけれども、ただやはりその中学1年、2年、3年という中で中学校2年生の難しさ、これはご指摘の通りあると思っています。そういった中で色々な相談そういうものができる形をしっかりと想えていかなければなりませんし、また学校には現実問題として色々な形で言い切れないですか教育委員会にも言い切れないですかそういったことも現実にはあるのではないかと思います。ですから、そういった部分でやはり先ほど地域の中でと冒頭の質問もありましたけれどもそういったこともしっかり大事にしていかなければならぬと。そういう部分では議員の皆様方も色々な部分で色々なお話を聞かれる部分があ

ろうかと思います。多分、関係者それぞれに言いづらいことを言っている場面もあるうかと思いますのでそういったお話を聞いた際には、また教育委員会の方でも私の方でも色々な部分で情報提供頂ければ色々な形の対応がしていける部分があるのかなと思いますので、そういう部分で地域で学校を支えていただくという部分にご協力を頂ければなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で和田君の質問を終わります。

◎ 日程第3

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りを致します。15日及び16日は新年度予算案審査のため休会としたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って15日及び16日は休会とすることに決定を致しました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会と致します。どうもご苦労様でした。

閉会 午後4時10分

平成 28 年第 1 回定例会
美深町議会会議録
第 3 号 (平成 28 年 3 月 12 日)

◎議事日程 (第 2 号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 選挙第 1 号 (美深町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙について)
- 第 3 議案第 10 号 (美深町行政不服審査会条例の制定について)
- 第 4 議案第 17 号 (美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正について)
- 第 5 議案第 20 号 (平成 28 年度美深町一般会計予算について)
- 第 6 議案第 21 号 (平成 28 年度美深町国民健康保険特別会計予算について)
- 第 7 議案第 22 号 (平成 28 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について)
- 第 8 議案第 23 号 (平成 28 年度美深町介護保険特別会計予算について)
- 第 9 議案第 24 号 (平成 28 年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について)
- 第 10 議案第 25 号 (平成 28 年度美深町下水道事業特別会計予算について)
- 第 11 議案第 26 号 (平成 28 年度美深町中央簡易水道事業会計予算について)
- 第 12 議案第 11 号 (行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備について)
- 第 13 議案第 12 号 (学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について)
- 第 14 議案第 13 号 (美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について)
- 第 15 議案第 14 号 (職員の給与に関する条例の一部改正について)
- 第 16 議案第 15 号 (美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について)
- 第 17 議案第 3 号 (平成 27 年度美深町一般会計補正予算(第 10 号))
- 第 18 議案第 4 号 (平成 27 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 19 議案第 5 号 (平成 27 年度美深町介護保険特別会計補正予算(第 4 号))
- 第 20 議案第 6 号 (平成 27 年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 21 議案第 7 号 (平成 27 年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 22 議案第 8 号 (平成 27 年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第 3 号))
- 第 23 議案第 9 号 (美深町過疎地域自立促進市町村計画について)
- 第 24 発議第 1 号 (特別委員会の設置について)
- 第 25 承認第 1 号 (閉会中の所管事務調査の申し出)

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 小林一仙君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 中江勝規君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 長谷川浩君
-------------	------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川浩君	事務局係長 神野勝彦君
------------	-------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

休会中の8日に総務住民常任委員会が開かれ2件の付託事件の審査を行い、審査結果報告書が議長あてに提出されており、本日の会議に付議しております。また予算特別委員会が休会中の15日と16日の2日間の日程で開かれ、付託事件の平成28年度予算案7件についての審査を終了し、委員会報告書が議長あてに提出されており、本日の会議に付議しております。

次に追加議案について申し上げます。議会側から選挙1件、発議1件、承認1件の合計3件です。

次に休会中に受理した報告書について申し上げます。代表監査委員から3月実施の例月出納検査報告書の1件でお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 選挙第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙についてですが、美深町選挙管理委員会委員長から議長あてに任期の満了に伴う選挙理由の発生の通知が来ております。選挙管理委員は地方自治法第182条により選挙権を有するもので、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者を議会においてこれを選挙すると定めております。また同時に委員と同数の補充委員を選挙し、その順位を定めなければならないとの事になっております。それでは日程第2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦をしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことと決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って議長が指名することと決定いたしました。

それでは指名をいたします。選挙管理委員に美深町字美深82番地 鈴木豊さん、美深町字北町11番地 世継導子さん、それから美深町字南町29番地 瓜田晃さん、美深町字恩根内60番地 遠藤奈菜さん、以上の方を指名したいと思います。

お諮りをいたします。只今、議長が指名した方を当選人とすることとしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って只今、議長が指名をいたしました鈴木豊さん、世継導子さん、瓜田晃さん、遠藤奈菜さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次、選挙管理委員補充員についてですが美深町字東2条南2丁目7番地 村本修二さん、美深町字美深179番地 中瀬真美さん、美深町東4条南5丁目 仁木幸雄さん、美深町字北町14番地 沢田石澄江さんの方を指名します。

お諮りをいたします。只今、議長が指名をした方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って只今、指名をいたしました村本修二さん、中瀬真美さん、仁木幸雄さん、沢田石澄江さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次、補充委員の順序についてお諮りをいたします。補充委員の順序は只今、議長が指名をいたしました順序にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って補充委員の順序は只今、議長が指名をいたしました順序に決定をいたしました。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第10号 美深町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。本件については総務住民常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について報告をいただきます。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 総務住民常任委員会の報告をいたします。3月4日に付託されました議案第10号 美深町行政不服審査会条例の制定についての審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。本件は去る8日、総務住民常任委員会、委員全員出席のもと説明員といたしまして総務課の担当職員も出席いただき慎重に審査を行いました。今回の条例制定の目的ですが、この審査会は行政不服審査法に基づく不服申立てがなされた時に審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする第三者機関であり、その委員にあっては法律又は行政に関して優れた見識を有しているもので、守秘義務や公平性を図るため政治的活動等も制限されるとともに自己の利害に関する議事に参与することができないなど公平公正な審査のための要件が整備されています。また条例規定事項は7条からなる内容になっており第1条の趣旨にある通り、設置・組織・運営に対して必要な事項が網羅されたものになっております。本委員会として審査会を非常設とする理由や委員の人数並びに委員とすべき有識者選考の考え方、慎重に審査を行ったところ本条例が施行されることにより審査請求人が行政に対し処分等の見直しを求めて不服申し立てをした際、町長が最終的な判断を行う前に、その判断の妥当性について有識者で構成する第三者機関がチェックすることとなり採決の公平性が担保される必要不可欠な委員であることから本条例は全員一致により原案可決すべくものと決しました。

以上、総務住民常任委員会の審査報告をいたしました。

○議長（倉兼政彦君） 委員長報告が終わりましたので質疑を行います。ございませんか。別段、質疑がなければこれにて終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第10号について採決をいたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第10号 美深町行政不服審査会条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第17号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正についてを議題といたします。本件につきましても総務住民常任委員会に付託をしておりましたが、委員長から審査の終了の報告が来ておりますので委員長から審査の経過並びに結果について報告を願います。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 総務住民常任委員会の報告をいたします。去る4日に付託されました議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正についての審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。本件は去る8日、総務住民常任委員会委員全員出席のもと説明員として町の担当職員も出席をいただき慎重に審査を行いました。今回の一部改正の趣旨ですが時限立法でもある本条例の有効期間を3年間延長し、新たに林産業の振興を図るため町産材の活用に対する補助を拡大するとともに解体補助を倍額にして空き家対策の推進を図ることが趣旨となっております。本委員会としては慎重に内容審査を行ったところ、本条例が改正されることにより過去の制度利用実績も非常に高く、特に制度継続要望も強く、町民にとっても今回の改正により補助率の高い制度の選択肢が増え、そのことにより町内における林産業の活性化が図られるとともに、空き家対策を推進し住環境の改善につながることから本条例の一部改正も全員一致により原案可決するものと決しました。

以上、総務住民常任委員会の報告をいたします。

○議長（倉兼政彦君） これから委員長報告に対し質疑を行います。ありませんか。質疑なしと認めます。討論もありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第17号について採決をいたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第17号 美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例の一部改正については委員長報告の通り可決されました。

◎ 日程第5 議案第20号乃至議案第26号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第20号 平成28年度美深町一般会計予算乃至日程第11 議案第26号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計予算までを一

括議題といたします。平成28年度各会計予算案7件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託をしておりましたが審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件についての委員会審査の結果については委員長から一括して報告をいただきます。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 予算特別委員長、審査報告を申し上げます。平成28年度予算案に関わる審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。本特別委員会は3月4日に付託されました議案第20号乃至議案第26号 平成28年度美深町一般会計予算他5特別会計予算並びに中央簡易水道会計予算について15日及び16日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては議長を除く全議員で構成する委員ですので省略をいたします。審査の結果につきましては一括ご報告申し上げます。議案第20号 平成28年度美深町一般会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第21号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第22号 平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第23号 平成28年度美深町介護保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第24号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第25号 平成28年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第26号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。平成28年度各会計予算の委員会審査にあたり各委員から指摘のあった事項等につきましては研究・改善に努力をされ今後の予算執行に充分留意していくことを理事者側にお願いを申し上げまして報告を終わりたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 予算特別委員会の委員長報告は議案第20号から議案第26号について原案可決すべきものとの報告であります。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。従って質疑・討論を省略し採決を行います。この採決は起立を持って行います。まず議案第20号 平成28年度美深町一般会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って議案第20号 平成28年度美深町一般会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第21号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り

可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って議案第21号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第22号 平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って議案第22号 平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第23号 平成28年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って議案第23号 平成28年度美深町介護保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第24号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って議案第24号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第25号 平成28年度美深町下水道事業特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って議案第25号 平成28年度美深町下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次、議案第26号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って議案第26号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第11号 行政不服審査法関連三法の施行

に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。これから議案第11号に関し質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければこれにて終了といたします。討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第11号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第11号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第12号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければこれにて終了いたします。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第12号について採決を行います。議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第12号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第13号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第13号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） これはマイナンバーの利用の関係だとは思うのですが、こういうことになれば、例えば乳幼児ですとか重度心身障害者の医療の助成を受ける場合、申請の段階でマイナンバーを申請書に記載しなければならないということですね。まず1つ確認しておきますが、いかがなものでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、ご質問のありました記載の関係ですが記載はする事になります。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） おそらく申請の段階で誰しもがマイナンバーについて充分理解をしていないまま、手続きが先行した利用方法を充分周知しないまま、先行しているわけです。おそらく中には既にマイナンバーの通知カードを無くしている人も現実にいるかもしれません。重度心身障害者あたりでしたら申請に行って書けない人もいるではないかと思うのです。そういう場合は事務方ではどのようなサービスをしていただけるのでしょうか。地方税法の税額等もそれとなった基礎資料も情報として取り扱いするということは所得制限をかけるために調査するのだと思うのです。今現在は中身にはそれほど変わりはないのでしょうかから今現在も所得制限の調査はしていると思います。人数的にはたかが知れていると思うのですが今までやれないのかどうかですよね。乳幼児、年間何人、30人もお子様が生まれれば大万歳です。重度心身障害者にしても美深の人口からすれば、たかが知れている人数なのです。そういうものがいちいち番号を記載しなければ調査できないものかどうかですね、含めてお尋ねします。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） マイナンバーの関係の記載の部分につきましては、色々書けない方または書き忘れて来る方もいるかと思います。現在の申請の際につきましては本人の確認をするということで本人確認の書類を提示してもらっている中に通知番号、本来では通知番号ですとかそういったものを使うことにはなるのですが、今ありました紛失等の場合におきましては基本的には再交付してもらうという事にはなるのですが記載にあたってはこちらの方でも情報、住基ネットそちらにも番号が記載されておりますので、その部分については職員の方で調べて記載することが出来ることとなっておりますので本人に、書いてきていないからといって申請の受付をしないということにはならないかと思います。それと今の体制のまま充分できるのではないかということではあるのですが乳幼児に関しても年間30件ぐらい重度心身障害者に関しては年間、数件程度ではあるのですがその部分、このマイナンバーを利用するにあたって、そういう添付資料等について所得証明ですか住民票ですかつけていただくことになるのですが、そういった部分の省略が可能となっておりますので、その部分では住民サービスにつながっているのかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） はっきりと最後まで。

後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君）添付資料として所得証明並びに住民票をそういった申請をする際に添付しているのですが、その添付を省略するということが可能となりますのでその部分については住民サービスができると思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 前段の部分は忘れて行っても職員がやるから良いというような話でした。職員が代わって住基ネットで調べて個人番号も記載してくれるのでしたら、わざわざ本人がやらなくても良いでしょう。それぐらいのサービスをいくらでも町で出来るのではないですか。今、言った通り乳幼児だって30人ぐらい、例えばの話ですよ。乳幼児だって30人、身体障害者も数件と言っているのですから。だからわざわざサービスをしなければならないという時に、わざわざ面倒臭いことをしなくなって、住民に押し付けなくたって良いのではないですか。何から何までルールに乗っ取って、よその町もするからうちもやった方が便利だなど、そういう発想からするからそういうことになるのではないですか。たいした手間ではなくて住民に負担をかけないようにするのがサービスなのですから、余計なことすること無いと思うのです。省略できるものは省略したって良いのではないかと僕は思うのですけれどもいかがなものでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 羽野住民生活課長。

○住民生活課長（羽野保則君） 只今ご質問ございました申請時におけるマイナンバーの記載の部分でございますけれども、一応、国がやるからそれにならってみんなやらなければならぬというのが常ではなく住民サービスを考えた形の中での取り入れ方、市町村での考え方で対応できないのかというようなことかと思いますけれども、一応原則といいましてはマイナンバー制度が施行されたことに伴いまして申請書類等につきましては記載を願うと。ただそれが記載が無いからといって申請を受理しないという事ではなく、そういう部分での対応の方はきちんとさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第13号について採決をいたします。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って議案第13号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条

例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第14号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。特段、質疑が無いようでございますので終了いたします。討論を行いますが、これもございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第14号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第15号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第15号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。これから議案第15号について採決を行います。議案第15号について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第15号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第3号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。質疑を行います。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 19ページにあります町の除雪の関係について、今年は例年ない気象庁の観測史上といいますか大きな豪雪地帯にさらに雪が多く美深町はなったわけであります。一連の町を2周りしながら街の中については排雪作業含めた除雪がやられているわけでありますし、それぞれ担当の方は苦労されたのだと理解はしています。私はその中でたくさん住民の方からの苦情が私の方にも入るわけでもありますが、特に中通りなどの排雪等について苦労しているのは苦情もそうでありますし本線はいいなと言われながら

幹線はいいなと言われながらもそこら辺の矛盾、不公平を訴える方がいるわけであります。私は提案をしたいと思っているのですが、確かに町も中通りあたりからの出てくる場所の一角を堆積場として、堆積をしたものがそれほど時間をかけないで排雪をしている現状を見ることができます。ただ、まだまだこれは私は非常に良いことだと思うのですがその地域の人たちがそこに堆積場があるので押している、ある人は長谷部町長の時代から押しているのに最近周りの人がおかしいと言う事を言ってくるという方もいますが、そんな方が毎日のように電話をもらうという状況を見たときに、その場所は町が確保してそこの場所を定期的に排雪していけば町民というのは非常に不満が解決するのではないかと思っています。そういう点について何かそういった契約を、地主との契約になろうかと思いますけれどもそういった人との契約を作りながら地域を守って除雪の不便さを安心した暮らしにつなげるような政策が必要だと考えていますがこれについてお聞きをしたいなと考えております。この委託料の関係について質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 町内の雪の堆積場の関係のご質問でございますけれども、堆積場につきましては町道の早朝除雪の際に除雪を効率よく行いまして通勤・通学の時間帯に間に合わせるような形で効率的に行うために町の方で借り上げている箇所が相当数ございます。これを住民で借り上げてということでございますけれども排雪ダンプ、排雪推進事業の中で排雪ダンプの補助の制度がございまして、これは自治会の方、まとまった自治会でまとまった単位での補助制度も可能でございまして自治会の中で堆積場を設定していただきて、その周辺の方々がそこに雪を押してそこの雪を排雪ダンプで排雪するといった内容の部分についても排雪ダンプ事業の方で助成ができるようになってございます。ですので、そちらの制度をご利用いただく形でお願いしたいと思いますし、早朝除雪の通勤・通学に間に合うような効率的な除雪の方にもご協力を頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 今の答弁では堆積場については自治会に申請を貰って、そしてそこと話をつけるということなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 地域の方がある程度まとまった形でこちらの方でお話をつけるということではなくて地域の方がここに雪を置いてそれを排雪して欲しいというようないった場合に排雪ダンプの補助が利用できるということでご理解いただきたいたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） それは従来通りですからそれは解っています。ただ、やっぱりその排雪事情の中で今年の場合は特にかもしれません、そういう場所がその他、苦情が出ているというのはやはりそこにそこの地主か排雪をしてくれという関係で出来上がるのだと思いますがその近くの人たちがその場所を利用して、その人らの不満を解決して欲しいという話をしているわけです。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 諸岡議員のおっしゃっている状況町内の状況等についてはこちらも当然、皆様のご意見として伺っております。ただし、こちらも地主さんから借りていて町道の雪を堆積するのに貸しているのに民地の部分はいかがなものだという話も受けております。それは最終的には貸せないよという話にもなる部分が1点あります。それと今年あたりの雪の多い年ですと1月に補正の議決をいただきまして、ご理解をいただきまして一次堆積場の雪取りもやっております。雪を取って振り返るともう雪山がいっぱい町道の雪が押せないというような状況も発生しております。予算委員会でもご答弁したように基本はやはり町道の雪の堆積場として借りている状況ですので、その他にも住民からの話としてはここの家の前には堆積場があって、私どもの家の前には堆積場がない。何故、私達の前に置けないと。前の人気が置いているのに50メートル離れたところはそこまで持っていくなければならないのだという話も。そういう話の中で行くと最終的にはすべての町道の方が、もしくはどこかに排雪場を設けないと基本姿勢を町道の雪というような形をとらないとならないということについてもご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） これは予算のときにたくさん出ていた話なので、くどくならないようにはしようと思うのですけれども、今年みたいな場合も含めて公道をいかにみんなが快適で使用してもらうかということを考えたときには、町だけではなくてやはり町民の協力も仰がないとなかなかできないというような形が見えてくるわけなのですけれども今、道路は基本的には出したらダメだとそういう決まりにしていますので、あまりそこをきちんとやってしまうと大変になってしまいますが、一応基本的には出さないで下さいといふのは広報ですか防災端末等を通じて告知はしているわけですけれども、それはそれで大事なことだと思うのですけれども、もう一步進めて例えは今年のように計画が変わる場合もあるかもしれないのですけれども、一度12月の末に1周したと12月中に1周したら次は大体2月になるのか3月になるのか分からぬですが排雪の時期は明示できないということは前々から聞いていますので

○議長（倉兼政彦君） 藤原君に申し上げますが、これは補正予算の額についての審査で

ございますので注意してください。

○ 6 番（藤原芳幸君） 除雪を進める上で注意する項目の中に 1 点、次の除雪は概ねこの位になりますよという事を含めて町道を町民に長く良い状況で使ってもらうような注意喚起といいますか協力体制を仰ぐようなことも一言盛り込んで喚起してくということも考えたらいかがかなと思うのですけれども次年度の除雪に向けての今回の補正予算等の中からの教訓として何か考えられないかどうか。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） これまでにも何回かご答弁させて頂いたのですけれども、大体住民の方については、ここに排雪が進んだら毎年同じくらいの順序でやっておりますので、大体ここにきたら大体この辺で家に来るなというところでは解るのではないかなと思います。ただ、それ以上やってしまうと実は実験的に 2 路線ほど、この間やった経緯があります。一部はしらかば団地の中でやった経緯があります。そうすると次の日、道が塞がってすべて道の上には 4 メートルの雪が、これは平成 24 年度です、なっていた時があります。役場の前でもやったことがあります。そうすると国道から役場までの間で 1 日終わってしまうというような状況です。それと東 2 条道路でも 1 区間、昔やった経過があります。それも全く同じです。というのは当然、何月何日ここに入っていくと確実な情報を今、言ったように路線というのは大体順々にやっていますので大体の予測がつくと思います。それ以上の予測をやると家の後ろから屋根の雪を下ろした雪からすべて実は今までの経過からいってやっております。国道のように広い道ですと、どこかロータリー車、ダンプが走れる所ができるのですけれども、なかなか町道の今の幅員で行くと無いということで、それを今後やるということになれば、なかなか除雪事業 1 年間に基本的には 2 回、周るようなことを今、計画しながら 1 年間やっているのですけれども、なかなか厳しいというような結果が出ていますのでその辺はなかなか除雪事業というには町民のご協力をなくしてはできない事業です。それに対してわれわれも相当な相談の時間を割いて、呼ばれたときには必ず現地にお伺いしているような次第ですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6 番 藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） 僕が言いたかったのは逆で、いつりますではなくて、入った時にもう 1 カ月ぐらいは来れませんよ、ということをお知らせして住民の人に溜まつたら来てくれるというような感覚ではなくて、逆にこの次は 1 カ月先になりますよ、ですか 1 カ月半先になりますよという中で除雪作業の時にそういうことをお知らせしたらいかがかなということだったものですから。除雪の入る日をお知らせするという趣旨ではなかったのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） その辺については広報に年2回程度の排雪を町は検討していますという程度で大体ご理解いただけるのかなということでその辺についてはその2回程度シーズンの前に排雪をしておりますみたいな情報というのは広報等で伝える事は出来るのかなと。ただこれについてはほとんど、まちづくり懇談会についてはちょうど雪シーズンの前にうまい具合に時期が重なるものですから、かなりその辺についてはまちづくり懇談会でも濃く、除排雪の話についてはでてきてますので一定程度は周知しているのかなということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようありますから質疑を終了いたします。討論を行いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第3号について採決をいたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第3号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 議案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 議案第4号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段、質疑がなければ終了いたします。討論を行いますが、討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第4号について採決を行います。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第4号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 議案第5号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） この中で概ねサービスの実績に伴う減額の金額がほとんどだと考えておりますけれども、このサービスが行われなかったということについての主な要因というものはどこにあるのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 今回の補正予算に関する増減の額につきましては主な要因としましては当初予算の時点では第6期の介護保険計画の推計の通知によって補正予算を組んでおります。今回の補正額については今までの実績額が確定してきておりまして後2月ほどの推計を積み上げたなかでの差額が今回の補正額ということになっておりますので要因というところでは当初計画との実績との差ということになるかと思います。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 結構大きな金額が当初計画よりも減額修正されているところに当初計画の見積もりが甘いというか過大に見積もったのではないかと思われるようなことも考えられるのですがその点についてどのように考えますか。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 額的に見ますと非常に大きな額の増減というよう位見えるかと思っていますけれども1つ施設サービス給付の額につきましては施設に1人入所すると年間300万也という額が動きますので、そこで若干入所が月にすれば2名程度の減になっているのかなと思っておりますけれども、その程度の増減は年間を通して例年から見ましても出てくる数字なのかなと認識しております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） というのは、介護保険料を上げてまでも、個人の負担を上げてまでも作ってきた今度の計画の始まりの年ですよね。そういう意味ではその辺のところがもう少し精査をした形で介護保険の値上げをしなくても済むような形も取れたのではないかと思うところなのですが、その辺のところについてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 議員さんのおっしゃる通り、数字上この減額が今回、多くなっておりますので、そういう考え方もあるかと思いますけれども残り2年間

という期間もありますので、その中で基金をどれだけ崩さず、また繰り入れを少なくしていけるかというところも出てくるかと思いますが、あと2年間の中での若干の事業の増減、増も見込まれる部分も施設が増えているという部分もございますので、そういう部分では今の段階では3年間通しての見込みというところまではまだ確定はできないのですけれども、今回保険料を上げた中での対応としては、まず少し余裕ができたのかなと思いますけれども今後の事業展開の見込みがはっきりしない所もありますので、ご了承頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 特になければ質疑を終了いたします。討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第5号について採決を行います。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第5号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第20 議案第6号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 特に質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第6号について採決を行います。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第6号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 議案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 議案第7号 平成27年度美深町下水道事業特

別会計補正予算（第3号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 特に質疑がなければ終了いたします。討論を行いますが、討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第7号について採決をいたします。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第7号 平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第22 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第22 議案第8号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 特に質疑がなければ終了いたします。討論を行いますが、討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第8号について採決を行います。議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第8号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第23 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第23 議案第9号 美深町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題といたします。質疑を行います。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 11ページなのですが観光に関するところで表2の1に観光客の入り込み状況という表があります。この表にまとめられている数字、各年度の数字、合計がないわけなのですが事務報告の観光客の入り込み状況の内容と一致していないのですがなぜ一致しないのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） この入り込み状況につきましては平成21年までの部分については前回の計画通りの記載をしておりまして、その後は実績に基づいて記載をしているところなのですけれども事務報告との状況については確認をさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 私から言いますが函岳の入り込み客とイベント推計という項目がここから抜けているのです。それが23年度からの集計の対象だったのだろうと思いますが今のお話ですと21年までのデータを元に作表をしたとなると単にそういう発想の元にこの表の作成をしたのだろうと思いますが、質問の意図はその計画書の中に訂正と今回、議案の訂正等もありましたけれども、そういう訂正や提出後に修正する必要が生じた場合、この計画書については協議をする必要があるのか、報告だけにとどまるのかその辺いかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 基本的には計画書の本文ですので、今、言われた部分もそうなのですけれども、ここの部分に修正がある場合は北海道の事前協議を得て議会の議決を得て修正をするというものになります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） それではこの表の2の1の部分について平成23年、25年の部分についてはその修正の対象になると考えますがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） ここの部分に函岳の部分を入れるという修正ということでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） もう一度説明してください。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） この表の2の1の観光客の入り込み状況の表の中に平成21年までについてはこの3区分だったのでしょうかが23年度、25年度には事務報告に函岳とイベント推計というのを加えたのだと思うのですね。その際に事務報告では現時点で区分が多くなって観光客の入り込みの実績が増えているという感覚になるのですが、この計画書においては23年度、25年度に入れられるデータを入れていない、それはなぜですかということを聞いたのですね。それでその修正を必要とする場合、先ほど斑渓の斑という字も違っていたのですが、その計画書の訂正等が生じた場合にどういう協議の過程を踏むの

かということです。

○議長（倉兼政彦君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 事務報告の中では函岳それからイベントの入り込み数、そういったものも掲載もしているところなのですけれども、この過疎計画の部分でいきますとこの3区分についてここに記載をしていくということで道の事前協議等ではそれ以上の部分などについても言わせておりませんので、このままの形でいきたいと思います。特に大きく内容について文言というか内容がこういうものが実際に削除になったとかそういう部分があったり、新しい計画を追加する場合は事前協議と言うことで手続きを踏んで変更していくということをさせていただきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今、その過疎計画の修正、訂正等のことに触れられておりましたので、これは28年から32年度までの5カ年計画ということで、例えばここに新たに過疎計画の中で入れたいもの、あるいは抜きたいもの等があればそれは道の部局との折衝の中でそれが可能だという見解で良いのですか。今の答弁を聞くと。

○議長（倉兼政彦君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 最初に計画を策定し、それ以降になかなか削除という部分は無いと思うのですが追加になる場合、例えば前回の計画でも確か給食センターですとか圧雪車ですとかそういったものが追加になってきていた経過があると思います。そういうときには道の事前協議をして議会の議決をいただいて本文にその項目を追加していくという作業をしておりますので同じような形で追加をしていくということになります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。特になければ質疑を終了いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第9号について採決を行います。議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第9号 美深町過疎地域自立促進市町村計画については原案の通り可決されました。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第24 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題といたします。本件の提出者は岩崎君。賛成者は中野、齊藤、藤原、長岐、和田君の各議員です。この際、提出者の岩崎君から本件の提案説明をいただきます。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 広報特別委員会の設置についての提案説明をいたします。発議第1号 平成28年度議会広報特別委員会の設置について提案説明を行います。提出者は私、岩崎。賛成者は中野、齊藤、藤原、長岐、和田の各議員です。本件は地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集・発行及び議会の公開、広報誌の果たす役割の調査並びに町民との懇談会等による広聴活動を行うことを目的として地方自治法第110条及び委員会条例第5条に基づき設置するものです。特別委員会の名称は平成28年度議会広報特別委員会。委員の構成は6名で議会の閉会中も活動することができ、設置期間は調査終了までとするものです。議員各位のご賛同を賜りますよう申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の説明は平成28年度議会広報特別委員会の設置でありますか、6人の委員構成により調査期間は調査終了までとし、議会の閉会中も活動することができる特別委員会の設置をしようとするものであります。本件についてこれから質疑を行います。質疑がなければ終了いたします。

討論を省略してお諮りをいたします。本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って発議第1号 特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。本特別委員会の委員の選任については委員会条例第6条第1項の規定により議長から指名をいたします。岩崎君、中野君、齊藤君、藤原君、長岐君、和田君を指名いたします。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って本特別委員会の委員は只今申し上げた6の方に決定致しました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は概ね11時20分といたします。議長から特別委員会の招集をいたします。議会広報特別委員会を直ちに開き正副委員長の互選を願います。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（倉兼政彦君） 定刻前ですけれども全員お揃いでございますので休憩を解き、会議を再開いたします。

議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、それぞれ正副委員長の互選を行っております。議会広報特別委員会の委員長に岩崎君、副委員長に藤原君が就任しておりますのでご報告をいたします。

◎ 日程第25 承認第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第25 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民並びに産業教育常任委員会、議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定いたしました。

これで今定例会に付議されました案件の一切を終了致しました。会議を閉じます。

平成28年第1回美深町議会定例会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 岩崎泰好

署名議員 諸岡勇